

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第五号

平成九年六月九日(月曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動

六月六日
辞任
益田 洋介君

補欠選任
海野 義孝君

六月九日
辞任
岩井 國臣君
吉川 春子君

補欠選任
林 芳正君
須藤美也子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

遠藤 要君

委員

片山虎之助君
倉田 寛之君
永田 良雄君
松谷蒼一郎君
今泉 昭君
広中和歌子君
清水 澄子君
齋藤 勲君
笠井 亮君
石川 弘君
狩野 安君
亀谷 博昭君
久世 公堯君
杵掛 哲男君
斎藤 文夫君
塩崎 恭久君
関根 則之君
中島 眞人君
長尾 立子君

國務大臣

大蔵大臣
文部大臣
農林水産大臣
内閣官房長官
(内閣官房長官)

政府委員

内閣審議官
内閣審議官
経済企画庁国民
生活局長
大蔵大臣官房長

林 芳正君
保坂 三蔵君
三浦 一水君
宮澤 弘君
吉村剛太郎君
阿曾田 清君
荒木 清寛君
石田 美栄君
泉 信也君
岩瀬 良三君
海野 義孝君
小林 元君
鈴木 正孝君
浜四津敏子君
日下部清子君
鈴木 和美君
角田 義一君
久保 亘君
峰崎 直樹君
須藤美也子君
田村 公平君
奥村 展三君
山口 哲夫君
三塚 博君
小杉 隆君
藤本 幸雄君
梶山 静六君
島中誠二郎君
白須 光美君
井出 亜夫君
涌井 洋治君

大蔵大臣官房金
融検査部長
大蔵大臣官房総
務審議官
大蔵省主税局長
大蔵省理財局長
大蔵省証券局長
大蔵省銀行局長
大蔵省銀行局保
險部長
大蔵省国際金融
局長
文部大臣官房長
文部大臣官房総
務審議官
文部省高等教育
局長
農林水産省経済
局長
労働省労政局長
常任委員会専門
員
日本銀行理事
本間 忠世君
中川 隆進君
武藤 敏郎君
薄井 信明君
伏屋 和彦君
長野 彪士君
山口 公生君
福田 誠君
柳原 英資君
佐藤 禎一君
富岡 賢治君
雨宮 忠君
熊澤 英昭君
松原 亘子君
田中 久雄君

質疑のある方は順次御発言願います。
○塩崎恭久君 自由民主党の塩崎恭久でございます。きょう、金融監督庁を新しくつくるということで御質問させていただくわけでございますが、冒頭申し上げておきますが、この法案には当然賛成をいたすつもりでございます。しかしながら、将来に向かつていろいろとまだ改善をしていかなきゃいけない点もあるという気持ちを持ちながら質問をさせていただきたいと思うわけでございまして、
去年の二月に金融行政を初めとする大蔵省改革プロジェクトチームというのができて、私自身もそのメンバーに加えていただいているいろいろな議論をさせていただきました。その結果として日銀法の改正とこの金融監督庁の法案が出てきたわけでございまして、そういう意味で大変感慨が深いわけでございます。
ちょうど今、野村証券の問題、そしてまた第一勧銀の問題とゆゆしき事態が起きて、我々としてもこれから新しい金融をつくり上げようというやさきにこういう問題が起きてくるのは大変残念であるわけでございます。
もともとビッグバンをやるうと橋本総理が考えられたのも、今の東京市場あるいは日本の金融機関の国際競争力が低下しているというふうに思っているにいたしてあのような案を出してきているわけでございまして、私も昨年ヨーロッパに参りまして、ロンドンで日本のトップバンクの一つの責任者にお話を聞きました。
いろいろ海外で競争している彼らの発言を聞いて、つくづく今までの金融監督というものの性格というのか、実態というものの本質を見たような、聞いたような気がするわけでございまして、もちろん自分たちの努力不足というの銀行側にもあ

ったと思うわけですが、その一方で、やはり新しい商品をつくったときには大蔵省にお伺いを立てて、大体まだかまだかと言って半年ぐらいたって、いいよと言われたときにはもう既に外国の銀行が新しい商品を、似たようなものをつくっちゃっているというようなことをしばしば経験したというお話も聞きました。そういうことを繰り返しているうちに、だんだん新商品開発能力というものが邦銀に欠けてきたというか、そういうことを聞いて実は愕然としたわけでございます。

そもそも日本人というのは金融面において革新的ではなかったかということを考えてみると、歴史をひもといてみますと、例えば享保十五年、一七三〇年でございますが、大阪の堂島というのが今でもございますが、あそこが世界で最初の証券と先物の取引所、堂島米会所というのが実は一七三〇年にもう既に世界に先駆けてできているわけでございます。

そういう意味で、日本人の金融に対するイノベティブな考え方というのは決してともとなかったわけでもないわけであって、むしろ日本は世界に先駆けてそういうものをつくったという意味では、本来はあったんだらうと思います。それが今こういうことになって、ビッグバンをやっても日本の金融機関で世界に勝てるどころはないんじゃないかなんて外国から言われているという状況にまでなっているわけでございます。そういう意味でこれからの金融監督というのは本当に生まれ変わらなきゃならないというふうに思うわけでございます。

前置きはこのぐらいいたしまして、早速でございますが、これは金融監督庁の法律には直接は関係ありませんけれども、この野村証券、それから第一勧銀の一連の不祥事、それから住専の問題、去年随分議論をいたしました。

こういった問題、これだけじゃありませんけれども、監督責任というものを大蔵省としてどう考えておられるのか、この辺についてまずお伺いをし、そして今後の検査監督方法の具体的改善方針

をどう考えているんだ。罰則を強化するとかいう話を聞いているわけでございますけれども、今の時点でどういうふうに考えておられるのかということ、特に監督責任の問題でお話を承りたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) ただいま塩崎議員から、我が国の歴史をひもときながら、なおかつビッグバンを目指して取り組む我が内閣、与党の皆さんの協賛を得つつ、また野党の皆さんの御理解を得て、ニューヨーク、ロンドン並みということを目指しておることはそのとおりであります。

しかるに、野村問題、第一勧銀問題、住専問題、大蔵の責任いかんということでありまして、証券については証券等監視委員会を設置し、事前チェックから事後チェックというように監視行政に切りかえて成果を上げておると私は思うのであります。が、今度の事件処理もそういう点では、少ないスタッフではあります、やり来ったところでありまして、よって、事実説明を明確にすることによりまして事後の再発防止に万全の対策をとることが、証券委員会とはより大蔵省として極めて重要な課題になってきたと思っております。

当然、勧告あれば厳正に対処はかねがね申し上げてきたところであります。よって、今後捜査の事情、監視委員会の勧告等を受けまして厳正に処分することは極めて重要でございます。この教訓を事後のビッグバンのシステムに生かしていかなければならないことだと思っております。

また、第一勧銀に関連いたしました、総会屋にルールを外した融資をしたのではないかと。公共性、社会性の強いのが金融機関でございます。大抵きれば大きいほど模範とならなければならない今日であります。次々に報道される事実を聞いておるにつきます、極めて遺憾のきわみでございます。ただいまのところ、大蔵としては検査の対応に許されるぎりぎりの範囲でやってきたと私は報告を受けておるわけでありまして、そういう中で、報告をしないという疑惑が残って今解明が

急がれておるわけでございます。よって、このような問題が今後にも尾を引きませんように教訓として取り進めていかなければなりません。

いずれにいたしましても、引き続き事実関係については徹底的な調査を行うべしという指示を銀行局にいたしておるところでございます。捜査等の状況を踏まえつつ、法令に従って厳正に対処をしていかなければならぬと思っております。

住専の問題、あれだけの騒動の中で可決、決定をされました。これは、金融機関というよりもリース会社、ノンバンクという名のごとく貯金をしない貸し付けと。こういうことの中で、責任逃れではございませんが、大蔵の監督権の及ばざるところであります。しかし、金融をしていこうという意味ではそれではいかぬのではないかと御批判は率直に受けとめていかなければならぬと思

います。金融監督庁がこれから御審議の結果としてスタートをさせていこうということになります。その中で何が行い得るのか、所管が違ふものでございますから、また金融の一つの形態ではあります。金融機関としてのあり方ということと包括的にどう見るのかということとは、今後の議論の存するところであります。

しかしながら、住専の問題として起きて公金支出をいたしましたわけでございますから、最大の努力をすることによって回収を国庫に返還をしていく、このことだけは厳しく問われておるところでありますから、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

決して責任逃れではなく、この起きた事態に冷静に対処をしながら、今後、日本の金融界がよみがえったと言われましますように、捜査の実態の解明、それに基づいて対応をきつちりとしたものにつくり変えていかなければならぬ、それと同時に、社会的存在、公共性の存在としての金融機関の自覚が第一にまたれるところかなと、こう思っております。

○塩崎恭久君 今の大臣の御答弁は、事務方が恐らく御準備をされていた部分が多かったんではな

いかなど私は今思いました。大臣がみずからのお言葉で語れば、もう少し踏み込んでいただけたんではないかと私は思っております。それは皆さんもお聞きになっていて思うんだらうと思うんですけれども、やっぱり監督責任ということはどう考

えるのか。つまり、今回の問題が起きてこれが監督責任があったというふうに、今の御答弁からは少し印象が薄かったような気がして私にはならないわけでございます。きょうはその問題が主ではないわけでありまして、あえてそれ以上はもう申し上げません。

ここにちよつとイギリスの、去年実は出されたレポートと、それからBOE、英蘭銀行の出した検査監督の改善提案というものがございまして。これはもう御案内のように、例のペアリングス事件というのがございまして、損害額が千三百億円というところで、たった一人のやつたことでこのペアリングスというのがもうつぶれてしまいました。それをきっかけに、イギリスの場合は英蘭銀行つまり中央銀行が検査監督を現在はやっているわけ

でございますが、それがアーサー・アンダーセンという公認会計士、事務所並びにコンサルタントでございますけれども、そこに依頼をして、自分たちの検査監督体制がどこが悪かったんだと、どうしてペアリングス社のような問題が起きてしまったんだらうか。それをぜひ徹底的に洗ってほしいということ、小一年かけて検討してきた結果がこの冊子であるわけでございます。

それと同じ日に、BOEとしてはこのアドバイスをほぼ全面的に受け入れる形で、検査官も約百人ふやす、それから組織も変える、それから審査のやり方も変えるということを去年の七月に提案をしていっているわけでございます。これはもうまさに自分たちのやってきたことは間違っていたと。したがって、どこが間違っているのかを見てほしいというのを外の人に徹底的にやってもらって、もちろん審査に当たっている中央銀行の人たちのインタビューもやりましたし、それから銀行あるいは格付機関、いろんな人たちにインタビューや

調べた結果をまとめた提案であるわけでござい

す。そのように、やっぱり間違つたものは間違つたものと認めて私はいんじやないかなと。そのかわり二度とそういうことは起こさないということの方がずっと大事であつて、そのためには、今まで日本の場合でありますと、大蔵省なりの審議会で検討してもらつて、そこから出てきたものを踏襲するという格好でありますけれども、しよせんは大蔵省の方が選んだ学者さんなんかやってくるということでも、もちろんいい提案を出していただきますけれども、なかなかここに書いてあるような厳しいことは出てきにくいんと思うんです。

そういう意味では、私はあえて、これから公的当局の検査もそうだし、それから外部監査、後で時間があれば聞きたいと思ひますけれども、それから何を差しおいても、大臣今おっしゃつたように第一勧銀や野村証券そのものに問題が仕組みとしてもあるわけでございしますから、こういうものについて外の目で検討してもらおうということについて、これは実は通告をしていない質問なので、申しわけないわけでございしますが、そういった外のレビューを受けるという提案についてどう思ふか、もし構わなければ大臣にお答えをいただければなというふうに思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 国民代表である国会議員として、また院の権威のある委員会において質疑をされておりますことは当然重く受けとめまして、今後にもそのことをどう生かせるか、相努めてまいります。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。次に、財政と金融の分離についてというテーマに移りたいと思ひます。

ここに行政改革会議に大蔵省から御説明をされたペーパーがあるわけでございしますが、ここにいろいろ、財政と金融に関する事務の組織的な分離の意見についてどう考えるかということ、もう既にこの委員会でも随分いろんな議論が行われて

きているわけでございします。この大蔵改革PTでずっとやってきた議論というのは、結局、とどのつまりは財政と金融をどう切り分けていくのかという問題にたどり着いてるんじゃないかなと思ひますし、十二月にまとめた三党の合意というのがございしますけれども、これに財政と金融の分離そのものについても明確にこれからの省庁再編の中でやっていくということが唱えられていくわけでございします。

当然、政党政治が基本でございしますから、与党が決めたラインに従つて政府も御検討いただかなければいけないというのが筋だろうと思ひるのでございしますけれども、財政と金融の分離について、大蔵省、もう一回ごく簡単に結構でございしますから、エッセンスだけ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(武藤敏郎君) 財政と金融のあり方に關しましては、我が国の行政機構のあり方の根幹にかかわるものでございします。大蔵省といたしましては、財政と金融を一体的に把握いたしまして政策を企画立案する組織というものが、まず第一に、G7等におきまして国際的な政策協調への対応、第二に、通貨と国庫というものが非常に制度的に關連しているという観点、第三番目に、二十一世紀、グローバル化と高齢化が進展するという環境の中で、限られた資源を効率的に配分するという観点から、ますますそういう部門、組織の存在というものが重要になっていくのではないかと、うふうに考えております。

ただ、いづれにいたしましても、本件につきましては行政改革会議において中央省庁再編のあり方の検討の一環として大所高所から御議論をいただくものというふうに理解をしております。

○塩崎恭久君 一口に財政と金融と言ふと、いろんな意味が、特に金融の方に含まれてしまふと思ふんです。

総務審議官、金融というのはどういうふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(武藤敏郎君) 金融というものについ

ていろんな切り口があるかと思ひますが、御質問の趣旨に一番適切かなと私なりに考えます切り口で申し上げますと、金融というものは、金融政策と金融機関の検査監督、それから第三番目に、金融制度、通貨制度の企画立案、あるいは市場のルールの整備といったようなものに分かれるのではないかと、一言で言えば政策、企画立案、それから検査監督というふうに分かれるのではないかと。

政策の方、金融政策につきましては、御承知のとおり、今回の日銀法改正によつてより充実、日本銀行の独立性がきちつとされていく、検査監督については、まさに監督庁設置法によつて今までのいろいろな問題に対して対応していく、企画立案は大蔵省に引き続き残つた内容になると、このようになるわけでございします。

○塩崎恭久君 今の分類の仕方というのは、大体そのとおりだと思ふんです。

金融政策というのは、マネタリーポリシーというわけで、マクロ政策であるわけです。それから、金融の検査監督というのは、英語で言えばもうバンク・インスペクション・アンド・スーパービジヨンとでもいうんでしょうか、そういうことだろうと思ふんです。それを一つの言葉で金融と言ふと、何かみんな入つちやつて、財政と金融は一体でないといけないということと今まで議論してきましたけれども、今のようにお分けをいただければ、もう既に中央銀行を独立させるという意味で、金融政策という意味では財政とは離しますというのを今もおっしゃつたと思ふんです。

それから金融監督についても、今回のこの法律で財政当局から離しますと。

ただ、総理が、このアウトラインが決まつたときに、細い糸で大蔵省とつながつていふという意味で大変よかつたのではないかと。私も当初そういうふうにしておりまして、ところが、その細い糸が本当は割合太いロープだつたりするとこれは問題がいろいろ起きてくるわけでありますから、そこはこれからまだ議論しなければいけな

いと思ひます。あとは通貨制度ということで、特に為替の問題とかあると思ふんで、それをぜひ分けていただかないといけないと思ふんです。

今の御説明では大体分けておられるわけでありますけれども、この資料の中では、結局最後にはやっぱり一体的に見なければいけないというお話になつちやつて、せつかく今みたいな緻密なお話をいただいているのに、最後にまとめていないといけないということでありまして、それをなぜそういうふうにならなければならないのか、G7の例でございまして、G7のときに、責任を持って金融と財政の話をできない大蔵大臣はこれは国のためにならぬ、こういう話でありますね。

ところが、じゃ何のために大蔵大臣と中央銀行が行つていふのか、それはとりもなおさずマクロの財政政策を語れる中央銀行の総裁が二人いて初めてマクロの金融、財政政策を有機的に七カ国の間で話し合ひができるということではないかなというふうにお考えをいただいておりますが、これを見てみると、大蔵大臣が全部説明しないこれは責任をとれない、こう書いてありますけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員(武藤敏郎君) 確かにちよつと言葉足らずであるかもしれせんけれども、私どもは個々の金融機関の検査監督といったようなこと、あるいは公定歩合政策、公開市場操作といったようなマクロ金融政策についてまで大蔵大臣が所管しないとG7で対応できないというふうには考えております。

ただ、各国の大蔵大臣の状況を見ますと、金融制度の企画立案、市場のルール整備といったようなことについては大体、これ一概に論ずるのは非常に誤解を生ずるのでございしますけれども、大体大蔵大臣が何らかの権限を持つておつて、G7では御承知のように、財政、金融全般にわたる議論が行われているということを申し上げていふつもり

でございます。

○塩崎恭久君 アメリカのOCC、通貨監督庁は確かに財務省の下にありますけれども、御案内のように、アメリカは大統領が通貨監督庁の長官を任命し、そしてまた人事的にも全くつながりがないと。独立して運営をしているし、なおかつ法律面でその独立性を担保しているんですね。ナショナル・バンク・アクトというのがありまして、その中に、財務省はOCC長官が行ういかなる規制の制定をおくらせたり妨げたりしてはならないということがはっきり書いてあるわけでありまして、ですから、よく大蔵省が配る資料には、OCCも財務省の一組織だ、こう書いてありますけれども、その中であつてこうやっちゃって切り分けをしていくわけでありまして、さらに別の法律でもって、OCCは議会へ立法を働きかけたり、あるいは証言を行うに当たつて事前に財務省のチェックや許可を受ける必要はないということが書いてあるんです。

ドイツの銀行監督局もほぼ似たような格好に切り分けがされていて、人事的にも分かれておりますし、今度大蔵省がベルリンに行くときに、今ベルリンにある銀行監督局はボンに行くこと。お互いに避けるようにして別々に行くというふうな実態はなることになっておりまして、そこであらわれているように、やっぱり今回の金融監督庁の問題も財政と金融の間にどのくらいの距離を持たすかというところが大事な点だろうと思ふんです。

余り長々こればかりやつていてもいけませんけれども、やっぱりそれは歴史が示している、かつては例えば日本でも江戸時代に、あるいは西洋であれば王制の時代に今で言うファイナンスという言葉はもう金融も財政も一緒なやつてきたわけですね。ところがそれを一緒にしている、インフレが起きたり、あるいは金融機関の腐敗が起きたりいろんな形が起きてくる。そういうようなことから歴史の教訓として金融と財政というものを分けてきたというのが私は今までの流れだろうと思ふんです。ですから、ここで改めてまた一

緒にやるということになれば、これは歴史の流れに逆らうか、あるいはこの間のパブルの反省を余りしていないか、どつちかじゃないかなという気がしてならないわけでありまして、きょうその話ばかりずつとしていてもしょうがありませんからこのくらいにいたしておきたいと思ひますけれども、やはりきつちりそこを分けるということをしていかなければならないんだらうなと。

企画立案を大蔵省あるいは財務省に残すということ、一般的に大体そうだろうと思ふし、私もそれはそれでいいと思ふんです。ですけれども、あと少し質問させていただきましても、どこまでを企画立案というんだと、それを気をつけなければ結局ものもくあみになって、橋本総理が細い糸でつながつてよかつたとおっしゃったのが、実は太いロープでざりざり縛つてしまふというふうなことになるかねないということがあるんじゃないかと思ふわけでございます。

そこで、この企画立案と監督庁の検査監督の分け方というのは、結局今申し上げた財政と金融をどう分けるのか、あるいは財政当局と金融監督当局とをどう分けるのかということになつてくるわけでありまして、その問題としては例えば共同省令の問題、それから預金保険機構をどこが見るべきかという問題、それから人事の問題、随分いろいろと出ておりますけれども、そういう問題が全部入ってくるんだらうと思ふんです。

それで、大きなやつからいけば、まず共同省令の問題で、もうこれは随分いろんなところで議論がされておりますからエッセンスだけを申し上げたいと思ふわけでございますけれども、この共同省令はこの間議員から質問が出ておるようでございますが、なぜ全部共同省令にしなければいけないのかということをお願ひいたします。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。

議員御承知のとおり、現在、銀行法等の金融関係法におきましては、法律、政令、銀行法施行令等々、これらの委任に基づきまして多数の条項に

わたります省令が定められているところがございます。

金融監督庁は、これらの省令も含めまして、法令に基づいて検査監督という執行面の機能を担うわけでございます。省令の制定、改廃、これはルールを定めるといふことでございまして、基本的に企画立案という性格を有すると思へるものでございまして、その際、執行面との整合性が重要ということで共同省令というふうにしていただいております。

なお、省令につきましてはさまざまな規定がございます。その中で、主として検査監督のための手続を定めるものなどの検査監督上の必要性の高いものなどにつきましては、実際の制定、改廃に当たつて監督庁が指導することにならうかと考えております。

○塩崎恭久君 もし、共同省令をつくらうというときに、両方の考えがうまく合わないときにどういふふうにするかというルールについてはどうでしょうか。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。現実問題として申しますと、銀行法施行規則とかそれぞれの省令が現にあるわけでございますし、それについてどういふふうに変更していくかというのがまず第一にある。もう一方は新しい法律、法令の大改正、法律そのものの改正があつたときどういふふうに行うかというふうなことがあるうかと存じます。

これは幾つかのあれがあるかと思ひますが、例えば法律などにつきましては、金融監督庁の方で検査あるいは監督をしていて、その際、改正等が必要じゃないかということで大蔵大臣と協議をする、連絡、連携するということもございまして、省令レベルというところで申しますと、そういうことについてどうなのかということでお互いに話し合いをしていくということにならうかと存じます。

これについてはルールというお話でございますけれども、いずれも、もとより分離独立いたしま

した機関でございますが、内閣のもとにおきまして当然の連帯を図っていくべき組織でございますので、またその一方が金融の企画立案、またもう一方が金融に関する検査監督の実務、これを行つていくということもございまして、それぞれその経験に基づく意見を尊重いたしまして適切な調整が図られるものというふうにご覧いただいております。

○塩崎恭久君 話し合うことで解決ができた、内閣が一つだからうまくいくんだと思ふんだつたら住専の問題なんか起きなかつたと思ふんです。野村の問題にしても、第一勧銀の問題にしても、絶対に起きないはずですよ。そうじゃないからこういう問題をどうするのかということであつて、先ほど来申し上げているように、財政当局と金融の監督当局とをきちつと分けるということは、監督当局が自分たちのルールの中でもうごちまわりの検査監督をやるんだということでありまして、そのくらいきちつとやればいいんですよ。

そもそも、全部共同省令である必要は私はないと思ふんです。物によつてはやっぱり根幹にかかわるようなものがあるかも知れない。ですから、そういうものは例の協議をするということ、新庁の長官が必要とあれば、信用秩序の維持にかかわるような問題のときには協議を大蔵大臣とするというのがありますけれども、それと同じように協議をするということにでもすればいいのであつて、何でもかんでも全部やらなきゃいけないということではないと思ふんです。

そもそも考えてみれば、確かに銀行法におら下がつているというお話がありましたけれども、法律というのは大体国会がつくるものでありますから、我々がこうだというふうな決めればできるはずでありますから、そこはやっぱりちよつと言ひ方をおかしいんじゃないかと思ふんです。それはもう一回、どうですか。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたが、それぞれのいわば主担当と申しますか、尊重されるべき分野を持つた

ものがあろうかと存じます。それにつきましては、それぞれのよりこれに近いもの意見というものは当然尊重されていくだろうというふうに考えております。

○塩崎恭久君 結局、運用でしかやらないというお話でしかないと思うんですね。ですから、これは今の出てきている法律はそういうことになっていきますから、衆議院の方の附帯決議でもそれについてコメントがありますので、今すぐ変えられないのかわからないけれども、しかしこれはやっぱり大いに問題があるところでありまして、これからまだ我々としてはぎゅぎゅと詰めていかなきゃいけないことだろうと思うんです。

もう一つ、預金保険の問題も、料率が制度の枠組みだということをお考えなんでしょうけれども、例えばアメリカなんかは複数年の保険料率で九三年から始めているわけです。これはもうまさに監督のツールとして預金保険というものの料率を持っているわけであって、私はそういうことも大蔵省ではなくて、これは金融監督庁が見ていくべきことではないかなと。むしろそちらの方のマトリクスではないかなというふうに思っています。

確かに今財政資金が大分入っていますから、そういう意味では大蔵省のかかわりというのを否定はもろんでできませんけれども、やっぱり将来的にはこれは監督庁のマトリクスだということには思っていますけれども、その点簡単にいかがでしょうか。

○政府委員(白須光義君) お答え申し上げます。

現在御審議いただいております法案につきましても、金融機関、金融事業を行います民間事業者、これの検査監督、これを監督庁が扱うという基本的な考え方に基づいておりまして、そういう意味で、この延長線上として行います適格性の認定等につきましては監督庁の方で担当する、また預金保険の御指摘の保険料率とか業務の範囲、これらは枠組みという観点から、これらの認可につきましては大蔵省の企画立案というように仕分けをいたしているところでございます。御指摘の例えは可変保険料率、これらを監督のツールとして

使うというような問題につきましては、また現行の法制度ではございませんので、それは御指摘をいたしまして拝聴させていただいたところでございます。

○塩崎恭久君 何でもかんでも大蔵省がかかわってということではやっぱりいけないと思うので、例えば預金保険というのは、日本では何か公的なものだと思うんですが、実はヨーロッパに行くと、フランスとかドイツの場合は、実は民間で出合ってやっている、民間の自主的な保険なんです。

ですから、アメリカの場合はFDICといつて、財務省の中だけでもきちっと独立した、さっきのOCCと同じような形のところでやっているわけでありまして、ですから、そういうふうな初期から決めつけなくて、これから余りくちばしを入れないということでありまして、もつと自由に設計を監督のツールとしてやれるようにした方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、もう余りやっても時間があと五分しかありませんから次に移らせていただきたいと思います。

BISで今度マーケットリスク規制というのを来年の三月末までにそれぞれ達成しなきゃいけないということになっていると思うんです。

これに関連して、いわゆる金融技術革新というのをもう皆さんデリバティブズとかお聞きになつて、何だか難しい言葉がたくさんあるなというところを、私もよくわからないこともたくさんありますが、こういってことを理解できる高学歴の方が検査部でどれだけおられるのか。つまり、工学部とか理学部の大学院とか出ている人たちが、こういう人たちは何人いるか、簡単にお願いします。

○政府委員(中川隆進君) お答えを申し上げます。今委員御指摘のとおり、近年、デリバティブ取引等が随分ふえておりますし、そのチェックが検査の非常に重要なポイントであるわけでございます。

す。

御質問に對し端的にお答え申し上げたいと思いますが、工学部あるいは理数系を含めてそういう理科系の職員が私どもの金融検査部に何人いるのかという御指摘でございますけれども、現在、本省の金融検査部に理工学部卒業者は四人おりまして、そのうち一名がいわゆる数学系統の学科を卒業した者でございます。

もちろんそれ以外の職員も、先日来申し上げておりますけれども、デリバティブ取引等の研修等に努めておりまして、海外の機関 大学あるいはシカゴにあります商品先物委員会、CFTC等に研修に行つて知識あるいは技術の習得に努めております。また他局、銀行局等にももちろんこういう理工系学部の出身者はおりますし、そういう方々との協調をしながら事務を進めている、こういう現状でございます。

○塩崎恭久君 今の人数を聞くと寂しい限りであります。外国の例を見ても、それから実は日本銀行でも何十人かのチームをもうつくつてやっています。向こうは大体数学のPhDとか取つたのがデリバティブズのことをやっているというところで、このBISの新しい規制も、いわゆるバリュー・アット・リスク手法という大変難しい話でありますけれども、過去の価格変動から見ても予想される最大損失可能額をリスク量として認識するということ大変難しいやつでありまして、まさにコンピュータでないとわからない。これをリアルタイムで逐一見ていっているというのが今の最先端の銀行のやり方であつて、これを理解するのは今回の第一勧銀のああいう不正を見抜けないのよりももつと難しいかもわからない、そういうことであらうと思うんです。

今四人おられるということでございますけれども、とてもじゃないけれども四人ではなかなかできないと思いますから、その辺はもつとたくさんそういう人を入れるか、それとも役割分担をし

て、例えば、よりマーケットに近い、私が出てきたから言うわけじゃないけれども、日銀にも協力をさせるとかそういうようなことも必要でありまして、その辺についてはどういふふうにかからやろうとしているのか。あと時間がないので簡単にお願ひいたします。

○政府委員(中川隆進君) お答え申し上げます。

今、委員御指摘のいわゆるバリュー・アット・リスク法あるいはベシス・ポイント・バリュー法、いろいろな方法がございますけれども、大きな銀行は委員御指摘のバリュー・アット・リスク手法を使用しております。当然我々の検査におきまして、この金融機関がバリュー・アット・リスク法をどういうモデルでどういふふうに行なっているかを把握しているか等はチェックの対象でございます。そのために、先ほど申し上げましたけれども、検査官の研修等知識のレベルアップに取り組んでいくところでございます。今後とも当然でございます。これはもちろん不正取引等のチェックも大事であります。資産内容のチェックも大事であります。いろいろありますけれども、今はこのリスクの状況、リスク管理の状況の把握は極めて大事だということで、そういう認識のもとに努力をしてみたいと思っております。

○塩崎恭久君 もう時間がございせんので、最後に一言だけ申し上げますけれども、結局、今回の野村や第一勧銀のような問題を見つづけることは、犯罪行為でありますから大変難しい。それもありまして、今申し上げたような金融の最先端のことでもなかなか難しいということであれば、やっぱり当局の検査と、それから一番大事なのはそれぞれの企業、銀行、証券、金融機関の内部の監査をどうやってやっていくのか、それと、あと外部の監査をどうやって活用していくのか、これは三位一体になつてやらなければ私ではできないことだろうなというふうに思います。

そういう意味でも、私は日本のこの検査監督体制のあり方というのをもう一回中身を見直していく、それをまた外の人にも見てもらうぐらいの覚

悟を持って、過去は間違っているけれども構わないからこれから間違わないようにしてもらいたいというふうに思います。

終わります。

○海野義孝君 平成会の海野義孝であります。今日は金融監督庁の設置法案等に関しましての審議でございまして、私の方から主要な点につきましてお聞きしたいと思います。

まず、本論に入る前に、昨年来、こうしたいわゆる金融行政改革といった問題を含めて諸改革ということがクローズアップされてきたわけでありまして、これは大変運きに失したと、このように私は思うわけでございます。今回のいわゆる大蔵省の改革問題、こういったことが手がつけられてきたということはそれなりにいろいろな問題が近年多かつたというところが今回の一連の改革に結びつくというところが今回の作業を始めるぞというところになったわけでありまして、そういう面でも、バブルの崩壊以後の金融機関等の問題についてちょっと最初に本論に入る前にお聞きしたいと思うんです。

いわゆるバブルが崩壊しまして、その後、金融機関のいろいろな問題、経営破綻等の問題が出てきておるわけですが、主要機関の破綻した数、それからそれに基づく不良債権といいますが、その債務、こういったものが今日までのぐらいいあつたか。これは一昨々々暮れのとおり、安全信組の破綻以後の分では結構でございますけれども、これまでの件数とその総額、大体どのくらいあるか。これ事前に申し上げていない質問でございまして、ごく一般的なお話をしますので、概略をちょっとお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 昨年の金融三法をお認めいただきました後に預金保険機構を拡充させていただきました。その後かなりの破綻の数が出ております。

す。したがって、それまでは預金保険機構を使うような事態というのは比較的少なかったわけでございますけれども、昨年度あたりから相当な額に上っているというところでございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。それと関連しますが、先ほど塩崎委員の方からも御質問がありましたけれども、いわゆる金融機関、銀行、証券、保険、こういったところのいわゆる不祥事の問題というのが最近では明らかに出てきている。これは内部告発によつてというふうなものもあるわけですが、こういった近年の金融機関の不祥事の問題、この数、それからその内容、それからそれに対して具体的にどういう措置を大蔵省は講じられてきたか、あるいはまたこれから講じられようとしているか、そういった点について簡単に教えてください。

○政府委員(山口公生君) 今、手元に詳しい材料を持っておりませんので、概括的な言い方でお許しをいただきたいと思います。最近、銀行等におきまして内部管理はしっかりやっておりますけれども、一、行員が横領したとか、あるいは刑事事件になるような融資を行ったとかいうことが時々見受けられます。それから、海外におきましても大和銀行事件で話題になりましたようなことと、あるいは銀行が海外での検査の資料を開封してしまつたとかいう、言つてみれば大変に残念な事件も起きております。

その都度、私も必要にあらましましては業務改善命令を出しまして再発防止とそれから同時に関係者の処分、及び必要でありますと事件のたばに捜査当局あるいは司法当局に必ず通報するようにというふうな指導を今いたしておるわけでございます。

○海野義孝君 また関連しますが、今回の大蔵省の金融行政、その中でいわゆる検査監督、こういった部門を切り離す、独立させる、独立性を付与していくと、他からのいろいろなそういう侵害といったものを極力防いで、独立した機関

として検査監督行政をやらせていく。その契機になつたのは、私は直接は、バブル崩壊後のいろいろなと教えていただいた問題がありますけれども、やはり住専問題の処理の問題、これは大変大蔵省は不手際があつた。そういったことも含めて、最近の金融業界における不祥事に対する批判というものが大変強いということでありまして、金融監督分離ということについて直接の引き金になつたのは何でありますか。その辺ちょっと教えてください。

○政府委員(武蔵敏郎君) 金融監督庁設置の議論の経緯は、御承知のとおり一昨年の十二月に住専処理問題につきましていろいろな最終的な結論を出す際に、金融行政のあり方を見直すというふうなことが与党・政府において意見の一致を見ました。その後、昨年の二月以降いろいろな議論を重ねてきたわけですが、私も私どももいたしましては、その際の議論の基本的には、金融行政に対するさまざまな御批判、それは一つは住専処理に見られるような行政の不透明性といえますか、あるいは御批判でありますとか、あるいはいはいわゆる護送船団行政といったような事前の指導育成的な行政のあり方に対する問題提起、さらには国際的な問題が発生したことに対して必ずしも適切に対応しなかつたといったような御批判、そういったさまざまな御批判が今回のこの議論の契機になつていまして、このように理解する次第でございます。

○海野義孝君 簡単にお答えいただきましたけれども、ちょっとその点、いわゆる住専処理のやり方ですね。いわゆる預金者保護あるいは金融システムの維持、こういったようなことで財政資金を投入したと、こういったことになつておるわけでありまして、この財政資金投入、つまり国民の重税をこういったものに、六千八百億円の負担をかけたという問題は大変大きな問題であります。そういうスキームをつくっていく過程において大蔵決定の経過というものが不透明であつた、あるいはその具体的な根拠というものが、そういったものが大変不明朗であつた、そういったことがやはり今回の一

連の改革問題の大きな原因になつておるんじゃないかと、そう思うんですけれども、その点についてもうちょっと御説明いただけますか。

○政府委員(武蔵敏郎君) 御指摘の、住専処理に対して公的資金を投入したという経緯についてはさまざまな御批判がありますことは重々承知しております。ただ、この問題は、結局予算という形になりますので、広く国民の目に触れ、さらに議会の議論、御承知のような議論が行われた上で最終決定されたということでございます。その当初の段階でさまざまな批判があることは重々承知しておりますけれども、その後はルールに基づいた議論が行われたというふうに理解する次第でございます。

○海野義孝君 そのとおりですけれども、むしろそういった点を、今後の金融行政の抜本的な改革という中で二度とそういった不透明というか不明朗な、国民にとつても大変わかりにくい、そういうような行政というものは断固廃止すべきである。私は、我が国のそういった金融行政、こういったものがやはり国際的に見ましてもジャパン・プレミアムの問題とかいろいろな形で批判をされている、非難を受けているというところにつきましては、ビッグバンを控えている我が国としまして、こういったことを根絶していくということにやはり大蔵当局としては必死の努力をしていただかなければならない、そう思います。

先ほど簡単にお触れになりましたけれども、もうちょっとお聞きしたいのは、時代の変化に明確に対応していく金融行政のあり方といいますが、いわゆるフリー、フェア、グローバルといった三原則というものが、三つのルールかと思っておりますけれども、これをもうちょっと詳しく教えていただけないですか、その内容。

○政府委員(山口公生君) 今御指摘のように、金融行政が時代とともに変わっていくかなければならぬ、ということとは私も肝に銘じていくべきことでございます。

それで、金融行政をあわせた金融システム改革

は大きな制度の改革であると同時に、金融行政のやり方、手法も変えていくべきだということだろうと思うわけでございます。例えば、従来のように護送船団と批判される行政で、例に出して適切かどうかはちょっとわかりませんが、例えば店舗の行政というものをやっております。それは、大きな銀行だけがどんだ店舗、支店を出して、小さな銀行を駆逐してしまおうというようなこと、つまり高度成長期にはそういうことが、自由競争の中では強者だけが生き残るということで店舗の調整ということをやっております。

それで、店舗を出したいという銀行が多々ございますので、店舗の枠をとるということが最大の目標になっていったという時代もあったのではないかと思います。

そうしますと、要らない店舗まで枠があるならとりたいたいという発想が出てくるんではないかと。そうしますと、本来の自己責任で自分の銀行がどういう行き方をすれば一番立派な銀行になるかということを考えずに、行政のそういった流れの中でマキシマムなものを追求していくという志向になりがち。その点については私も十分にはそういう副作用的なものも考えていくべきだったと思っております。

その後、一九八五年ぐらいから金利の自由化が始まりました。これは日米円・ドル委員会のころからでございます。日本の金融市場というものが米國あるいはヨーロッパから非常に注目をされ、自由化がおくれているのではないかと指摘がありました。それで、我が国としてもやはりこれからは国際化に向けて積極的に制度を変えていかなきゃいけないということで、徐々にそういった行政からの脱皮を図っていったわけでございます。しかし、金融システムあるいは信用秩序を壊してはならないという非常にそういった危惧がありまして、徐々に徐々にそれをやっていたという面があるわけでございます。

そこで、最近に至りますともうそのグローバル化の動きというのは大変激しくなっております。

したがって、これからはむしろグローバルスタンダードでいくというよりは、もうグローバルスタンダードを見ながら変えていくという時代になつてきたと思うわけでございます。

そうしますと、先ほど申し上げた店舗行政というようなものはもうことしから廃止いたしますし、それで新しいルールをつくる、あるいは早期に正措置という、客観的にこういった状況になればこういう措置をとるというようなことを明示しながら行政をやっていくという形に変えるわけでございます。

そうしますと、そこには自己規制も働きますし、それから与えられた条件の中で自由にできるわけで、新しいルールの中で自由に行動できるということになります。それこそ経営者の責任、そこで収益を上げるか上げないかは経営者の能力の問題になるわけでございます。そうしますと、今までのようにみんながやるからやらないと損をするというようなことはなくて、どこを生かす、どこを切り捨てるかというふうな経営に移行されるのではないかとこのように思うわけでございます。

よく護送船団方式から市場ルール化のもとでの金融行政への移行ということを私も常々申し上げておりますけれども、具体的な例を幾つか挙げて申し上げますと、そういったことを期待している。私も、いろいろ過去のことを反省しながらやっていきたいというふうに思っております。

○海野義孝君 ちよつと今の点で、大分よくわかりますけれども、

もう一つ、国際的な整合性という問題。今もグローバルスタンダードというお話がありましたけれども、これはかなりこれまでの我が国の国際的な問題になった金融の不祥事、こういったことの根底にあったんではないかと思うんですね。これは一九八五年ですか、ブラザ合意、その後、いわゆる日米円・ドル委員会設置、言えはあの段階からそういうグローバルスタンダードといま

すか、国際的な整合性ということが当然重視されなくちゃならなかったんではないかと思うんですね。

そういった問題が、一昨年ですか大和銀行問題というように形がやぶり出てきたというふうな点から見まして、国際的な整合性というものが大変欠如しておるといえるのは今後やぶりが極めて重要な問題である。まして、日本版ビッグバン、こういった金融制度の大改革をやっているというためには、この辺のところを、よほどしっかりとそういう考えを持って行政もしつかりしたものをやっていくかないと、大変難しいんじゃないかと。これについてはいろいろな識者も大変心配しておる向きもあるようです。

その点でもう一度お聞きしますけれども、国際的な整合性の欠如ということについてはどういうことであつたかということ、それに対しては、具体的にこれからの大蔵省の改革とか金融行政とかいうか、そういった中でこの点はどういうように考えてどう取り組んでいかれるかといった点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 答えたいと思います。例えば大和銀行事件、まだ記憶に生々しい事件でございますが、これの損失が大きく生じたというところは、やはり銀行のリスク管理の問題がまず第一にあるかと思うわけでございます。

それからもう一つこの関連で問題になりましたのは、それを何か糊塗しようとした、あるいは通報がおくれたというようなことだろうと思うわけでございます。ある意味ではそれは法に定められた、あるいはルールに従っていないということだろうと思うわけです。

その二点を考えますと、一つは、そういったリスク管理という内部管理が十分できていなかったんではないかという点。もう一点は、そういったルールとか法令を守るといふいわゆるコンプライアンス、法令遵守精神といふまいしょうか、そういったものにや欠陥があつたんじゃないかというようにいろいろな私どもとして考えなきゃい

けないことだと思っております。

そうしますと、国際的な整合性からいって、そういったところに私どもも力を入れるべき面があつた。また、銀行自身もそういったリスク管理とコンプライアンスの徹底ということにもっと力を入れるべきであつたのではないかと。今回の第一勧業銀行事件でも同じようなことが言えるんじゃないかと思うわけでありますが、そういったものをより確実なものにしていくのがこれからの銀行行政等の、あるいは証券行政、保険行政もそうですけれども、目指すものではないだろうかというふうに思うわけでございます。

○海野義孝君 今の山口銀行局長のお話、最後の部分でちよつとお触れになりましたけれども、いわゆる当局の行政という面での責任、こういったことがちよつと私は希薄じゃないかと思うんですね。

これは銀行のせいだとかいろいろ言われますけれども、あのときのいきさつについてはもう本にも書かれておりますし、当時、私も大蔵委員、駆け出しでありましたけれども、やはりそういった事件を起こした銀行、それに対する監督行政に当たられる大蔵省、要するに指導というか、それに対する措置という問題、この辺も、蒸し返すわけじゃありませんけれども、大変不透明というか、そういう面があつたんじゃないかと。

これ以上そのことを追及しませんが、私が言いたいのは、そういうような体質で改革に取り組むということは大変問題があると。まずその辺をやつたり正すということが一番の原点ではないかと、こういうふうに思うわけであります。

いろいろな組織、そういったものをつくりましても、それが十分国際的にたえられるだけの機能を発揮するかどうかということになりますと、やはりそれは運営者の問題でありまして、もちろん市場規律、市場ルールにのつとつて今後いろいろなそういう業者の業務が推進されていく、そういった中で行政は事後的に監督していくという部分が強くなつていくんではありまいしょうけれども、

私は、そういう金融行政に携わっていらつしやる当局の方々がまずその辺のところをやはり改革していただくということが基本ではないかと、このように思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘の点もよく十分に心してやつていきたいというふうに思っております。

○海野義孝君　そこで、本論に入りまして、金融監督庁の問題について申し上げたいと思います。

どうか、機関をつくるかという問題、これはいろいろと与党三党におきましても御検討をされてきた。また、大蔵省の中でもプロジェクトチームをつくられていろいろ検討されてきたということであり、まずけれども、言われていたのでは、やはりかなりの独立的なそういう機能を発揮できる行政組織法上の三条機関というか、そういったものをつくる。例えば金融委員会的なものというような考え方、あるいはそういうものはあつたかと思えますけれども、これについては結果的には、言うなれば大蔵省からその部分は切り離しましたけれども総理府の外局という形になったということでありまして、この辺がどうも、当初のかなり独立性を持った抜本的な体制というものをつくるという面から後退したんじゃないかというふうに私は思うんです。

これは、いや後退していない、これで十分だということならいいんですけども、これから先、行政改革、省庁の統合とかいろいろの問題が先行き避けて通れないというか、そういう大きな問題に取り組んでいく中で、今回のこういういった組織というか、こういったものが果たしてこれでいいのかという点が私はちょっと気になるんですけども、その辺のところはいかがですか。

○政府委員（中村誠二郎君） お答えいたします。新しい金融検査監督をつかさどる組織のあり方の問題につきましては、先生も御指摘のとおり、昨年来与党三党においても種々御議論のあつたところでございます。最終的には総理府に新たに三

条庁として設置するという結論が出されたところ
でございまして、政府といたしましても、金融の
検査監督を担う組織と申しますのは、金融の問題
につきましても国民生活とか経済生活に重要な影
響を及ぼすものであるということで、内閣が責任
を持った、最終的に責任をとれる組織であるべき
だということで、総理府の外局として金融監督庁
という三条機関を設置することとしたわけであり
ます。

それから、独立性の問題の御指摘でございますが、先ほども申し上げましたように、総理府の外局として設けることとしたしております、その外長官は内閣総理大臣が任命するということにしております。また、権限の問題につきましても、民間金融機関等に対する現行の大蔵省の監督権限は、その検査、それから店舗設置の認可のほか、改善命令とか業務停止命令とか免許取り消し等の破綻処理に関する権限を含め、すべて金融監督庁に移されることになりまして、同庁は検査監督の専門的な行政機関として責任を持ってその機能を發揮していくことになるというふうに考えております。

○海野義孝君 今、ごく通り一遍の御説明だっ
と思うんですけども、いわゆる金融監督庁構想
と大蔵省との関係、法案等を見ておきますと、ど
うもすっきりしない部分がいろいろあります。こ
れは、日銀法の全面改正についても私も指摘しま
したけれども、どうもすかついたものがない、
切れ味がどうも鋭くないという感じがするんです
が、監督庁の独立性という点について具体的にど
のように担保されているか、その点、準備室とし
てはどういうようにごらんになっておりますか。

○政府委員（白須光美君） お答え申し上げます。

先ほども皇中政府委員の方から申し上げましたとおり、金融事業を行います民間事業者等に対します検査監督権、これについては、すべての権限がそもそも大蔵大臣名義から金融監督庁の方の名義に基本的に変わつてしまふということがまず第一でいえます。

またこの金融監督庁という組織につきましては、金融関係の企画立案等を行います大蔵省その他の経済官庁ということではなくて、総理府に三条機関としての庁ということで設置いたしました、その長官を内閣総理大臣がみずから任命する、そしてその長官を内閣総理大臣が指揮し監督していくという形で、総理の指揮を受けました形で長官が軸となりましてその業務を行っていくというところで、金融監督庁といたしましての検査監督事務の適切な運営、これにはもちろん独立性ということも含むわけでございますが、これが図られていくものというふうに考えているところでございます。

○海野義孝君　もうちよつと鮮明な、だれにでもわかりやすいという御説明がないと、何となく私は去年の住専国会でこんなにやく問答をやっているときみたいな気がするんです。やつぱりもっと変わっていかないといけないんじゃないでしょうか。

私は、金融監督庁構想の問題点、これについて一つ一つお聞きしたいと思います。

結論として言いますと、大蔵省がいろいろなところへ顔を出すということでありまして、そういう関与という面が大幅に認められているような法案ではないかなという気がするんです。具体的に一つずつお聞きします。

要するに、総理府に外庁として金融監督庁を置くという構想でありますから、つまり、所管するのは総理大臣。総理が、金融機関に対する業務の停止命令、免許の取り消し等に当たっては信用秩序の維持等に重要な影響がある、そのように認めるときはあらかじめ大蔵大臣と協議をする、こういうことになっているわけであります。これは、金融監督庁なるものは、長官を総理が任命し、そして先ほどおっしゃったように独立性を与えやるわけでありますけれども、こういう信用秩序の維持等に重要な影響があるというこの部分、これはかなり拡大解釈もできるようなことになるんじゃないかというように私は思うんです。そういう

た点で、どの辺のところでこれはきちんと線引きをするとか、その基準とか、そういったものはいかがでございますか。

○政府委員（白須光美君） お答え申し上げます。

まず第一に御説明いたしたいことといたしましては、破綻処理に関連いたします業務停止でございますとか免許取り消しでございますとか、そういうことの権限というものは、これは内閣総理大臣、金融監督庁長官のところにまずあるわけでございまして、また、その業務停止命令等の破綻処理に当たりまして大蔵大臣と協議をするということとでございますけれども、これはこの業務停止の是非そのものを協議するということではございませんで、業務停止をした場合に、これは現行法令のもとでの既存の方策、これによって対応するというのみでは御指摘の信用秩序の維持などに重大な影響を与えるおそれがあると、このように金融監督庁長官がまず認めたとき、そのときに監督庁長官御自身の判断に基づきまして、金融機関の万全を期するために、その制度の企画立案を担っている大蔵大臣と対応すべき措置につきまして協議をするというものでございます。

つまり、もし協議がなかったということでございますとどういうことかということでございます。長官は業務停止等の権限は持っているのですが、それを行使すると、しかし、それに対して、現行法令のもとでの既にある方策というものが無いということになりますので、そういたしますと方策がないまま業務停止命令をするのか、あるいはないから業務停止をしないで先延ばしをするのかというようなことになるわけでございまして、そういう点におきまして、いわばこの協議というものはむしろ金融監督庁の独自の権限を的確に行使して

いくというためにむしる必要なものというふう
に考えているところでございます。

○海野義孝君　今おっしゃった方策がないとい
うのは具体的にどういうことなんでしょうか。

○政府委員(白須光義君)　これは、要は現行の法
令によります方策、これのみによってでは信用秩

序の維持、これに重大な影響を及ぼすおそれがあるという場合でございます。何分にも信用秩序の維持ということでございますし、また現行のものでないという形でございまして、具体的にこういう場合というのを申し上げるのとはなかなか一般的には申し上げにくいわけでございますが、一つはそもそも現行の方策がないということ、また信用秩序に重大な影響を及ぼすということでございますので、破綻処理等におきまして、破綻の規模、これらがかなり大きなもので、連鎖的あるいはそれ自身によりまして、国民経済また取引者等に重大な影響を及ぼすと、このように監督庁長官が判断したときということになるかと存じております。

○海野義孝君 大変わからない法案なんです。信用秩序の維持に重要な影響があるという、つまり信用システムに大変な影響があるという。これは、要するに金融機関の破綻問題が起ってくる、あるいは金融機関の経営が大変厳しくなってくる、最近もそんな例がありましたけれども、そういうことですから、大体金融破綻というのはおおむね信用システムに響くということになるわけですから、実質的にはやはり大蔵省がそういった場合に影響力を行使していくと、こういったことができるんじゃないかというふうな気がするんですね。その辺のところは監督庁との関係はどうですか。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。金融機関の破綻というものはこれまでにも、先ほど銀行局長が御答弁申し上げましたとおり、幾つかあるわけでございますが、それでございまして、例えばそれそれのものについてすべてのものが金融システムに重大な影響を及ぼすというものではないわけでございます。これまで予測して対応策を講じていたというものでないわけばかりし切れないようなもので、かつ極めて大きな影響をもたらすものというところでございます。破綻におけるいは割合と申しますか、それは相当限られたと申しますか、基本的な考えをいたし

ましては、監督庁長官または大蔵大臣等とできるだけ事前に連絡をとって事前対応策を講じていくということになれば、できるだけそういうものが出てこないように適切に事前に措置を講じていくことが、むしろある意味では大きな推移としてはまた望ましいところであろうというふうに考えているところでございます。

○海野義孝君 そうしますと、例えば、あれですか、連鎖倒産みたいな形で次々と金融機関が影響を受けていくというふうな大変大きなそういう問題になるということなんでしょうか。あるいはアメリカの八四年のコンチネンタル・イリノイみたいな、いわゆるツービッグツーフールというふうな、その辺のところをお考えになつていらっしゃるのか、その辺のところはどうなんですか。

○政府委員(白須光美君) 連鎖倒産で次々とというふうなことが起こり得るという場合につきましては、基本的には、第一義的には要件を満たすかと存じますけれども、それに対して既存の方策では対応できないという要件がもう一つ加わっているということかと存じます。

ツービッグツーフールという問題につきましては、単にツービッグというだけのもつてそういうことになるのかというのは、またどの程度のビッグでそれがどういふ影響を与えるかということになるかと存じますので、一言でツービッグツーフールというところを言うべきかどうかという点については、個々のケースで、連鎖でございしますから重大な影響とか、そういうことで判断すべきことかと存じております。

○海野義孝君 じゃ、預金保険機構の問題でちょっとお聞きしたいんですが、この預金保険機構の監督ということでも大蔵省の権限、これをかなり大きく認めているんじゃないかと思うんですね。資金援助によつてこの預金保険機構の財務が悪化して信用秩序に響くと、こういうふうなときには、金融監督庁の最高責任者つまり首相は大蔵大臣と事前に協議しなければならぬと、たしかこういうふうになつていいると思うんですね。監督庁

を所管する立場とはいっても、総理大臣が大蔵大臣と事前に協議を義務づけられるというのは何かちよつと感じがびつたりしないんですね、私は。要するに、総理は内閣の最高責任者ですから、その方が金融行政担当の大蔵大臣に相談するからというか、事前に協議をするかと。要するに、それも信用秩序の維持等に重大な影響がある場合といった表現で事前協議の範囲を拡大解釈できるというふうな余地を残しているんじゃないかと。この辺、要するに大蔵省の関与を認めるというふうなこの法案ですね、ちよつと問題じゃないかなと私は思ふんですが、どうですか。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。二点あるかと存じます。まず第一点の内閣総理大臣が大蔵大臣に協議するという点でございますが、この点につきましては、これは総理府の長と主任の大臣としての内閣総理大臣ということでございます。内閣の長としての内閣総理大臣ということではないということでございます。例へばこれまでも国土庁あるいは科技庁その他の各庁の法令等において、そのような規定が設けられていられるところでございます。

なお、実際にはその協議は、これは今般御審議いたしております整備法の中の規定で、それこれらの協議につきましては金融監督庁長官が総理から委任されまして行うということになつていられるところでございます。

次に、御指摘の預金保険機構の協議の点でございます。これにつきましては、いわゆる適格性の認定という、預金保険機構が個別の破綻金融機関に資金援助を行いますときには、合併、営業譲渡等、これが資金援助をするにふさわしいというように認定する適格性の認定に当たつての協議ということかと存じます。これにつきましては、そもそも適格性の認定は個別の金融機関の状況を把握しているその検査監督の延長といたしまして金融監督庁長官が所掌するわけでございますけれども、御承知のとおり、預金保険機構の資金援助、

これにつきましては適格性の認定があることが前提でございます。適格性の認定が行われますと、次に特設の行政上の行為がなくて、預金保険機構の運用委員会におきまして援助の決定が行われるわけでございます。

しかりますに、極めてこれまで巨額の資金援助の必要性が生じた。そして適格性の認定が行われたけれども、預金保険機構の運用委員会がこれを援助しようとする、預金保険機構の財務内容、財務状況を著しく悪化させてしまつと。そうしますと、いわばそのセーフティネットとして設けられております預金保険機構、これ自身がもうセーフティネットとしてほころびちゃうというふうなことになるわけでございます。これはまさに信用秩序の保護という点につきまして重大な影響が生ずるおそれがある場合ということでございまして、ここにおきましては、特に機構の財務状況を著しく悪化させると、それによって預金保険制度自体の基盤が緩むと、もつて信用秩序の維持に重大な影響が生じるということで、かなりこの点には相当具体的に規定がなされていっているというふうに考えているところでございます。

○海野義孝君 私はまだ十分に理解できませんけれども、時間もあれですので、今度はまた監督庁構想の中で、独立性という問題では再三御議論もありましたけれども、いわゆる肝心の人事の問題、それから組織の問題ですね、こういった点が何か不透明というか、まだ明確になつていないと。

最近、新聞等では、夏ごろにかけて金融監督庁法案が通過すれば、その監督庁の機構、組織、スタッフ等々について、そのあらましが大体あらわれてくるというふうなことがちらちら書かれております。今の段階では、要するに金融監督庁をつくつた場合に、その長官をどうするか、あるいはその機構図あるいは人事、もちろんこれ法案が通る前から思いますが、私よくわかりませんけれども、要するに法案通らないけれども金融監督庁設立準備室、もう相当前に私のところにも名刺

を持って見えて、あれあれというようなことだったんです。これは通るということを前提にしてこういった準備室ができたのかというののもちよつとよくわかりません。

それで、大蔵省との人事交流という問題ですね。これは、私は原則禁止にすべきじゃないかというように思ふんですけれども、この点は現状どういった御判断になっておるんですか。

○政府委員(島中誠二郎君) 金融監督庁ができた場合に、大蔵省との人事交流をどうするかという問題でございます。当委員会でも種々御議論のあったところでございます。

まず、金融監督庁の所掌事務と申しますか、検査事務、それに基づく監督事務というのは、かなり専門性を要する事務であらうかと思ひます。したがって、そういう専門能力を持った職員をいかに確保するかということが金融監督庁の機能を発揮するためには極めて重要なことであらうというふうに考えております。

そういうことで、当初はそういう専門家を確保するということ意味で、大蔵省から人員を、来ていただくということが実際問題として必要かというふうに考えております。その後、そういう人々と大蔵省との交流をどうするかという問題でございますが、この問題を考えるに当たって、先ほど申し上げましたように、そういう専門能力を持った職員をいかに確保していくかということをまず考えなきゃいかぬということ、また政府全体として、要するに縦割り行政を排除するために人事交流が必要だ、むしろ拡大しろというようにも言われておまして、その辺をいかに配慮するかという問題がございますので、私どももいたしましては全職員について一律に、そういう大蔵省から来た人は大蔵省に帰っちゃいかぬということと言ふのは実際問題として無理じゃなかるうかというふうに考えております。

○海野義孝君 現在の金融監督庁を予定した設立準備室、これはどういったスタッフで、その中で大蔵省から何名ぐらい入っているんですか。

○政府委員(島中誠二郎君) 金融監督庁設立準備室の体制についてのお尋ねでございます。

準備室の事は金融監督庁の設立を準備するというところでございますが、もちろんその準備には所要の法案を準備するという仕事も含まれておりますので、実際上というのか、正式には昨年の十二月二十七日に発足したわけでございます。

体制でございますが、総勢三十名の体制でございます。すべて弁当持ちと申します各官庁との併任ということになっております。

内訳でございますが、私ども準備室として、総理府の職員として一体として仕事をしておるわけでございますが、せっかくのお尋ねでございますので申し上げますと、大蔵省のほか、通産省、農水省、労働省、本府、総務庁との併任ということで、全体三十名のうち約三分の二が大蔵省との併任の職員となっております。

○海野義孝君 何か肝心なところについては余りおっしゃらないというところで、ますます何というか不透明というか、そういう感じがするんです。今の点についてひとつ具体的に、その準備室が何名で、それぞれの官庁がそれぞれ何名というのと、あわせてもう一つ、新聞等によりまして、いわゆる金融監督庁構想なるものは三百五十人ぐらいといふすけれども、この内容、具体的に大蔵省が何名というのか、何割でも結構ですけれども、あと各省庁からのぐらいという点、その辺もひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

○政府委員(島中誠二郎君) 別に体制を隠すつもりは毛頭ございません。総勢三十名の併任でございます。通産省が三名、農水省が三名、労働省が二名、本府が一名、総務庁が一名、残り二十名が大蔵省でございます。

それから、定員の問題についてのお尋ねでございますが、これは委員も御案内のとおり、平成十年度の予算編成過程において、行革の基本を踏まえて、総務庁等と十分相談しながら詰めていく問題でございますので、現在その概算要求の形としてはまだまとまっております。ただ、その目

安といしましては、現在大蔵省において民間金融機関等に対する検査監督事務に従事してある職員数は、精査を要しますが、証券取引等監視委員会を含めましておおよそ三百名台でございます。これが金融監督庁の定員を今後検討する上で、一応の目安にならうかというふうに考えております。

○海野義孝君 何か新聞報道等によりまして約三百五十名で、その中で九〇％強が大蔵省出身というように言われております。これはある面では当然現在の金融検査部が分離され、そちらへ行くとということでありませうけれども、問題は、その大蔵省の人事に左右されない、つまり人事の独立性ということを確保するというような意味で自前のそういう人事担当部門、こういうものを持つた組織にするということは当然かと思ひますけれども、それは機構の中にはちゃんとあるわけでしょうか。

○政府委員(島中誠二郎君) 独立した庁でございますので、自前の人事担当セクションと申しますかを設けるのは当然のことでございます。ただ、官房を設けることを今考えておりますが、その官房につきまして課の体制をどうするかということが問題になります。大きな省庁では官房、例えば三課とか四課とかいうふうに総務課とか人事課とか会計課とか、場合によっては秘書課とかいう体制のところがございますが、何分新しい庁でございますので、まずその新しい課を設けるためには、要するにそれ相当の組織を少なくしなきゃいかぬという政府全体の原則もございまして、むやみやたらと課をふやすわけにはいかぬということもございまして、したがって、官房の課の体制をどうするかということにつきましては、そういう行革の基本を踏まえて今後予算編成の過程で具体的に検討していきたいというふうに考えております。

○海野義孝君 官房長官、記者会見を終わられてお戻りになったようですので、せっかくの機会です。私、私は初めてなんです、官房長官には。お

聞きたいのですが、今のと関連します。

監督庁のスタッフ、監督庁ができた場合に、私は、独立のそういう機関ができるという機会に、もちろん大蔵省から大分スタッフが、金融検査部の方たちがそこに入られるということはわかりまされども、そういう大蔵省出身者に偏らないで、例えば日本銀行であるとか経済界であるとか法曹界であるとか、幅広く人材を集めて、そういうまに検査監督の機能を十分に発揮できるように、そういう体制というものをとおりにするんじゃないかと思ひますけれども、その辺についての構想というか、その辺いかがでございますか。

○国務大臣(梶山静六君) 今までの話を聞いておりました、金融監督庁がなぜでなければならなかったかということを考えますと、大蔵省とはつきり一線を画すること、そして緊張感を持って透明な検査監督の業務を行うことに主軸があるわけでありまして、現在その任務を行っているのは大蔵省の銀行局であります。それ以外にその機能はございません。ですから、これを分離するというところで思い新たな組織になって緊張感ないしは透明性を確保していく。先ほど来ほかの委員の質問にも、金融も財政も何もかも一緒にたにやっていると今までの混迷があるということもございましてけれども、金融のいわば行政の中も截然と二つに、いわば政策面と執行面を分けていかなきゃならない、こういう判断のもとに今回の金融監督庁を設立するわけであります。

片や、行政改革という小さい政府というか、さりとてその検査監督部門はどの国を見てみても、特にアメリカなどは膨大な人員を抱えてやっているわけでありまして、これから先どういう必要性が生まれるかという問題はまた別な問題といたしまして、とりあえず今の大蔵省と完全に分離をした形で検査監督の機構をつくり上げる、そして、そういう思い新たに今までの大蔵省にいた方が金融監督庁に移っていただいて、検査監督の部門を所掌してもらうわけでありまして、一にかかつて私は、初動作戦というか、それには金融監督

庁長官になる方のいわば見識と手腕あるいは信用、こういうものがあつて力が大きいと思ひます。その方を総理ともども今いるんな意味で、まだその想は全くとまつておりませんが、国民の信頼とそういうものを行うに足る能力とか、そういうものを考えあわせながらこれから人選をいたし、その方が適正な、厳正な人事権行使することによってできると思ひます。

ただ、専門の検査官をどこからどうやって補充、補給をするかという問題は大きな問題であります。今考えられるのは、大蔵省の今の検査の部門をそっくり引き継ぐ、そしてその中から補給をしていく。さらに、優秀な人間を養成していくかなきやならない。そういうことが何よりも大切であります。

それぞれ金融機関にはそれ自体に内部的な検査や監督の機構があるはずでございますし、また金融界自身もそういう問題に触れなければなりません。そうすれば、政府として行うべき金融の行政は、いわば企画立案の部門と検査監督の部門、いわゆる金融行政と言われるものを二つに分けて行うことであります。そういうのを考えれば、確かにそれぞれの専門職を調えることは大切であります。

今、私たちがどうか総理とともに、まだ全然固まつていない問題でありますが、長官を選定すれば、長官からストレートに今までの行政のラインに結びつくということではなくて、何らかの顧問とか参与の制度をつくつて、その方々は非常勤でも常勤でも結構であります。それは金融の方々、あるいは司法の方々、あるいは広報の方々、そういう方々から成るいわば広範な意味での、国民の信頼やそれから検査監督とはいかにあるべきかというものを常時検討し、そういうものが政策とか検査業務に反映できる体制を考えてみたならばどうかということ、どうかということ、これをこの正式な委員会で行つていいわけではありませんが、しかしそういうことをイメージしなければこの問題は進んでまいりません。

大変難しい問題であります。長官人事に最大の配意を払い、そして若干の自由裁量権を与え、その中から今までのラインとしての職務に精励ができる専門職を導入し、さらに養成をし、さらに拡大が必要であれば拡大するという手法をとつていかなければならないと考えております。

○海野義孝君 大分御丁寧なことがございまして、大蔵大臣にひとつまた教えていただこうと思つて、今回のいわゆる検査監督部門の分離という構想、これはこれとして大変重要なことである。その辺の具体的な機構をどうするかという部分につきましては私とはやや違うような方向であるように思ひますけれども、それはそれとして、今回のこのいわゆる金融監督庁の設置構想、これもやはり大蔵省、いわゆる金融行政改革の私は第一歩、このようにとらえるわけであります。

今後の大蔵省改革について、例えば省庁再編の問題等もありますけれども、いわゆるビッグバン、こういったことの第一環としても当然この問題考えられるわけです。この点、大蔵大臣、今後の大蔵省の改革のスケジュール、これについては大臣のお立場でどのようなお考えをお持ちか、現在御発表できる範囲でひとつお聞きしたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 金融改革は、御指摘のとおりいわゆる日本版ビッグバンへのスタートをできるだけ早く、こういうことで二〇〇一年を完結年に完成した形の姿をつくり上げたい、こういうことで外国為替法を御案内のとおりフロントランナーと位置づけさせていただきまして、そして日銀法、日銀に開かれた独立性ということで、特に政策の透明性が明確に担保されていくようにしていきたい、人事権に政府の側からの介入は断絶をしていく、こういうことなどが行われてきたところであります。そして金融監督庁、執行面の独立を完成することによりまして、検査監督の独立性がそこに完成をされていくことによって、公

共性、社会性の高い金融機関それぞれがみずからの自己責任と自律の中で期待にこたえていくようにしなければならぬ。

これが完成をしていくことによって、国民のため、また国益、そして大きくは国際社会、今日の時代でございまして、協調体制をつくりながら、いやくも日本初のマクロ経済の失敗、特に金融システムの大混乱を起こさないように全力を尽くしていかなければならない。そういう点では、国際化時代に対応することであるべきか、隗より始めよということ、三法案がスタートを切つておること、御案内のとおりであります。

どうぞ、海野先生、大蔵委員でもあり特別委員ということで御審議を賜つておるわけであります。そういう中で、大蔵改革をどうするかという

ことであります。金融面における体制をつくり上げることができ、法律が制定をされますれば、法に基づいて新機関がつくられ、それぞれが独立性を持つて前に進むということになります。そういうことをにらみながら、全体の機関は金融庁といたしまして、御案内のとおり銀行、証券が一体化をいたしまして、企画立案という方向の中で……

○海野義孝君 金融局。

○国務大臣(三塚博君) はい、やられると。これは国会終了後になるのかと思つております。

もう一つ大事なことは、金融関係三審議会、大蔵御勉強、御研究をいただいております。今週末にでもぜひ答申をいただきたいものだとお願いを申し上げておるところでございます。全体を見て、国内的、国際的な観点から、また金融のあり方の基本的な点について御議論をいただいております。聞いておりますので、これが出てまいれば、直ちにやれるもの、法令をもつて行い得ないもの、二つの分類がなされると思ひます。直ちにやれるものは直ちにやれるように行政的措置を講じていかなければなりません。法令は、次の国会以降通常国会までの間に提案を申し上げ、御審議をいただく、こういうことになると思ひます。

○海野義孝君 私がお願いしたかった点とは若干御答弁があれなんですけれども、検査監督というものを分離するというところで、その後いわれる銀行、証券局、これを合体して金融局をつくる、こういうあれがありましたけれども、要するにその先ですね。金融行政改革という中で、いわゆる企画立案部門というのを最小限のものにして、これは監督庁に移管していくという方向じゃないかというように私は思つております。そして、要するに現在大蔵省の中にそういう金融局を残すということは金融行政の二元行政という感じが私にはとるんですけれども、私の考えがちょっと間違つて

いるのか、このままでいいんだということなのか。私は、大蔵省改革の先にあるものは、そういった企画立案関係というのは金融局に残されるわけですが、だんだんグローバルスタンダードになつていった段階、市場ルールに基づいてそういったものを事後的に監督していくといったことがだんだん強まってくるという中において、この企画立案部門というのは最小限のものになつていくんじゃないかなという感じがするわけです。将来そういったものが合体していくとかそういうような構想というものを、いわゆる省庁再編というような中で、私に言わせれば現在の

大蔵省は要するに財政部門をやる、こういうようなことになつていくんじゃないかということ、その辺のことをお聞きしたかったんですけれども、その点で何かあれば。

○国務大臣(三塚博君) これは、昨年の二月から年末までの間、特に与党三党、これからの金融政策のあり方、住専の反省の中で行われていたことは御案内のとおりでございます。

そういう結論として、機能分担を明確にするところで緊張感が生まれ、よりよい金融政策が前進するであろう。こういうことから、特に御審議をいただいております金融監督庁にすべてこの分野を委任する、そして効果を上げていただく。同時に大蔵省には、省としての行政機関の中核としての企画立案部門の政策決定というのがあります。

これは、一國独立で、完結型で独立して物事が行われていくという世の中ではなく、たまたまのありまから、国際的な視野、そして国際協調の中のG7であり、またIMFであり、また、いろいろあります。こういうことの中で、我が国がどうこれに取り組んでいくことが国益のためになり、そして国民のためになり、ひいては世界経済の安定と平和になり得るか。国是に基づいた執行が行われるということになりますと、やはりそれは基本的な政策ということになりますから、企画立案部門が強化の中で合体の中でつくるべしという決定がなされ、内閣もこれをもってそうすべきであるということであり、その分類の中で緊張感を持ちながら整合性を絶えずつくり上げ、お互いの努力の中、お互いの努力の中であり、独立という基本を踏まえて取り組んでいかなければならない、こういうことでもあります。

○海野義孝君 それでは最後にもう一問、大蔵大臣に御所見をお聞きしたいと思います。
日本版ビッグバン、つまり金融制度の改革、この成功の前提条件という一つの試金石として今回こういって監督庁構想というものが明確になり、これを審議中でありますけれども、日本版ビッグバン成功の前提条件としての透明な金融行政を確立していくことについての、大蔵大臣の御所見を最後にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 透明であることはまさにその機関が信頼をされる大前提でございます。よって、それぞれの機関はその基本を根底に踏まえながら公正無私に努めていかなければなりません。

しかし、役所の機構が全力を挙げてやりましても、それぞれの民間機関、この場合は金融機関であります、金融機関の持つ使命感、また公共性、果たさなければならぬ役割、また最低限心がけなければならぬ倫理観というんでしょうか、社会観と言つてもいいんでしょうか、そういうものがきちりと保たれておりませんければどうにもならぬことでありまして、今までのように護送船

団で安座をし、そのことを聞いておればどうにもうまくいくのだというような安易感から脱却をするという意味で、今次の不幸な事件を乗り越える教訓としてみずからの責任で行つていかなければならないというその危機感をしっかりと持つて今後の運営に当たる、すべて自己責任の原則の中でこれらが行われていくようにしていかなければならない、省みてそのように思います。

賢明な日本人でございますから、過ちを二度と繰り返すことはないと思つたのでありますが、しかし、そのことでまた起きると日本の信頼がアウトになりますから、万全の対策をつくり上げていくことに全力を尽くします。

○海野義孝君 ありがとうございます。

○委員(遠藤要君) 午後一時十分には再開することとし、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時十一分開会
○委員(遠藤要君) ただいまから行財政改革、税制等に関する特別委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
本日の議案審査のため、日本銀行理事本間忠世君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) 休憩前に引き続き、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩瀬良三君 平成会の岩瀬でございます。

各委員の先生方から多方面にわたります質疑がなされておりますのでダブる点があるかと存じ

ますけれども、できるだけ避けて行いたいと思つていますが、その場合は御容赦をいただきたいと存じます。

初めに、二、三総括的なことを伺ひ申し上げたいと存じます。
財政金融研究所というところでのレポートで「バブル経済の発生は財政再建を最優先して内需拡大や円高抑制のために金融政策に負担をかけたのが一因」と、こういうようなレポートも報告されておるところでございます。バブルの発生そしてその崩壊と、経済社会に大きな傷跡を残したわけでございまして、またその過程で多くの国民の批判もいただいたようなところでございまして、その間、指導、対応という面で大蔵省解任論だとか財政と金融の分離論等のいろいろな議論がなされたわけでございまして。

そういう中で総理府におきまして、行政組織法三条に基づく機関としての金融監督庁の設置になったわけでございまして、大蔵省が企画立案部門、金融監督庁が検査監督部門を有することになったということでございます。ただ、このことは分けたということだけではない意味があるかと思つてございまして。今までの歴史の過程においていろいろな行政改革が行われましたが、単なる縮小を図るというような観点であつたわけでございまして、今回は、金融の自由化、国際化に伴いまして行政改革ということになるわけでございまして、またその中で金融行政のあり方を示すものだろうというふうに思つてござい

ます。
そういうような考え方の上に立ちまして、今後大蔵省はどのようなスタンスと申しますか考え方で金融行政に臨まれようとしておりますのか、大臣に御所見をお願い申し上げたいと存じます。

○国務大臣(三塚博君) ただいま基本的な腹構えについての御質疑でございます。

岩瀬議員既に御案内のとおり、大きな国際潮流があります。それを見詰めてビッグバン三原則を掲げてスタートを切らせていただきました。それ

と、国内的に行財政改革を中心とした六つの改革が提唱されておる昨今であります。スリムな行政体、機能する行政体、そして国民の税金を大事に使わせていただくことにより財政再建の基本をしっかりと進めていきたい等のことでもあります。

そういう中で大蔵改革であります、御案内のとおり大蔵省全般にわたつて関係があるわけであります。それは歳入と予算編成という基本的な命題に忠実にこたえるということであり、またそうならざるを得ない、巨大であるのではないかと、率直に言えば、金融と財政の分離独立が新しい行政体のあり方ではないのかという議論が行われておるところであります。本件につきましては、十一月末に最終的な方向性が示されるものと思つております。

そういう中で大蔵改革は、今回の金融三法、一つは総理府所管であります、密接に関連をするという過渡期の移行期の課題を抱えておりますから、純粋に総理府に置かれる、そして主管大臣は内閣総理大臣が職務をするという画期的な役割の中で取り進められておるわけでございまして。執行面の企画立案と検査監督の両面にわたつて分離が行われ、緊張感を持ってそれぞれの定められた目標に誠実にこたえていくということになつておるわけでございまして、決められたことを誠実に実行してまいるのは政府官庁として当然のことであり、ますので、全力を尽くしておるところでございます。

○岩瀬良三君 今のお話でまだぼんやりしない点があるんですが、言うならば金融行政というものの、今も少し財政と離れた形で、大臣は両方所管されるわけでございまして、ひとつそこら辺の認識をどういうふうな感じで申し上げたわけでございまして。

歴史が示すように、金融はどちらかというと財政に従属されているような形で来ておるわけでございまして。これはいろいろな例がかつて挙げられておりますので私からは省略しますが、それ

ういう中で、金融サイドからの意思決定、財政による主導ではないと、そういうようなものもまたあつてしかるべきだろうというふうな思ふわけでございます。例を出すまでもなく、ドイツの中央銀行や米国のFRBの動き、これなども我々十分に参考にしていかなければならない問題だといふふうな思つておるわけでございます。

そういう中で今度のビッグバン、今までの保護、指導行政から市場性を持ったものに持つていこうという考え方でございますので、今までの反省に立つて財政に対してどのような金融行政というものを大蔵大臣として考えの中に入れて運営していったらどうか、その辺のところをひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 御指摘のように、金融面におきましては抜本的に見直すということの中で取り組ませていただいております。すなわち、デリバティブ等の業態間にまたがる金融サービスの出現や金融市場のグローバル化など、新たな課題に的確に対応していかなければなりません。基本は自己責任原則の徹底、金融は市場の基本的なものでございますから、市場規律の十分な発揮を基軸とする透明かつ公正な金融行政への転換を期していくことが極めて重要であると考へておるところでございます。

そういう中におきまして、金融行政改革によつて金融システム改革の実施が行われ、同時に経済及び国民生活にとって基盤とも言うべき我が国の金融・証券市場の活性化に貢献をしていかなければならない。

問題は金融と財政、金融は金融として独立を期すべきだという視点であります。自己規律ということと市場原理の中で作用、機能を果たす、こういうことであればそうでございます。よつて、日本銀行法は物価安定、インフレなき持続的成長を期するという国民生活の根幹にかかわる基本的命題に誠実にこたえていく、金利は日本銀行の専管である、こういうことで明示をいたしたところはそういうことであります。

同時に、貿易立国ということだけではなく、国際化の進む中における日本の立場からいいたしますと、安定した為替レートというものがその国のインフレなき持続的安定成長という金利の面、物価安定の面における目標と、それと財政当局として大蔵大臣として為替の安定のために全力を尽くしていく、両方相まちまして、国民生活の安定向上、また国の安定と、こういうことに貢献をするというところで、独立機関ではございますが、絶えずの連絡、連携があるわけでございますから、相手の権益を侵すことなく協調体制の中で行つていくというのは複雑な国際社会の中において極めて重要なことである、このように考へております。

○岩瀬良三君 財政は非常に動いておるわけでございます。まして、財政の行き過ぎ等があることはもう歴史の過程で示すところでもあります。そういう中でいつも国民生活が犠牲にされるわけでございまして、金融の方のサイドからがっちりそれをフォローしていただく、そういう視点も持ちいただいてはというふうな思ふわけでございます。

それからもう一点、時を今同じくして、別の委員会でございますけれども、日銀法の改正が議論されておるわけでございます。日銀もそういう金融サイドの大きな一角を担つておるわけでございまして、また特融の面、審査の面でも日銀はかなりの部分を占めておるわけでございます。

ただ、今回の金融監督庁設置法案を見ますと、そういう日銀との関連、関係、こういうものを想定しておるのかなという点があるわけでございまして、法をつくる立場に立つた場合そういう視点が抜けていたんじゃないかというふうな思ふわけでございまして、つくれた総理府の方のそういうお立場でのお考え、これを示していただきたいと思ひます。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。現在、御審議いただいております金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律は五十八条の条文があるわけでございますが、その一番最後の第五十八条におきまして、別途御審議

いただいております改正日本銀行法案につきましての改正と、またその改正という措置をお願い申し上げておるわけでございます。

そのうちの重立つたものとしたしましては、まず検査と審査の関係をございしますが、今般の改正日本銀行法案におきまして、審査の資料につきましては日本銀行は大蔵大臣から要請があつた場合にはこれを検査等に役立てるために見せることができるといふような規定を置いておりましたが、これを金融監督庁の方へ置きかえる、すなわちこれによりまして検査と審査の間の連携を保ちまして情報交換の、現在でも情報交換は図つておるわけでございしますが、より一層円滑な連携を図つていくということが一つでございます。

また、信用秩序の維持に資するための業務、いわゆる従来の日銀特融というような問題でございますが、これにつきましては大蔵大臣が金融監督庁長官との協議等に基づきまして、いわゆる日銀特融につきまして日本銀行に要請する。また、このいわゆる特融以外に一時的なシステムの故障とか、そういうようなことによりまして日本銀行が独自に行います一時貸し付けというのがございすけれども、これは急いでやらなきゃならないものでございすので、これにつきましてもありましたときには大蔵大臣に届け出るとともに金融監督庁長官に通知するというところで、それぞれ連携、連絡の規定を設けておるわけでございます。

○岩瀬良三君 受ける方は同じところが受けるということになりましたので、後でまたその点に入らせていただきますけれども、ひとつ日銀と連携をとりながらの効率ある対応をしていただければというふうな思ふわけでございます。

それでは、法案の方に入らせていただきたいと存じます。

まず、検査、審査関係でございますが、パブルが始まり、パブルがえらいいろいろな影響を金融機関にも与えておるわけでございすけれども、このパブルのとき、またパブルを経過しているときも通常の審査体制が行われていたと思うわけで

ございます。銀行それから金庫、規模によりましてその期間は違ひますけれども、二年に一遍とか一年半に一遍とか、そういうような検査、審査が行われておつたと思うわけでございす。

そういう中で、検査機関はいろいろな貸出額の非常な伸び、こういうものも当然把握しておつたと思うわけでございす。その中で担保が不十分であるというふうなことも、これは推量でございすけれども、恐らく何かつかんでおつたんじゃないかと思ふわけでございす。つかんでいたけれども、要はそれが金融行政、財政を判断するところまでなかなかうまく円滑にいつていかなかったんじゃないか、こんなふうな思ふわけでございす。

まず、検査部門においてはパブル期にどういふような兆候を把握していたのか、その辺のところをお答えいただきたと存じます。

○政府委員(中川隆進君) お答えを申し上げます。

いわゆるパブル期に限りませんが、従来から私どもの検査では金融機関におきまして健全な融資体制といふような、具体的に言いますと、その融資に際しまして融資審査をする、あるいはもし不良化した場合に事後管理をする、担保等の管理あるいは回収をする。そういう体制の整備がどうなつておるかということにつきましては、重要なチェックポイントであることは言うまでもないわけでございす。

特にいわゆるパブルの当時でございますが、土地、株価は右上がりの中で、金融機関のみでなく社会全体一般的にそういう安易な業容拡大主義という傾向があつたわけでございす。金融界につきましても不動産業やノンバンク等の特定業種へ融資が偏重してないかどうか、土地関連資金や財テク資金等が数多く融資されておつたような状況でございすから、これらの融資に対します今申し上げました審査管理体制あるいは回収可能性、担保の状況、融資先の成長性、回収の確実性といった点等につきましてこれをチェックし、問

題があるという場合には当然のことでございますけれども、個々の問題あるいは全体的な問題について指摘をしていただくことでございます。

もちろん、検査でございますから、個々の融資がいいとか悪いとかということではなくて、全体的な金融機関のそういう融資姿勢、審査管理の体制といったことについては十分に指摘していただくことでございます。

○岩瀬良三君 もう少し具体的にお願したいんですが、そのころの貸出額の対前年度伸びがかなり通常の状態より激しかったんじゃないか、結果的に見てそうなんですけれども、そういう数値を持っていただかないか、そういうふうなふうに思っております。また、担保につきましても、どれくらいの実質性を持っていたというふうなことが把握しておられない、そういうような検査ではまた意味がないんじゃないか、そういうふうなふうに思っておりますが、その辺のところの伸びとかそういうものの把握はどうかでございますでしょうか。

○政府委員(中川隆進君) お答え申し上げます。

金融検査におきましては、個別金融機関の、今申し上げましたような融資の管理、審査管理といった状況については問題があれば当然指摘をするわけでございます。ただ、このパブルの時期、いつからパブルかということでございますけれども、なかなかそれはいつからいつまでというのはいわゆる問題でございますが、一般に社会的にいろいろ問題になりました。土地関連融資の総量規制等が行われておりますのは平成二年になってからでございますけれども、それ以前におきましても個々の状況については今申し上げましたように指摘しておりますが、全体的に幾ら融資がふえ、土地関連の融資がふえているといったことについて検査で個々の金融機関の問題を指摘すると、こういう検査のやり方ではないということを御理解いただきたいと思います。

○岩瀬良三君 今の御答弁でもちよつと答えが出てこないんですけれども、当時貸出額の総額が幾

らで、対前年度伸びが幾らだということから、これはもう当然数値として出てくるわけで、一行一社じゃなくて全体を聞いていくわけですから出てくるわけですね。

たまたま私、銀行局検査部長の書かれたものをちよつと見たのでございます。その中で、八九年、これはパブルの活発な、利子が二・五%でずっと長い間そのままで貸し出しをしたときでございますけれども、貸し出しの内容が各業種とも非常に改善されて、目に見えて資産内容がよくなっている、こういうような認識であつたわけでござい

ます。これはだれしもそんなに責められる話ではないわけですから、一つはこういう認識をされておられるわけでございます。

さておりながら、これはパブルの初めの方だからいいのかもしれないけれども、パブル期に行つてもそういう認識がとれなかつたというふうなことじゃないかと思つてござい

ます。その日銀検査と大蔵検査では重複されているところがあるのか、それとも重複は余りないのか、そこら辺のところをお話しいただきたいと存じます。

○政府委員(中川隆進君) お答え申し上げます。委員の御指摘でございますけれども、私も検査に参りました、検査は、先ほど委員も御指摘でござい

ます。大蔵省の検査は、たびたび御説明申し上げておりますけれども、銀行法等に基づきまして免許を受けた金融機関すべてにつきま

して、二、三年に一度、個別の金融機関に入りまして、いろいろ融資の面あるいはその他の経営全体についてのし

る。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

るわけでござい

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

るわけでござい

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

るわけでござい

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

まして、取引先金融機関等との任意の契約に基づいて行われるものでござい

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

ます。日本銀行の検査は、民間金融機関に対しては日本銀行が資金の供与を行います際に、金融機関の経営の内容あるいは実態というものを把握して

止したいということに重点を置いてやっているものでございます。

一方で、行政の行われる検査は、ただいま検査部長からお話があったように、免許の付与でございまして、各各種命令の発出というふうな行政権限の行使のいわば前提として行われているという点で、中央銀行の検査とは性格を異にするものだというふうに考えております。

先生御指摘の検査と検査の重複という点につきましては、制度上、ただいま申し上げましたような意味において重複するものではないというふうな考えですが、金融システムの安定という、これはお互いにお互いこのミッションを、命題を果たしていかなくないということでございます。ですので、この具体的な作業の中では重複している部分があるかという点でございます。この点につきましては、検査の内容とか検査の周期とかを審査先の経営内容あるいはリスク管理状況などに応じて弾力的に設定することなどにつきまして現在さらにこれから鋭意検討を進めてまいりたいというふうな考えておきまして、目下作業中のごとでございます。

○岩瀬良三君 日銀の方も今度法定化された。もちろん検査の方は強制でございますし、抜き打ち的に行くというふうなことでございます。これはぜひやっていただかなきゃならない事柄ではあるわけですが、なかなかダブルで重複してきているというのを私は聞いていたわけでございます。重複しても、また別の観点から見ているという点であればそれも有用な点かと思っておりますけれども、まるっきり同じようなことだということもありますので、そういう点は、例えば大蔵検査のやつを日銀の方はそのまま使うと、あとは調査対象にしないとか、十分それは両方で御検討いただいて、両々相まって効果が出るような形にしたいだけというふうなふうに思っております。

そういう意味におきまして、今後そういう検査内容、バブル期の反省、それから日銀が法定化さ

れたというふうなことも含めまして、検査内容の改善ということについてどう考えて今までやってこられたのか、大蔵省の方からお聞きしたいと思っております。

○政府委員(中川隆進君) お答えを申し上げます。

検査内容の改善についてのお尋ねでございます。金融機関の検査の内容につきましては、日本も今や国際的に検査あるいは金融機関に対するその他のチェックの状況を共通化しているわけですね。我が国におきましては、昭和六十年代以降、米国のいわゆるCAMEL方式、横文字になつてちよつと恐縮でございますが、という方式を日本も導入をしております。主として金融機関の自己資本の状況、資産内容、経営管理、収益の状況、流動性の状況、さらに法令等の遵守状況、それから昨今はアメリカにおきましても、それに加えてリスク管理に対する対応あるいは市場の動きに対する対応というものについても重点的に検査をしておりますが、日本におきましてもそういう検査項目につきまして検査をしているわけでございます。

しかしながら、委員の今御指摘は、今後どうしていくのか、どういふふうに変化したのかという御指摘でございます。そういう観点につきましては、当然引き続き検査項目としての重点でございますけれども、今後、早期は正措置が導入されまして状況の中で、まず金融機関みずから自己査定をし、外部監査を受け、それを前提にして資産内容等のチェックをしていく、あるいは市場関連取引業務に係るリスク管理体制の実態を把握していく、さらに業務の適切性の観点の確保から諸規則の遵守状況やディスクロージャーの状況等、ルール違反がないかどうかといったことについて重点を置いてチェックをしていく、こういう方向に我々の検査も変えていくべきだろうというところで既にそういうことをしているわけでございます。

いづれにいたしましても、限られました検査要

員の中ではございますけれども、今後とも重点的、機動的な検査を実施し、検査の効率化を図りながら深度ある検査を実施してまいる所存でございます。

○岩瀬良三君 日銀理事の方は、お答えをいただいてもうこれで私は結構でございます。

○参考人(本間忠世君) 検査におきまして、先ほど申しましたリスクというものをこれからしっかりと把握していくことが必要である、それを通して金融機関の経営の健全性というものを確保していくことが必要であると思いますが、先生御承知のとおり、世界の金融市場におきましているいろいろな新しい金融技術、情報技術というものが日進月歩で非常に今進んでおります。そういう中、デリバティブ取引でございますとか、各種の金融取引の高度化、あるいは新しい商品が次々生み出されていく、そこに大きなリスクが一つ一つ発生している、こういうこともございまして。

したがって、いわゆる貸し出しを中心とした信用リスクというものをしっかりと把握することはもちろんでございますが、金融機関が抱えるこの新しいリスクについても我々は大いに勉強をしながら、金融機関が個々にどういふふうな体制をとってそのリスクをチェックしているか、いざこれはリスク管理体制の問題でございますが、それ自体をしっかりと把握することが極めて大事な話になってきていると思っております。国際的にいろいろな監督の議論の中にも、最近そういうことが非常に中心的なテーマとなつてきております。

そういうことも含めまして、行政の検査と日銀の検査、それぞれの役割の中からリスク管理体制というものをしっかりと確立していくということが非常に大事になってきているというふうに考えております。そういう観点から、私ども中央銀行の立場からできるだけの対応をこれからしっかりとらせていただきたいというふうに思っているわけでございます。

その際、日銀法改正の議論にもございましたように、金融機関の負担、コストというものを極力

小さくしていくという考え方をしっかりと入れながら、ただいま申し上げましたような方向で検査の考え方をいはいやう方を再構築していきたいというふうに考えております。

○岩瀬良三君 今いろいろお話がありましたように、検査官と申しましうか、銀行を検査するのは普通の方ではなくて専門的な知識を必要とする、またその向上を図ることが喫緊の課題であるというふうなふうに思っております。また、できるだけ幅広い見方ができるような訓練も必要であるというふうなふうに思っております。

そういう中から、いろいろ今まで議論もされてまいりましたわけでございますけれども、検査官の異動と申しますかその配置と申しましうか、そういうことを考えますと、二、三年で動くというふうなこと、午前中の議論にもございましたけれども、なかなかそこだけではないというふうに思いますが、困難だとかいうようなお話もあつたわけですが、こういったような二、三年で異動するということもまた無理であろうというふうに思うわけでございます。

そういう点で、この検査官というのをどういふふうにこれから育成していくかというふうにお考えでございますか。これは総理府の方へお聞きした方がよろしいでしょうか。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。

私どもということですので、金融監督庁発足後ということになるかと存じますが、先ほども御説明いたしましたとおり、金融監督庁の人事につきましては、金融監督庁長官の判断によりまして、業務を的確に遂行できるように適切に人事を行いまして、望ましい人材の確保を図っていくものと考えておりますが、特に金融監督庁におきましては検査監督を専門的に行う機関ということでございまして、職員に対する検査の充実あるいは人材の確保等によりまして事務能力の向上を図る、検査監督事務の専門性を強化していくと、こういう必要性があるかというふうなことを考えております。

なお、この人事異動の期間等の具体的な人事の運用、二、三年じやなくてというような御指摘があったわけでございますが、これは一般的には、専門性を高めるといふことでございまして、全体的に申しましていけば検査経験年数と申しますかそれが長くなつていくということが必要であらうといふふうには考えておりますが、その場合でもそのまづつといるのかどうかというのはまた一つの人事の運用の問題ということでございまして、何年とかその辺につきましては、各職員の能力とか適性あるいは健康、家庭事情等もございしますので、それぞれの行政上の要請の問題というのをもたさせていただきます。

したがしまして、特に今日、非常に流動的で激変いたしております金融情勢、このものでは金融行政につきまして幅広い知識、経験を備えさせるということも必要でございます。ですから、例えば一方で監督をやらせてみたり、検査、またその関連する企画とか、あるいは同じ検査にいたしましてもそれぞれ幾つかの部門をやらせてみるとか、検査の審査的な面、実地といろいろございまして、そういう点も専門能力の向上に資するといふものでございまして、それぞれ個々の実情に即しましてところで人事権者でございます監督庁長官が的確に判断していくことが適当であらうかといふふうには考えているところでございます。

○岩瀬良三君 そうしますと、これからのことですのでなかなか具体的に言えないかと思ひますけれども、大蔵省の方では金融関係、それからまたその中でも検査部の職員の皆さんの配置、異動といふのは現実問題としてどうやっておられたところでございましてか。

○政府委員(中川隆雄君) お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、金融検査官を短時間で養成するあるいは専門性を高めるといふのはなかなか難しいわけでございます。従来は、検査官、今は官房金融検査部でございますけれども、この検査官につきましては、大蔵省の場合、例えば国税から

の出身者、税関からの出身者、財務局からの出身者、あるいは本省の中での異動と、いろんなケースがございますけれども、そういう職員に對しましていきなりその日から検査というわけにもまいりませんから、研修を相当期間いたします。これにつきましてはことしも異動に際しまして約二カ月間初任者研修、検査官、なかなか限られておりますのでその研修の期間をとるのは大変難しいのでございましてけれども、やはりそうした点を十分にすることを考えているわけでございます。

そのほか、今、人事のローテーションというお話でございました。これは今申し上げましたように、各方面から優秀な人材を集めるわけでございまして、各方面から優秀な人材を集めるわけでございまして、専門性を高めるといふことは、長年の検査経験だけではなくて、今も総理府の方から答弁がありましたけれども、金融行政につきまして幅広く経験を積む、例えば監督、企画といったものを経験を積む、あるいは何年間に一度はそういう部門も経験していただくということによつて検査の実も上がるという側面がございまして。そういうことが望ましいという考えから、従来から検査部門と監督部門や企画立案部門との間で人事交流が行われてきたというのが現状でございまして。

○岩瀬良三君 いろいろな観点から見られる方を養成しなさいやらないところはもうそのとおりであるわけでございますけれども、その一面、また金融の持っている複雑さ、こういうものも見通せる人が必要なのでございまして。そういう意味で、今度の金融監督庁の検査をやられる方については何か真ん中におられる人の養成が必要なんだろうといふふうには思ふわけでございまして。国税調査官等々、専門官のようなのが国の中にはあるわけなんです。こういう形でそういう専門性のある方を育てていかなきゃならないんじゃないか、そういうふうには思ふわけでございましてけれども、これは総理府の方、いかがでございましてしょうか。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、また先ほども若干申し上げ

げたところでございますが、民間金融機関等の検査監督、これにつきましては、長年の経験あるいは知識等に基づく専門的能力が要求されるところでございまして。

特に最近におきましては、先ほども金融検査部また日本銀行の方からいろいろ新規の金融技法あるいは金融取引の多様化等のお話があったところでございまして、いわゆる不良債権的な、ある意味で申しますと基礎的な検査監督事務、資産査定等につきましても、経済環境の変化に伴いまして、また従来でございましたら担保不動産の価値がそう変化しないというようなこともあったわけでございまして、経済構造の変化によつてついた工場、資産等がどうなるかという点などもございまして、そういう点からいいますと、職員の専門性を高めていくということは非常に必要があるかと考えております。

これらの職員の確保につきまして、今国税専門官という御指摘でございまして、職員の確保の問題というふうな理解をさせていただくわけでございまして、当面、金融監督庁の職務につきましては、先ほど官房長官から御説明もございましたとおり、まず現在あるところの金融検査部を移すというのが三党の合意でもございまして、その方々に行つていただくわけでございまして、将来的に国税専門官のようなものをつくるかとなりますと、一つは人数がまことに違ふといふことは申し上げておかざるを得ないところでございまして。国税庁の六万何千というふうなものに對しまして、金融監督庁は財務局関連まで入れましたとちよつとけたが一つは確実に違ふわけでございまして、それぞれの採用人員等をならして考えまして、果たしてそれだけのそういうような仕掛けと申しますか採用制度というものが適当なのかどうかという点はかなり真剣に検討しなければいけないんじゃないかと思ひます。

いづれにいたしまして、こういう採用試験等につきましては、また人事院等の御意向を踏まえなければならぬところだろうと思ふわけでございます。これは発足後の話でございまして、まだ総理府でも準備室でございまして、監督庁長官の人事権を私どもがあらかじめ準備するわけにまいらないわけでございまして。

監督庁発足後におきまして当然適切な人材をリクルートするといふ点については十分な配慮が払われる、また工夫もされていくと思ひますが、ちよつとそれだけ独自の試験制度のようなものをつくらせていくといふことでございまして、またかえつて、国税専門官でございまして会計とかそういう点を中心的に採るわけでございましてけれども、それはちよつとむしろ難しい。むしろ、いろいろ法律方面、会計方面、あるいは先ほども御指摘のございました数字とかそういう点を一般的な形で採っていく方がいいのかというふうな感じもするわけでございまして。

○岩瀬良三君 そうしますと、今回、金融監督庁と共管になっております各省のいろんな検査もあるわけでございましてけれども、これ全部言つて大変でございまして、農協関係を持っております農水省、また労働金庫を持っております労働省、この二つの官庁の方から検査の実態などをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。農協系統の検査につきましては、先生御承知のとおり、農協自体が信用事業を含めまして経済事業、共済事業等総合的な事業をやつておられるわけでございまして、そうした事業に對しまして農政の観点から検査をいたしておるわけでございまして。農協法に基づきまして、県連あるいは全国団体に對しましては都道府県が実施をいたしております。通常二、三年に一度は検査をしておるといふのが実態でございまして。その中で特に最近の金融事情の変化に對応いたしまして、信連については八年度から、それから共済連につきましては九年度から毎年検査をするということで検査の充実を図つてまいりたいといふふうに考えております。

○政府委員(松原亘子君) 労働金庫についてお答え申し上げます。

労働金庫は、昭和二十八年に成立いたしました労働金庫法に基づき設立されました労働組合などを会員とする協同組織の金融機関でございます。現在、全国に四十七労働金庫がございまして、中央に労働金庫連合会が設立されているわけでございます。これは、労働組合ですとかその他労働者の団体が行う福利共済活動のための金融の円滑化を図るとともに、勤労者の資金のニーズにこたえ、勤労者生活の福祉の向上、こういったものを金融面から支えるということを目的としているわけでございます。そういうことから私どもの労働行政と密接不可分ということで、労働省としても検査監督を実施しているわけでございます。

現在、労働金庫に対する検査につきましては、大蔵省、労働省、都道府県の三機関が協力して行っております。大体毎年二十金庫を検査しておりますので、二、三年に一回は検査をするということになっているわけでございます。このうち労働省は、その半数のおよそ十金庫につきましまして主担金庫として検査をしているというのが実態でございます。

○岩瀬良三君 短時間の中ではその質の点まではなかなか触れられませんが、いずれも農林関係、労働金庫関係その他、現行法制の中でも共管であつたわけでございます。

ところが、皆さん記憶に新しい住専問題では、銀行と農林系金融機関、大蔵省と農水省が負担と責任をめぐって、押しつけ合いは言いませんけれども、言うならば縦割り行政の弊害が多かつたということはいわゆる記憶に新たなところであるわけです。それが今度の新しい金融監督庁法案におきましてやはり共管というふうなことで、こういう点はまた今までの教訓を得て、同じ共管にしても新しい工夫が必要なんじゃないかと思うわけでございます。そういう点。

それからもう一点、金融監督庁という一つの組織は本来は共管ではなくて全体に關するものだ

ろうというふうな思つておるわけでございますけれども、そういう両方の点から官房長官のお考えをいただきたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) 将来のことにわたつての答弁は差し控えておきたいと思つていますが、今、委員御指摘の特に農林系の金融機関、今までも中央のものは大蔵省が検査監督等を行つてまいつたし、県の段階のものについては農水省、もちろん農協もそうありますが、しかしこの一昨年来の事態を顧みまして、農林中金はもろこのこと、県信連と言われる県段階までひくくめて大蔵の検査監督の領分が広がつた、こう理解をされてもいいと思つております。

ただ、この県信連と農協については地方分権委員会からそれぞれの意見も出ていますのでありますから、考え方は、金融機関としてのベースにあるものは、金融監督庁が総体的に普遍的な検査監督を行い、各省というそれぞれの機関のいわば行政目的、そういうものについての検査監督は、もちろんその企画立案もひくくめてではございまいしうけれども、それぞれの省庁が責任を負うべきものと。

ですから、二重のことになりますが、総体的に、金融という役割はこの中でも大きいわけでありますから、この金融というものについては将来ともに金融監督庁が主管をするというか、その観点で物を見て統一性を確立していく、このことが大切だといふふうに理解をいたしております。

○岩瀬良三君 それからもう一点。

第一勧銀の問題がいろいろ議論されたり、また日産生命の問題、いろいろあつたわけでございますが、そういう過程の中で我々が質問申し上げますと、それは当然立場はわかりますけれども、守秘義務ということとでなかなか明かになつてこないわけですね。一方、新聞等ではいろいろ面が出てくるわけでございます。

そういう中で質問しても、なかなか言えない。それは立場上当然で、私もそれは言うべきだとは思つていないわけでございますけれども、そういう

う中でも、今後、個々の問題じゃないもの、それから全体的なものというふうなものを把握して国民の前にあらわすべきだと。いろいろな事柄が起つたときには早くそのことを国民の前にあらわすべきだという考えもあるわけでございます。

それから今度、早期は正措置というふうなことで金融機関の自己点検、こういうものがなされるわけでございまして、そういうことをやつていきますと、預金者、一般市民にとりましては公表されたものがない中で、いつの間にか今度は自己点検による早期は正措置によつて改善命令が出されたとか、そういうことはいろいろな面が出てくるのではないかとこのように思つてござい

ます。そういう意味からいきまして、自己責任をある程度とるならば、検査や考査の結果、こういうものも差し支えない範囲で、差し支えないというよりもできるだけ公表をしようというふうな前向きな考え方で取り組んでいくべきじゃないかと思つてございまして、この点、現在検査部を持っております大蔵大臣の方のお考えをいただきたいと思います。

○政府委員(中川隆進君) まず、検査結果の公表という委員の御指摘でございましたので、その点につきまして御答弁申し上げます。

今御質問いただきましたように、預金者あるいは保険の契約者の自己責任ということと徹底していくためには、できるだけそういう金融機関の経営情報を開示していくというのとはそのとおりであるかといふふうに思つております。ただし、検査の結果といふものを公表して預金者等に情報を与えていくのがいいのかどうかという点、そうではなくて、そうした情報はやはり本来のディスクロージャー制度をきちつとしていくということによつて担保されるべきではないかといふふうに考えるわけでございます。

個々の検査の結果におきましては、いろいろな個別の取引先、契約先の状況でありますとか、個々の融資先のプライバシーに関する情報等、非

常に細かい点がございまして、ただし、そうした点をプライバシーに問題ない範囲で開示できるのではないかという御指摘も別途委員からあつたと存じますけれども、それはいいと思います。何がプライバシーで何がそうでないかというのを区別するのは非常に難しいわけでございます。

今、委員御指摘のございました全体的な検査の状況、個々ではなくて全体的なものといった点につきましては、検査の結果につきましては、年間の検査状況、検査件数、あるいは検査に際しまして全体的にどのような指摘をしたかといふものは、実は年に一回、証券取引等監視委員会の報告書というのがございまして、その中で相当程度開示をしているという状況でございます。

もちろん委員御指摘の、個別の行政処分あるいは破綻処理を行うなどに際しましては、行政部局の方からそれぞれ可能な範囲で新聞発表等が行われているという状況でございます。

○岩瀬良三君 今いろいろなリスクの方の話にもなつてきたわけでございます。時間の関係でちょっと飛ばさせていただきます。

早期は正措置、こういうふうなものが導入され、そして大蔵省の分離、金融監督庁の設置、そして新しい日銀法の改正が今議論されておるわけでございます。これらにつきましては、それぞれがばらばらじゃなくて、それぞれがみんな融合して発揮しなければ、せっかくのこういうふうな考え方も能力を発揮しないといふふうに思つてござい

ます。そういう中で、ちよつと今私も展望がよくわからないんですけど、一つの金融機関なりなんなりが経営危機に陥つた場合、どういふプロセスでそれが処理されていくのか、そういう点について総理府の方の考え方を質問いたします。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。

金融機関が経営危機に陥ると、検査あるいは報告によりまして、それぞれの状況を金融監督庁においてまず把握する。そういうことで、その時々

等にそういう適切な指示、指導等が行われることになろうかと存じます。もちろんこういう中で、今度の早期は正措置が実現された段階、金融監督庁は来年の四月から七月までの間の政令で定める日から発足するということになっているわけですが、早期は正措置につきましましては来年の四月一日に導入、適用開始ということでございますので、発足時点において既に早期は正措置が発足しているわけでございます。

これによりまして、例えば現在の中間報告等に基づく案でございますれば、まず経営状態、自己資本比率の状態に応じましてそれぞれ改善計画を作成させ、あるいはその実施を命じ、さらに個別の事項についての禁止や指示を行う、あるいは一定を割りますと業務停止と、こういうふうな形になるわけでございます。

一遍にばれるということでございますと、いきなり業務停止のところに行くということはないわけではないと思えますけれども、もし順次悪くなるということでございしますれば、改善計画をつくって努力してもらったのになかなかないので、例えば新規の業務でございしますとか高利の預金の受け入れはやめてもらう、あるいは配当はやめてもらう、そういう順を追っていくということになるのかと思っております。

破綻というのはどの程度かということがございしますけれども、まさにラジカルな破綻ということにございしますと業務停止あたりからということになるのかと思っております。業務停止につきましましては、まさに自己資本比率でございしますからゼロを割るということ、自己資本比率によりまして場合でございしますが、これが基本的な要件ということになろうかと存じます。

その段階におきまして、例えば通常のケースは、金融監督庁が現行法令のもとの方策によりまして対応する、業務停止命令をかける、あるいはそれに対する対応といたしまして、預金保険法に基づきます適格性の認定等を行って資金援助等を要請する、そういうことに相なっていくか

と存じます。

ただ、業務停止命令等の対象となるような金融機関の破綻処理に關しましては、今の現行法令のもとでの既存の方策ということでは対応し切れない、信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがある、こういう場合があり得るかと思っております。これにつき、こういうふうな金融監督庁長官が認めました場合には、金融危機管理に万全を期するために、金融監督庁長官自身の判断に基づきまして、制度の企画立案を担っておりまして大蔵大臣と協議を行って、法令改正を伴う新たな措置の策定等の最善の方法を見出すということになろうかと存じます。

そういう場合には、そういう措置を講じた上で、あるいはそのめどをつけました上で、例えば業務停止をやる。そこで通常また検査ということになろうかと存じますが、それで合併、営業譲渡等のあつてございしますとかそういうものが行われて、どうしてもその処理の上で、通常でございしますと免許取り消しということ、あるいは新機関への合併あるいは営業譲渡によって吸収されるということになろうかと思っております。

○岩瀬良三君 いろんな過程を経てなわけですが、

例えば頭にあつたのは、日産生命の場合、二年近く前に債務超過の点を把握しておつた。ところが、それから二年くらいたつてから急に株の取引に失敗したということと業務停止命令がなされた。そうしますと、債務超過を把握した時点で、例えば大蔵大臣と相互に密接な連絡をとることになつておるわけでございますので、こういうことをいつの時点でやるんだらうなど、こういうことがあるわけでございます。

金融監督庁は、検査その他の監督をして経営の健全性が確保されるよう全般的に見るわけでございますけれども、いつの時点で相談していけばいいかというふうなものがあるわけでございます。また、関係法令の整備の法律案によりまして、大蔵大臣への協議、通知、それから資料提出等と

いうようなことも書かれておるわけでございます。一つは、そういう過程が不明確であるというふうなことをお答えいただきたいと思いますし、もう一つは、最終責任は金融監督庁なのか大蔵省なのかと迷う点があるわけでございます。初めの方にございましては総理府、後の点につきましては官房長官のお答えをいただければと思うわけでございます。

○政府委員(白須光美君) お答え申し上げます。日産生命というふうな個別のケースにつきましては私も承知しているわけではございませんので、やや一般的な形で申し上げさせていただきます。

例えば債務超過であるというふうなことを、預金受け入れ機関であるならば自己資本比率がゼロを割っているというふうなことを把握したというふうな場合、一応のあれといたしましては業務停止命令が相当とされるわけでございますけれども、これはある程度、どの時点で行うか、あるいは回復の見込みがあるかどうかというふうなことは、当然、金融監督庁長官といたしましては、これは非常に重大な問題でございしますので、一つの企業にとりまして、また預金者等にとつても、そういうことでございしますので、そこは慎重に判断ということになろうかと思っております。

協議というのは、業務停止命令をかけるを得ないような状況にあるということとをまず判断いたしまして、しかしその場合におきまして、現行法令や現行のそういう仕組みの中でこれを直ちにかけたのでは信用秩序等に与える重大な影響を防止できないおそれが非常にあるというふうな認めたときに、大蔵大臣と協議をして、信用秩序の維持等を図るための新たな方策について相談いたしまして、これらの方策を、企画立案関係の策でございします。この場合は大蔵大臣の方でこれらの措置をとつていただくということになつていく。

そこらあたりの措置を講じまして、環境整備いたしました上で業務停止命令、そういうことになつてはならないかというふうな考えております。

なお、恐縮でございしますが、今このように手順はそれぞれでだれがどちらをどういうふうにするということであるわけでございますので、御指摘の責任云々というふうな点についても、これをベースに判断ということが基本であるうと思っております。

なお、通知は事後通知でございしますので、全く別、単にお知らせするというものであるうと思っております。

○国務大臣(梶山静六君) 今、政府委員の方からニュアンスはお聞き取りを願つたと思うんですが、それぞれ企画立案の分野に起因する事項、それから検査監督に起因するものか、その結果出たもの、それにおいてそれぞれの責任は大蔵大臣なりあるいは金融監督庁長官の責任は生じようかと思ひます。いずれにしても、責任を生ずるような問題の起こることを防止することが一番の大きな目的でもあります。起れば連帯の責任でもあるわけでありまして。

ただ、委員御承知のように、既に行政体験をお持ちになつた委員ですからよくおわかりだと思ふんですが、一つには自己責任、銀行みずから、金融機関みずからがどういうルールに従つて自分の機関を運用して顧客という利用者の信用を獲得するか。それから、それぞれの金融の、銀行であれば銀行、地銀であれば地銀、あるいはその他の大枠というものはこんなものであろう、そのためにはこうやっていかなきゃならないということがあろうかと思ひます。そして第三段の構えで、国民の信用や預金者保護という観点から大蔵省の企画立案があり、そして金融監督庁の検査監督がある。それは、それぞれの公のルールというのか、例えば資本比率をどうするか、そういうものを定めて、なおかつそれがスピードが狂つて違つていう場合においては、それでは正をしていかなきゃならない問題である。

それから、今どうしても私たちの頭にあるのは、野村証券や一勧のような問題はすぐれて経営

者の資質の問題、この問題は挙げてどこに責任があるかといえ一〇〇%、みずからの犯罪を意図したかどうかは別として、結果としてそれを追認してきた今日までのそれぞれの機関の体質にある。その問題をこれからどう防圧するかというのは、大きな意味での金融行政の本旨ではないと私は思いますが、国民にとっては一番またいたたまれないような痛みというか憤りを感じる問題でもあります。

いたずらに銀行法、そういうものはそういう機関の犯罪を摘発する分野ではございませんが、こういう問題が起きたときにどうするかということ、大蔵大臣も大変今危惧をし、これからの協議にまつ点が多いわけでありますが、こういうものを防圧してまいりたい、このように考えます。

○岩瀬良三君 終わります。

○日下部博代子君 まず、ただいまも御議論がございましたけれども、日産生命保険の問題について御質問をさせていただきます。

私が考えますに、やはり契約というものは相手への誠実さ、あるいは相手への信頼というものが前提になって初めて成立するというふうに思うわけでございます。パブル崩壊後の相次ぐ金融機関の破綻あるいはまた不祥事というのは、このような市民社会のルールが平然と破られていたということを示しているような気がして、非常に残念というよりも悲しいような気がするわけでございします。国民の金融市場あるいは金融機関として金融行政に対する不信感というものは募る一方ということ、このように申し上げるということも私としては本心が痛むわけでございします。

そこで、日産生命の経営破綻というものにつきまして、四年も前から債務超過というところに陥っていたというふうにも聞いております。にもかかわらず、大蔵省から業務停止命令を受ける前日まで勧誘を続けていた企業というのにも非常に大きいのではないかとこのように思っています。また、その間、日産生命の債務内容というものを把握していたのは多分大蔵省だけだろうというふう

に思うわけでございますが、把握していないながらも配当を認可していた、検査結果を公表しないといったという大蔵省の責任もまたあるのではないかとこのように考えます。

こうしたいわば密室行政とも言えるような金融行政によるモラルの荒廃についてどのようにお感じになっていらっしゃるのか、大蔵大臣に御感想を、そしてまたこれからのような形でこのような密室行政というものを改善して、そして国民の金融行政への信頼を取り戻そうとなさっているのか、その点をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(三塚博君) 大変残念なことでありました。終わって顧みますと、あの時点であらうございましたが、信用性を第一としておる金融機関、また契約者との間の信頼関係で行われておる生命保険という事柄について、直ちに事業停止を命ずることが是なのか非なのかという問題、かいつまんで申し上げれば、頑張って再建をいたしますというふうにいたしますと、その期間をある程度認め、全力を尽くさしめる、こういうことになるわけでございします。その辺の判断の基準が極めて重要なことであります。

検査といえども、全体のすべてに精通をして行うかどうかということがございします。基本的な基準に基づいてこの点を調べれば全体が把握できるということであり、複雑ないろいろな商品ということになりますと、追跡調査をして実態を解明するということもあらうと思っております。言なれば、検査の結果、収支計画等の策定を行わせるなど、できる限りの指導を行ってきただことは事実であります。さらに、検査結果を踏まえて一層強く財務内容の改善を指導してきたところでありますが、残念ながら事業継続を断念せざるを得ないこと、かねがね御質疑で申し上げておりますとおり、株式投資の失敗等も実は大きな原因であったことだけは判明をいたしております。私とすれば極めて残念なことでありますが、保

険というものは善意の第三者と、そして誠実にその約束を守るといふ事業者の信頼関係でできておるものでありますから、これをもつて全体の保険の信頼性をアウトにすることは忍びない、また耐えがたいことであります。そういうことで、当局とすれば保険契約の存続を図ることが重要と考えまして、可能な限り契約者保護が図られますような処理スキームが早急に取りまとめを終えられよう、たゞいま最大の努力をいたしておるところでございます。

○日下部博代子君 聞くところによりますと、今各地で係争中でございます高額保険と同様に、銀行が提携ローンを組んで売り込みに深く関与していたというふうにも聞かれています。この関与した銀行の責任についてはどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

日産生命におきまして、パブル期に高利回りの商品を多量に販売いたしました。その際はいわゆる銀行の保険料ローンがかなり頻繁に行われたということは承知しております。この場合の金融機関については、一般的に保険料を銀行融資で賄うこと自体が認められないわけではございませんが、その際に銀行がどの程度の踏み込んだ勧誘をしたか等々の問題はあらうかと存じます。個々具体的な事案につきましては私も承知をいたしております。

そういうこともございまして、今後保険管理人が処理スキームを策定するに当たりまして、提携金融機関に支援要請が行われることはあり得ると考えておりますが、その際の支援要請に応ずるか否かは金融機関の経営判断に属する事項でございまして、現段階でどのようなことになるか、方向性についてはまだはっきりいたしておりません。○日下部博代子君 今現在、このように新聞でも、そしてまた国会でも問題になっていますが、日産生命保険の契約者に対してははがき一枚の説明も何もないということ、私は何人かから聞いたわけでございします。そういうことが果たして

あり得るのかなと思ひまして、私は改めてびっくりしたわけでございします。

これだけ事件が報道されて、また国会で論議されているのに、契約者そのものに対して銀行からも、それからまた生命保険会社からも何らの説明、通知、あらゆるそういったものが一切ないというのに関しましては、これはどう受けとめていいのか。一市民といたしまして、もし私がそういう場合だったらどうするかというふうにも考えておりますけれども、この辺のところはこういうものなのでしょうか。これでよろしいのでしょうか。

○政府委員(福田誠君) 詳細については存じませんが、日産生命におきましても業務停止をいたしました後、多数の問い合わせが参っておりますので、その点については誠意を持ってお答えしているというふうには聞いております。それから、一部の契約者に対しては、旧経営者が今回ついているということも聞いておりますが、そのように受けとめられているとすれば大変残念に存じます。

○日下部博代子君 先ほど私はモラルということ、これを申し上げましたし、あるいは信頼の問題あるいは市民社会のルールというふうなことも申し上げました。やはり一市民の感情をいたしまして、確かにそれは銀行あるいは生命保険会社に行くというところもそうかも知れませんが、やはりそういう問題を起こした責任というものはその企業にあり、そしてまたその銀行にもあるわけでございしますから、やはり生命保険会社あるいは銀行というものの何らかの形で説明というものがあるのが市民社会のルールだと思います。その市民社会の最低のルールというものは確立していなかったということを知りますと、大変に私は情けない思いがいたします。国としての大きな仕組みということももちろん今私たちは論じているわけでございしますが、こういう一つの市民社会の信義関係あるいはルールというものがここで一度見直していく、そのことは私たちが金融問題を議論していく上での最低の前提にしなければ

ばならないということをお願いしたいというふうに思います。

ところで、日産生命の破綻処理に關しましては、これまで本委員会におきましてもさまざまな議論がされておりますが、なかなか難航しているように思っています。難航していることを前提にしてお伺いするわけでございますが、いわゆる受け皿会社というものの発足はいつごろというふうにとらえていらっしゃるのか、そしてまた、その業務開始はいつごろというふうに受けとめればよろしいのでございましょうか。

けさの報道によりますと、経済研究所の試算によりますと、契約者は約束した利回りの引き下げというものをどうしても余儀なくされるというふうにも報道されております。果たして契約者には契約で保証された保証金はそのまま支払われるという可能性があるのか、この点についてお伺いいたします。

その前に、初めて保険契約者保護基金というのが今回発動されるというふうに関してお伺いますが、これは経営破綻した会社の保険契約を引き継ぐ受け皿会社ができなければこの基金というのは対応できないわけでございます。また、この保護基金というのは上限が二千億円でございまして、そうすると、日産生命の損失額というのはこの上限額をはるかに上回っているというふうにも聞いております。三千億円に達するというふうに関してお伺いします。したがって、保険契約というものを全部保護するとなると、受け皿会社というのは年間二百億円もの二次損失というものが続出したがって、どうしても保険料の値上げということにならざるを得ないんじゃないかというふうな危惧もあるわけでございます。

さらに、破綻生保の保険契約の内容変更というものは認められておりますけれども、変更する保険の種類とかあるいは範囲についての基準はまだないというふうに思います。なぜならば、この基金は九六年度に設立されて、本格的な制度ができるまでのいわば緊急避難的な措置であるとい

うふうに私は受けとめているわけでございます。そういうことを前提にいたしまして、破綻処理につきまして、私の二つの質問を中心に大蔵省にお答えをいただきたいと存じます。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

第一の、今回の契約者保護基金は契約を引き受ける会社が発現しない場合には発動できないのではないかとお尋ねにつきましては、そのとおりでございます。保険業法によりまして、保護基金は、契約を引き受ける会社に対して資金援助が行われるということでございます。

それから、スキームについては現在、関係者間で協議中でございます。一つ問題になっております契約者保護基金の資金援助の限度額二千億円でございまして、この限度額につきましては、契約者保護基金の業務規程におきまして、その時点での経済金融環境、各社の財務状況などを勘案し、当該額の変更を行うことができる旨規定がございまして、業務規程自体も生保業界が決めたものでございまして、生保業界の理解があれば改定できるものでございます。

それから、条件変更についてのお尋ねでございますが、ただいま申し上げましたように、日産生命の処理スキームにつきましては保険管理人におきまして、契約移転計画の策定作業中でございます。今の段階で方向性を申し上げることは差し控えたいた存じますが、御指摘の高利回りの商品が将来に向かって引受会社の負担になるとの点については私も認識しております。

ただ、いずれにしても、大蔵省としましては、契約者の保護が可能な限り図られるよう最大限努力してまいりたいと存じます。

○日下部補代子君 最初に伺いました受け皿会社の発足はいつかというふうなことに關して、あるいはまた業務開始はいつかということのお答えがございませんでした。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。処理スキーム自体はできるだけ早く、一日も早く策定されることが望ましいと考えております。

が、手続といたしましては、仮に契約の移転が行われる場合には、日産生命の総代会で契約者に賛否を問う手続が必要でございます。そこで異議申し立てが行われ、もし異議申し立てが成立しない場合には、そのスキームどおり契約の移転が行われるわけでございまして、日産生命の総代会につきましては七月中に行われるということになります。それから契約が移転されますので、やはり八月くらいになるのではないかと思います。

○日下部補代子君 契約者に契約で保証された保証金がそのまま支払われる可能性があるのかという質問に対してのお答えがございません。

○政府委員(福田誠君) 先ほど申し上げましたように、契約条件の変更が行われるかどうかにつきましてはまだ保険管理人の方で協議、検討中でございます。現段階でははっきりいたしておりません。

○委員長(遠藤要君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(遠藤要君) 速記を始めて。

○日下部補代子君 今の委員長の御指摘を加えてどうぞお願いいたします。

○政府委員(福田誠君) 申しわけございませんでした。

保険管理人におきましては、これは最終的に生保業界、そして支援を要請している先のいろいろな協議の結果を待つて結論を出されるわけでございますので、いろいろ問題点を一つ一つ詰めていくところでございます。

二千億の限度額が足りるか足りないか、あるいは御指摘の契約条件の変更が必要かどうか等々について、毎日、日産生命の財務内容の把握を前提に今御相談をされておりますし、今お尋ねの点でございまして、私も私も保険管理人とは常時連絡をとり合っております。

○日下部補代子君 これはテレビでもラジオでも放送されていないのですけれども、実際に日産生命保険の契約者が今のお答えを聞いた場合にどのように思うかというふうなことを考えますと、委

員長のお言葉があったにもかかわらず、確かにあなたにとっては他人事かも知れないけれども、非常に他人事過ぎるのであります。

私は、幸いに私自身あるいは私の家族とかに契約者はおられませんけれども、その契約者の立場になったときに、一番自分が不安に思っていることに對して、国がどのように考え、姿勢でいるのか、やはり契約者にとって頼るところというのは国ではないのであります。あるいは、今企業に頼ろうと思っても何もない。そうした場合には、やはり国がどのように考えてどのようなしてくるのかということが一層期待しているところ

です。そういうのに対して、今のようなお答えだと、これは余りにも国は責任がないということをおっしゃっているようでございまして、また、もう少し企業に對しての大蔵省の立場というものを、指導的な立場というものの對しての責任というものも考えた上での姿勢というものが欠けているというふうに私は申し上げざるを得ないわけでございます。

そして、今ございましたように、さまざまなルール、保険契約の内容変更というものを認めているけれども、変更する保険の種類とか範囲についての基準がない。そのルールづくりの整備というものを今まで怠ってきたという大蔵省の監督責任というものはやはりここで問われなければならないというふうに思います。

そこで、我が国の状況を御説明いただいたわけですが、けれども、その我が国の状況と照らし合わせながら、他の先進国における契約者保護の制度、特に生命保険会社の破綻処理に關しての他の先進国の契約者保護についての制度を日本との対比におきながら御説明をいただきたいと思

います。○国務大臣(三塚博君) 福田保険部長がただいままでの経過をお話ししたと思っております。しかし、私も報告を受けておるわけでございまして、契約者はまさに老後の安定のために契約を行って

おるのであるので、全力を尽くしてスキームができるようにすべきである、こう申し上げております。

御案内のとおり、日産生命は日立・日産グループであります。直接、会社法人としての商法上の関係はないにいたしましたが、グループであることだけは間違ひありません。同時に、生命保険会社三十三でございましたが、生保協会をつくり今日まで来ておるわけでございますから、こういう信託に関する問題、信義に反するような事態のときは全力を尽くしてやっていたらどうかと申し上げて督促をいたしております。必要があれば私自身も訪問する覚悟であります。

○政府委員(福田誠君) 他国との比較でございますが、国によって制度の内容は様々でございますが、例えばアメリカ及びカナダにおける支払い保証制度はおおむね次のとおりと承知しております。

生命保険の場合には支払い保証法人という概念がございます。支払い保証法人は、破綻保険会社の保険契約を引き受ける救済保険会社に資金援助を行ったり、あるいはみずから保険契約を引き受けることにより保険契約の継続を確保することになっております。実際には救済保険会社を通じて保険契約者の保護が図られているようでございます。そして、損害保険の場合には、支払い保証法人は既に発生した保険金請求への支払いや解約に伴う未経過保険料の返還について保証しているというところでございます。

我が国につきましては、先ほど申し上げているような契約者保護基金の制度がございますが、これは救済保険会社が出現する場合にしか発動できないわけでございまして、出現しない場合についても保護の必要があるという観点から、昨年の十月より支払保証制度に関する研究会を発足させておりました。現在、鋭意検討を進めているところでございます。今後、結論が得られ次第、所要の法改正によりまして体制の整備を図りたいと存じております。

それから、先ほど契約内容の変更の基準が不明確なまま放置されてきたというお尋ねがございましたが、御指摘のように、契約内容の変更を行う際の基準というものは詳細に規定されておりまして、保険会社の保有する保険の種類は各社により非常に多岐にわたっておりまして、破綻に際して統一的な契約内容の変更基準というようなものをあらかじめ設けることはなかなか困難な面もあるという点について御理解を賜りたいと存じます。

○日下部補代子君 今の御説明だけでも、やはり我が国にはまだ支払い保証制度というものができていない、ないということをおっしゃったと思うんですが、ないということをおっしゃるに、何から今から努力いたしますというふうにおっしゃっておりますけれども、もう既に現在このような日産生命保険の破綻というものができています、起きてしまっているわけですから、非常に淡々とおっしゃるわけですが、保険審議会でも御検討中だという日本の支払い保証制度というものを一体いつから適用するというふうな目標で今御検討中なのではございませんか。

○政府委員(福田誠君) ただいま申し上げました研究会の報告書につきましては、六月中旬に予定されております保険審議会に中間報告をした後に、さらに残っております論点について引き続き検討を進めまして、先ほど申し上げましたように、結論が得られ次第、所要の法改正を行いたいと考えております。

しかしながら、支払い保証制度につきましては大変に難しい問題がございます。例えば倒産法制との関係、保険会社が倒産するわけでございますので、倒産法制の例外的なものとしてどのような整理をするか、あるいは支払い保証のための資金をどのように手当てするか、既存の資金援助制度との関係など、まだ重要な問題が残っております。今学識経験者の御検討をお願いしておりますけれども、その一つ一つがかなり慎重な検討を要する問題でございます。したがって、現時

点でいつまでに確たる結論を出していただけるかについては申し上げられないところでございます。

○日下部補代子君 今このような事件が起きていて、本当に処理をしなければならぬという状況になってそのような姿勢でいらつしやるといふのはいささか驚きでございます。やはり大変な問題があるからこそ、そういう制度の必要性がもうずっと以前から叫ばれてきたわけであります。今このような破綻処理をもせざるを得ないというときには非常に心外でございます。

何とかそれを早く促進させるためのこのような努力をされているとか、何かそういうふうなお答えを私は期待していただいております。

○政府委員(福田誠君) 先ほど来申し上げておりますように、とりあえず、とりあえずといいますが、新保険業法の中に、今回の契約者保護基金という制度を新しくお認めいただいておりますので、今回の日産生命の契約者の保護につきましましては、契約を継続するということが最も契約者保護になるわけでございますので、この現行法による保護基金の発動で保護を図りたいと考えているわけでございます。

ただ、引受会社が出ない場合についての検討としては、今申し上げたようないわゆる支払い保証制度を創設する考え方で臨んでいるわけでございます。

ただ、繰り返しになりますが、支払い保証制度については、保険は預金とまた異なりまして、いろいろな種類の契約なり請求権がございます。どのようなものをどの程度保護すべきか、十分に検討する必要があります。また、会社倒産後は、裁判所の管轄下のもとで倒産手続が進められるわけでございますが、倒産法制との関係についてどう考えるか、法務省の方のお考えも踏まえて検討していかなければならぬわけでございます。

○日下部補代子君 十分に検討しなければならぬ

い重要事項であるからこそこのような制度の設置というものが望まれていたわけでございまして、それを今日に至るまでなされていなかった、他の先進国にあるにもかかわらず、日本も先進国と言われているが、この面におきましては非常にやばりおくられたというところをお認めになりますか。

○政府委員(福田誠君) 新保険業法の法案作成あるいは国会審議におきまして、支払い保証制度の必要性についても御議論があったと存じておりますが、その際には、やはり支払い保証制度に伴いますいろいろな問題があることにかんがみまして、まず新保険業法では、契約者保護基金というもので契約者保護のスキームを実現するというふうになったと聞いております。

ただ、その際の国会の附帯決議におきまして、支払い保証制度についても議論をいたしたいと思っております。私どもは、新保険業法が施行されましたのは昨年の四月一日でございますけれども、昨年の秋には研究会を発足させているというところでございます。

○日下部補代子君 今さまで先ほどところでグローバルスタンダードということが言われておりますが、金融市場国際化ということになりますれば、やはりこういう今私が申し上げたような点でグローバルスタンダードに合わせなければならぬというところをもう一度私は申し上げておきたいというふうに思っています。

ところで、海外の場合を見てもそうでございますが、もし支払い保証制度というものが導入されますと、いわゆる加入者の自己責任というものが問われるわけでございます。加入者あるいは契約者、いわゆる消費者でございますが、その自己責任原則というものが強化される以上、契約者、消費者の保険会社を選択する目というものも試されるわけでございます。

しかしながら、現状を見る限りにおきまして、余りにも事業者と契約者、つまり消費者との格差

というのは、情報の量とか質あるいは交渉力というものにおいてもその格差が大き過ぎまして、そしてこのような状況の中で、加入者、消費者の自己責任原則だけが強化されるようになりますと、このバランスというのは非常にとれないわけでございます。

例えば日産生命の場合でも、生命保険会社というのは、他の金融機関と比べても経営情報の開示というのをおくれているというのは今更ですと指摘されてきたことでもございます。あるいはまた、想定できないリスクへの支払い能力とか、あるいはまた運用成績の差、いろいろな生命保険会社における運用成績の差というものは、情報というものが我々市民に開示されていなければ選別、生命保険会社はどうかという比較のしようがないわけでありまして。

したがって、そういうことを考えますと、金融監督庁が設置されますと、金融機関の自己査定あるいはまた会計事務所の監査、あるいはまた監督庁検査と、チェック体制というのは三重になるわけでございます。こうなりますと、それでは今までのようにいわば密室というところで処理されていた状況は変わるのでしょうか。あるいはまた、金融行政の言葉をかりますと、透明性というのは高まりはするけれども、一部関係者のみが情報を独占するという状況は変わらないという方々もいるわけでございます。検査の精密度が高まっても、その結果の開示というものがなければ、この効果というのはなかなか期待できないわけなんです。

そういうことを考えますと、チェック体制は整う、しかしながら、また一方で契約者、消費者の自己責任が問われる、そういう中で、いわば消費者の自己責任を可能にするための状況整備というのがどうしても必要になると思っております。その点についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、大蔵省のお考えを聞きたいと思っております。

○政府委員(福田誠君) 金融機関一般についての御尋ねかとは存じますが、とりあえず保険会社について申し上げたいと存じます。

保険契約者の自己責任原則の確立のための環境整備としてデイスクリージャーを充実させることが重要であるということにつきましては全く同様の認識でございます。そのために保険業界におきまして、従来から他の金融業態の開示状況も踏まえまして充実を努めているところでございまして、例えば金融機関で一番問題になり得る不良債権のデイスクリージャーに際しては申し上げれば、破綻先債権、延滞債権、金利減免債権等の不良債権のデイスクリージャーを既にいたしてあります。また、市場性のある有価証券の時価情報についても既に開示をいたしております。大手金融機関、都銀等と全く同レベルにあると考えております。

また、八年度に施行されました新保険業法の中には、新たに公衆縦覧規定が設けられております。これにあわせまして、保険会社各社において、この八年度決算からはより充実したデイスクリージャー資料、「〇〇保険の現状」というような表題でございまして、かなり詳細な資料をこれは全社で作成いたしまして、公衆縦覧に供するというふうになっております。

このように今着実にデイスクリージャーの改善に努めているところでございまして、行政当局としましては引き続きそのような問題意識で努めてまいりたいと存じます。

○日下部補代子君 着実にそのようなデイスクリージャーの体制を整えていらっしゃるという割には余りにも事件が多過ぎるというふうに思うわけでございます。

そして、今私が御質問いたしました、これからこの金融監督庁が設置されると三重のチェック体制になるけれども、そのことによってどの程度今までよりも検査の精密度が高まる、デイスクリージャーというものがさらに広がる、大きく開示されるということになるのかという質問に対してはまた答えてくださっていいですね。同じ質問を何度も繰り返さないでください。

○政府委員(白須光美君) 金融監督庁設置後というところでございまして、私どもの方からお答えしたいと存じます。

金融監督庁設置後におきまして、当然、検査ということにつきましてはこれらの充実を図っていくことにつきましてはこれらの方でございまして、また、これは検査及び監督双方をこの保険業を含めまして大蔵省から金融監督庁の方へ移していくということでもございまして、したがって、当然これまで大蔵省の方で公開性等につきましても、いろいろ御努力をなさっておられると思っておりますけれども、金融監督庁発足後におきましては、特に検査監督の専門機関ということで、これらの業務につきましまして、国民の御理解を得るための方策につきましましていろいろ工夫を重ねていくことになるのかというふうに考えております。

○日下部補代子君 日産生命の事件にとどまらずにさまざまな金融に関する事件が今相次いでいるわけですが、例えば変額保険問題、それからまた牛の預託商法など、そういったさまざまな金融トラブルあるいは契約に関する消費者被害というのが、今非常に消費者のニーズの多様化に伴ってさまざまな方面、多岐にわたっていると思っております。

経済企画庁はこのような一般市民の契約に関するトラブル、金融サービスに関するトラブルというものの苦情あるいはまた相談を受けていらっしゃるわけですが、今どのような相談あるいは苦情の状況があるのか、そしてまたそれをどのように処理されているのか、経済企画庁にお伺いいたします。

○政府委員(井出亜夫君) お答えを申し上げます。

経済企画庁の所管の団体といたしまして国民生活センターがございまして、国民生活センターでは消費生活に関する消費者からの相談に直接対応するとともに、各都道府県あるいは政令都市等々が持つおられます消費生活センター、こういったところに寄せられました相談情報を収集しております。

これによりまして、金融関係、非常に幅広いわけでございますけれども、生命保険、銀行はもちろんのこと、サラリーマン金融あるいはクレジット等々、そういうものを全部含めまして苦情件数が全国で平成四年に約一万五千件、平成五年もほぼ同じ、平成六年もほぼ同じでございます。平成七年に一万七千件、それから平成八年には二万四千件というふうな状態になっております。

国民生活センターにおきましては、これらの苦情、相談に対しまして、関係する行政機関あるいは関係の業界団体に照会をしたりあるいは情報交換というふうなことを行いながら処理に努めておるところでございます。それからまた、ある程度まとまったもの、消費者に対して注意を呼びかけていただいた方がいいようなもの、そういうものにつきましてはマスコミを通じて消費者の注意喚起というふうなことを行っておるところでございます。今後ともこの活動というのは十分に行っていくべきかならないというふうに考えておるところでございます。

○日下部補代子君 今お答えを聞きましたけれども、一般の市民が金融あるいは契約に関するトラブルというものに会ったときに、一体どこに相談しに行けばいいのかわからないのかどうも日本の場合には一般的に言って少ないような気がするわけなんです。

私はたまたま外国にいたことがあるもので、市民としての生活を両方の国でやりましたけれども、例えばイギリスの場合ですと各地にもウチンズ・アドバイス・ビューローというのがございまして、自分がどこに行つて相談したらいいかわからない相談事全部を一度にそこに持ち込めばそこで区分けをしてくれ、そしてこれは弁護士が必要なもの、これは会計士が必要なものというふうな区分けをしてくれた上で、どのような処理の仕方をすればいいのかわかりました。そういう処理の機関を紹介してくれるというところがあります。

こういつた一つの例を見ても、やはりコンシューマー、つまり消費者というものの概念というのが我が国はまだまだちゃんと社会の中に根づいていないような気がするわけであります。単なる物を買うという意味での消費者ということで消費者は王様というふうに言われているような気がしてならないわけであります。

英語でコンシューマーというふうに言われた場合には、例えば福祉あるいは医療サービスの場合でも患者のことをベシシエントとかクライアントとか言わないでコンシューマーという言葉を使っておりますし、あるいは精神病の患者の、これはさまざまなローカルガバメント、自治体で復帰計画などがございしますが、それを見ても、その方々のことをコンシューマー、つまり日本語に訳すと消費者と何か取っつきが悪いようございしますが、コンシューマーというのがもう主語になっております。

そのコンシューマーの権利、尊厳、プライバシーあるいは自由をどのようにして保護していくのか、確保していくのかということが書かれてくるような状況から見ると、どうも日本はまだまだそのような消費者の権利を前提にするような体制というのが非常にまだ少ないというふうな気がするわけでございます。そのような消費者を保護する、消費者の権利を保護するような機関、そして同時にまた法体制というののもまだ不備であるような気がしてならないわけでございます。

例えば、これからは医療サービスなんかにおきましてもインフォームド・コンセントということが言われております。これは医師と患者の立場が対等であるというふうに言われておりまして、やはり事業者と契約者の場合と同じように、医師の持っている医学的あるいは医療サービスに関する知識の質、量に比べて患者の持っている医療に関する知識量というのは格段の差があるわけであります。

そうしたことを考えますと、これからは単なる取引契約の上だけではなくて消費者の権利の保

障、権利を前提とした法体制の確立ということが、今までのいわゆる事業者規制の反射的利益というのに対しての消費者の保護というのではなくて、消費者の利益と消費者自身の権利というものを明記した法律というのがどうしても必要になってくるんじゃないか。例えば、民法があり商法があり労働法があります。そのようなものに対して、今まで消費者の問題というのは一つずつの個別業法で対応されてきたと思うんです。それをもっと包括的ないわば消費者法というような法律の制定というものもこれから必要ではないか、私は今の大蔵省との議論を重ねながらもつくづくその必要性を感じたわけでございます。

ところが、これまで従来の法律、立法ということになりますと、議員立法にいたしても政府提出の法案にいたしても、省庁ごとの縦割り機構に基づく法律でございします。しかしながら、消費者の問題というのは消費生活全体に一貫した総合的な法でなければならぬということになりますと、個別業法を超越した、その個別業法のすき間をカバーできるような法律が必要じゃないか。

そういうことで、例えばイギリスでございしますとローコミッション、法委員会というのがございしますが、これは独立した法律をつくる委員会でございます。ローコミッションで作成された法律というのは議員立法にもなるわけでございます。特に家族関係あるいは消費者問題に関してはこのローコミッションのつくりました法律というのは非常に高く評価を受けているところであります。そういうふうな新たな法律をつくるような制度というものも含めまして、消費者保護ということに關して、特にこれから消費者の自己責任というものがあるような時代になってくるわけでございます。それから、法体制というものも必要になってくるというふうには私は思っています。

そういう点につきまして、経済企画庁では今新たなルールというものをつくるといような審議が行われているやに聞きますけれども、その点に

ついて経済企画庁から御報告いただきたいと存じます。

○政府委員(井出重夫) お答えを申し上げます。

一昨年、製造物につきましては製造物責任法という法律ができたわけでございますけれども、財サービスが多様化、複雑化する中における消費者取引の問題というのが今日大きな課題になっておるわけでございます。財サービスの多様化、複雑化という中で消費者の主体的選択によつて消費者利益がもたらされるということが期待されておるわけでございますけれども、現実には消費者と事業者の間に情報や交渉力というところで大きな格差がございまして、契約をめぐるとラブルというものが増加している傾向にあるものですから、この格差を是正し消費者取引の適正化を図っていくというための条件を整える必要があるというふうな考えをしております。

こうした中で、昨年の十二月でございしますけれども、国民生活審議会の消費者政策部会におきまして、契約の系統あるいは内容の双方におきまして当事者の予見可能性を高め、それからまた、かつ業者の間のすき間というふうなものがないように対応し得る具体的な包括的な民事ルールの立法化を検討すべきではないか、あるいはまた紛争解決の手段でございしますとか、あるいは情報提供や消費者教育の推進というふうなことが必要であるという御提言をいただいたところでございします。

国民生活審議会におきましては、引き続き消費者取引の適正化のための民事ルール立法化の検討を行つてまいりたいと考えております。これに当たりましては、EU諸国の実情というふうなものを参考にいたしまして、その内容あるいは論点というところにつきましてさらに具体的な検討を行うこととしております。

なお、本件は大変広範多岐にわたる、言つてみますと民法の特例法的性格を有する分野というところを検討するものでございしますから、関係者の

共通の認識というものを形成するためにはまだ多少の時間が必要かなと思ひますが、私どももいたしましては非常に重要な領域ではないかと思ひまして、一生懸命やつてまいりたいと考えております。

○日下部博代子君 今進行中の新しい契約に関するルールづくりの件につきましてお話を承つたわけでございますけれども、例えば日本では消費者、特に消費者取引に係る法律というのはどのようなものが今現在ありますか、経済企画庁。他の国と比べてお答えください。

○政府委員(井出重夫) 例えば製造物の関係でございしますと製造物責任法、これは他の先進諸国もほぼ大体でき上がつておりまして、我が国もそれと歩調を合わせるような形で一昨年の法整備が行われました。そのほか、消費者取引につきましては訪問販売法でございしますとか、あるいは割賦販売法でございしますとか、そういう業種別のもろもろの法整備というものができておりますが、先ほど先生御指摘の包括的な取引ルール、市場ルールをつくる、そういう法律はまだできていないところでございます。

○日下部博代子君 今非常に簡単に申し上げてしまつたけれども、例えば消費者取引の分野におきまして、イギリスにございします包括法の中でもアンフェア・コントラクト・タムズ・アクトというのがございします。これは先ほど申し上げましたローコミッションが一九七七年につくつた法律でございします。これは公正契約条項法というふうな言われるものでございしますが、それに該当するような法律というのは日本には存在していないわけであります。

私は今消費者の問題について論点を絞つてお話を申し上げましたけれども、これからグローバルなスタンダードに向けて日本の金融行政の改革、いわゆる三つの原則、先ほど大蔵大臣もおっしゃいましたけれども、フリーでフェアでそしてグローバルというこの改革の三原則というのは、消費者の権利を保護するという観点においても、特

にそのグローバルスタンダードというのが守られなければ、金融市場の国際的な場における日本の活躍というのはなかなか望めないではないかというふうな気がしてならないわけでございます。イギリスの金融サービス法、これは投資家の保護に関する政策がばらばらであったものを統一するというふうな意味でイギリスでもつくられたものでございますが、日本でも今の業法ごとにばらばらである投資家の保護策というものを統一する法律整備に向けて議論が進んでいるというふうな聞いておりますが、それは今どのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。今、先生の御指摘の消費者保護という観点から、ちょうど私も進めさせていたところとしております金融システム改革とかかわりで大変大事になってきておるわけでございます。

それは、先生御指摘いただきましたように、業界規制を通じて消費者の権利を守る、こういうやり方であったわけでございますが、今まではその業界と商品というものが一体の関係でございまして、ところが、金融システム改革が進みますと、商品が非常に多様化し複雑化してきます。そうしますと、Aという業界がやる商品とBという業界がやる商品が消費者から見ると余り違わない役割を果たすということがしばしば起きるわけでございます。ところが、業態別に規制をしておりまして、それが非常にアンバランスな規制体系が残ってしまおうという問題が生じてくるわけでございます。

ただ、現時点におきましては、それぞれの業法においてその業態の一番プリンシパルな商品を想定した規制できちっと規制をしていることは事実でございます。野放しにしているわけではございませんが、将来、私が申し上げたような進展、その商品の多様化、複雑化に合わせまして、今度消費者を保護するための、あるいはそういう視点からの規制の見直しのあり方というのを考えなきゃいけないと思っております。

そこで、今御紹介いただきましたようなイギリスの金融サービス法等も参考にしながら検討させていただきたいと思っておりますが、金融サービス法も、何びとにも適用される一般的な規制、例えば詐欺的な陳述、相場操縦、虚偽の陳述、表示、広告の制限といった何びとにも、いずれの業種にも適用されるものと、認可業者の業務行為規制と二つ分けております。しかも、それがそれぞれの業界団体、これを取りまとめているのはSIBという団体でございますが、そういった自主規制機関でその実効を担保しております。

我が国においてどういう形でそれを担保していくかということになりますと、単に法律をつくってこれはいかぬ、これはいかぬというだけでは、じゃ実際それがそれをどう担保するかという問題になりますので、そこには業法的な規制というのがやはり担保措置としては残る可能性もあるわけですから、その点を法的にどう調和させていくかという点についてきまきま、これから前向きにいろいろ検討していくべきことだろうと思っております。御指摘のような方向で検討を進めたいというふうに思っております。

○日下部博代子君 研究会を設置される、あるいはこれと聞いておりますが、それはどのような研究会ですか。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

最近、省内に新しい金融の流れに関するワーキンググループというものを設けさせていただきまして、事務方も金融サービス室というのを便宜的な名称でございしますが置かせていただいております。また、近くこういった問題につきまして学識経験者の方々の御意見もちょうだいすべく、そういった場づくりも考えていこうと思っております。

○日下部博代子君 大蔵省の方もそういったお考えになりつつあるというふうな今承ったわけでございますが、総理が円は単なるローカルカレンシーであってはいけないというふうにおっしゃっております。世界の円であるべきだということだ

ろうと思えます。そしてまた、大蔵大臣も金融行政のグローバル化ということをおっしゃっております。消費者の権利についてもやはりグローバルスタンダードとの整合性ということがどうしてもこれからは必要だということ、今の議論をお聞きになりまして、もちろん御承知のとおりだというふうに思っています。

今、行政改革、構造改革が叫ばれておりますが、システムの転換というのには、まず発想の転換というところが大前提でございます。日本がニューヨークあるいはロンドンに並ぶ市場の国際化というものを果たするために、まず金融機関あるいは金融行政がその信頼を取り戻すこととございまして、それは、金融機関が従来の取引慣行とかあるいは顧客に対する対応を改めて、消費者、利用者の立場に立つ経営に転換ができるかどうか、あるいはまた立法におきまして、金融機関、業者あるいは業者保護の法体系というものを利用者、消費者を中心に軌道修正できるかどうか、そしてまた行政が消費者の権利を確立する施策を遂行できるかどうか、そういうところにかかっているというふうな思っておりますが、この点も含めて、これから日本版ビッグバンを目指しているという大蔵省、大蔵大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(三塚博君) ただいま消費者保護、コンシューマーという英語の中に広範囲に含まれるという貴重な御意見を拝聴いたしました。消費者は賢明でなければならぬという言葉もございまして、それはデイスクロージャーがスタートすることによって賢明になるだろう、公平に見ますとそういうことになりました。

ローカルカレンシーであつてはならないという首相の懸念、同時に円が経済国家にふさわしい通貨でなければならぬ、そのためにはグローバルスタンダードであり、公正公平な市場でなければならぬ。そういうことで、前段申し上げました市場には、業者だけではなく、やはりそこには投資者、契約者という国民各位がおられる。業者で

はなく、自由にそこに投資できるような開かれた市場こそまさにこれからの世界の市場であろう、そのために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○國務大臣(梶山静六君) 全体的な問題をお答えするだけの知見を私は持つておりません。ただ、委員が冒頭お触れになった日産生命、その系列に日立製作所というのがあります。私の周辺には日立の方々がたくさんおられて、この日産生命の商品を買った方がたくさんおられます。そして、委員が今御指摘になったような問題点を持つてこられますが、私も実はお答えをする方法がありません。今も大蔵省やあるいは経企庁やその他からお答えを願っておりますが、抽象論では一応の答えが出るわけですが、いざいざにしても私もまだその問題の答弁を私たちの周辺にいる方に申し上げることができません。

そういうことを感じますと、確かに今まで産業政策中心というか、あるいは業者中心と言っているのかどうかかわりませんが、その中でお互いに意識をしなきゃならぬのは、ほかの国の社会もそうかもしれないが、原因者、ある意味では加害者と言ってもいいかも知れませんが、が保護をされて、いわば被害者、消費者が保護されないという一般的な風潮があります。

加害者という言葉が悪いんですが、一生懸命やっている製品をつくったと思うんですが、結果として悪ければ、被害を受けるのは消費者であります。その場合、それぞれ加害者はいろんな法的な措置を講じて、いろんな抗弁の機会も自己主張の機会もありますが、一たん受けた被害というものは戻すことができないのであります。

私たちの生活の中においても、あるいは議員生活の中においても、ありとあらゆる社会にあることは、その原因者が保護をされ被害者が保護をされないという風潮、これを直していかなければこの消費者行政というのは進まないのかしらという思いを深くいたしております。

○日下部權代子君 ありがとうございます。
○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

官房長官はたしか五十分から出かけられるというところなので、できれば最初に、実は余り質問通告を十分にしておりますが、伺います。

最初に、私もいろんな雑誌とか資料を調べているときに、どうもこれだけは冒頭申し上げておいた方がいいな、あるいは御意見をいただきたいなと思つていらっしゃるんですが、長期信用銀行という銀行がございまして、イ・アイ・イの例の高橋さんという人と関係があったとかないとか、そういうところでございます。実はその元取締役最高顧問という方でSさんという人に二十五億円とも三十億円とも言われる巨額の退職慰労金を何か支払うというふうなうわさなり記事がばつばつ出始めてきております。

これは私、確かめておりませんが、金額を聞いて、二十五億円とか三十億円と聞いて、しかもこの長期信用銀行の株価を調べたら今四百円を下回るようなところで、率直に申し上げて格付機関のムーディーズとかそういうところの格付も非常によろしくないんですね。どんな功労があつたかよくわからないんですが、官房長官、こういうことがもし事実であるとしたら、これはどのようにならうか、政府が判断するということわけじゃないんでしょうか、一政治家として、私もこれはちよつとひどいところだなというふうに思つて、いるわけでありまして、もし御感想でもあればお聞かせ願ひたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) 残念ながら、そういう退職金が支払われるという記事は読んでおりませんが、往々にして銀行、金融関係の方々の報酬や退職金が高いという話は聞いております。

しかし、その公共性が高い、しかも社会的な責任がある、大変な重圧感のもとでそれ相当の利益を上げるといふか、奉仕をしているという方が高い報酬を受けることは私は当然のことだと思つていま

すが、今これだけの不良資産を抱え、そしてある意味で全般に迷惑をかけているという業界であれば、それなりの自粛があつてしかるべしと思うわけでありまして。

事実関係を知りませんので、一般論だけを申し上げます。

○峰崎直樹君 大蔵大臣はどういうふうな今のお話、これも私も事実関係を本当にどうかどうかというの、うわさでございましてから余りそれ以上追及する気はないのでありますが、御意見があれば、御感想でも結構です。

○国務大臣(三塚博君) ただいまお聞きしました。私もちよつと見てそんなことがあるのかなと、瞬間そう思いました。

官房長官と同意見でありまして、特に金融界が大きな不信で批判を浴びております。そういう中で、常識というものがあろうと思つて、新しいの特許を発明いたしまして巨万の富を得るというのは知的所有権の問題もこれあり、それはそれであります。お金を預かりして、お金を貸して、常識をはかるかに超えることは国民感情からいって、これはだめであります。

○峰崎直樹君 私もお二人の大臣の見解と全く同じで、高過ぎるからよくないと言つていふのはなくて、やはりきちとした生産性だとか付加価値を高めた、そういう努力に対してはそれはそれなりの報酬を支払われてしかるべきだろうというふうな思つていふわけでありまして。

そこで、最新号の「エコノミスト」を見て、金融サービス業が付加価値に見合った報酬体系になつていふかどうかという、竹内文則さんという人のデータを早速ちよつと調べてみたんです。

この方の資料によりますと、いわゆるGDP、国内総生産に占める金融、証券、保険業の占める割合が日本は四・八%、アメリカは六・五%、旧西ドイツは五・四%、日本は残念ながらこの三つの国の中で一番低いようでありまして、ところが、金融、証券、保険業の雇用者所得の比率を調べてみると、日本は五・七、アメリカが六・二、

旧西ドイツが四・八ということになりました、これをひっくり返して割りますと、何と日本は所得の水準が生み出した生産よりも一九%高い、アメリカは五%低い、旧西ドイツは一三%低い、こういうふうになつておつて、どうも日本の金融産業に働いている方々は余り生産は高くないのに所得だけは非常に高いという構造が浮かび上がつてきているんじゃないかなと思つてます。

これはもちろん平均値ですから、そう単純に言ひ得るわけではないわけですが、そういう意味では、私はどうも護送船団時代の一番低いところの水準で利益が上がるような、やつていけるような水準にしているがゆえに、それ以上高いところは大変膨大なもうけがあつたんだろうと思つて、この点はまだまだ、日本の金融ビッグバンとかいふようなことを言われているわけですが、金融業におけるビッグバンへの主体的な対応というのはどうもまだ進んでいないのではないかなというふうな思つていふわけです。

もう一つ象徴的なのは第一勧業銀行の例だと思つて、うんですけれども、二回にわたつて大蔵省の検査をやつていて、それをうまくすり抜けているわけですね。きょうは金融検査監督の話をしていふわけですから、当然どうなつていふんだと追及したくなくとも、なんでも、幾ら規則やルールを決めても、みずから守ろうとしない体質を持つていた業界だつたら、これは何にもならないんじゃないかと思つてます。

どういふふうにしたらここから先、つまり罰則を強化したらいいの、そういう金融業の体質というのについてどういふふうな改革を、こういう金融監督を強化するということも重要だと思つておりますが、このことに対するさらにもう一歩突っ込んだ考え方をもちであるのかないのか、このあたり、大蔵大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(三塚博君) 高額な給与をいただいております方は高額な給与にふさわしい使命感を持つて

きてあるという言葉を聞いたことがございます。それと、金融機関はまさに公共性、信頼性ということでも成り立つておるわけでありまして。特に、銀行は悪いことはしないんだ、安心である、我が家の金庫だ、こういう信頼の中で多くの国民の預金をお預かり申し上げておるわけでありまして。そうであるならば、それを大事に運用して的確にお支払い申し上げる、こういうことでなければなりません。限られた利子の中で運用されるという原点を踏まえれば、これまた社会の中における企業としての倫理観、また企業観というものが特別に求められても不思議ではない。ですから、銀行マンは尊敬もされ、銀行は信頼をもされこまです。たとへば、これはまさに金融システム改革の根幹にある大事なポイントだなどと感じていただいております。

○峰崎直樹君 大臣のお話を聞いていても、それでしつかりもつと倫理観を高めてもらいたい、高い給与の人は高い倫理観をという、最初に高い給与ありきじゃないんだと思うのであります。それにふさわしい待遇というのはいくら必要だろうと思つて、それが、どうも金融業界全体の体質が、これはもう今は証券会社は野村で起きているわけですが、これは要するに野村だけなんだろうかな、銀行も第一勧業だけなんだろうかな、あるいは保険会社も日産生命だけなんだろうかな。そういう意味では、私たちが今見て、この改革ということに対してはある意味では相当力を入れていただきたいと思つてます。

さて今度は、官房長官に残つていただいておりますので、もう一問だけ。

実は今、日本版ビッグバンというところでずつと進んでいるわけでありまして。この日本版ビッグバンあるいは金融業界のリストラ、自由化、規制緩和、今恐らく政府も大改革というところで、きょう文部大臣も来ていただいておりますから後で教育改革もぜひお聞かせ願ひたいと思つてますが、そういう改革というのは痛みが伴います。痛みが伴

うだけじゃなくて、将来的に日本という社会をどういう社会にするんだよという、ある意味では国民に向かつて、苦しいけれどもこういう努力はしてもらいたい、こういう痛みを感じてもらいたい、しかしそのかわりその先にはこういう社会が待っているよということを私たちは国民に向かつて言わなきゃいけないと思うのであります。

その際、今進められている金融を中心とした自由化、ビッグバン、これは裁量型からルール型へと転換しようとしているわけでありますが、先進地域であると言われているアメリカ、まあイギリスもそうだと書かれていますが、こういう規制緩和や自由化への転換というのはどんな社会になりつつあるんだろうかなという点について、アメリカの前のCEAの委員長をやっておられましたカリフォルニア大学バークレー校のローラ・タイソン女史は顕在化するアメリカの所得格差ということを書いている。所得格差をずっと調べてみると、所得の上位一〇％、下位一〇％の賃金の格差は過去二十年間に男性の場合が三・六倍から五・二五倍、女性が三・八倍から四・三倍、それぞれ格差が拡大をしておる。しかも、これは学歴別に見ると、大学以上を卒業した人間とそうでない人間は雲泥の差だ。実質賃金は、好況だと言われているのに働く人たちの平均水準はむしろ非常に下がっておるということすら言われておるわけであります。

そうすると、ビッグバンが起きたときに、この先所得の格差はどんどん拡大をするとか、いろいろ必ずそういう問題が出てくるとすれば、そういうことに対して政府としてはどのような将来社会を考えているのかということについて、官房長官、一言お願いしたいと思います。

○国務大臣(橋本五郎) これは大蔵大臣が答えるべき専管事項でございますから、私から答えるべきを持ちません。

しかし、一般の政治家としてビッグバンないしは国際化、自由化というものに期待をするのは、やはり日本の金融市場というものが活性化をさ

れ、そして国民の利益、産業界の利益につながるということを持するわけであります。

私個人から言いますと、千二百兆という国民の、いわば民間の金融資産、これが有利に運用できて日本のいわば高齢化社会のためにどれだけの効用を持つのか。今の銀行さん、本当に日本の我々を考慮してくれているのかという心配をいたします。しかし、金融界はそれなりの努力をいたしておりますから、これからそれなりに対応ができるのかどうなのか、できない場合はどちらをとるかということになると、例えばロンドンにおいて金融界がつかって貸し手企業になって諸外国の金融業界が入ってくる、しかし受ける国民の利益や国家の利益があればそれでいいではないかというところまで割り切らなければならぬのかなという感じが私は持つております。

○峰崎直樹君 主管大臣である大蔵大臣、どのようにお考えでございますか。先に聞くべきでしたか。

○国務大臣(三塚博君) 所得格差の問題というのは、自由主義社会におきましてその人の努力、また勉強、その成果という問題もございまして、一概に論ぜられないところがあろうかと思いますが、国家政策として中産階級を目指すという我が国は掲げて、自由でかつ競争社会ではあります平等な社会を目指す、この基本点で努力をしてきたことだけは間違いございません。

そういう意味で、格差は我が国は世界で先進国中一番少ないのではないだろうか。さっきのように飛び抜けてびっくりするような退職金というのは、これはどういうことなのか、社会現象の一つなのか、関心を持つて調べますが、そういうことが国民の連帯を深めておるのだと思えます。

東京市場がオープンになり、三条件が完備をされたということでありまして、やはりこの伝統は、傾向は、傾向と言った方がいんでしょうけれども、それなりの形でいくのではないのでしょうか。リスクを無視して利益を求めるといふことであります、その逆は天と地の違いになりますから、

一つの考え方としてはいいのでありましようけれども、伝統はそうではないという社会的な日本の伝統があります。

そういう中で、投資者保護という基本点というのが大変大事なポイントになってくるし、膨大な商品をといるのは、やはり市場に任せざるわけでございますから、ディスクロージャーという手段を講じて公平な市場と、こういうことになるのではありませんか。ぜひそんなことでずっと研究していかなければならない課題であります。

○峰崎直樹君 何だか将来の社会についてよくわかったかわからないか、私も今のお話を聞いていてわかりにくいところがあるんですが、実は裁量型からルール型へと、こういうことになりまして、もう一つ、実はその中でも日本の社会といたうのは平均的な人間を育てることが上手であった。しかし、これからはビル・ゲイツだとか、日本ではいまだ孫正義さんだとか、そういう意味では非常に起業家精神旺盛で、そして非常にすぐれた天才的な能力を持った人材を養成しなきゃいけない。

今までいけば一とか二とか三とかの比率だったけれども、これからの人材のその持っている価値というのは、先ほどの二十五億円の退職金じゃないんですが、収入はもうとに比べて十倍とか百倍とか、それぐらい高いぐらいのすぐれた人材が輩出しないと日本の経済というのはいまうまいかなんじやないかという議論も実はされているわけですね。

というの、恐らく世界的なネットワーク競争というのがあって、そのネットワークの中で飛び抜けてデファクトスタンダード、要するにその意味では事実上のスタンダードをつくるだけの力を持った産業をつくる、そういう人材育成が求められているというふうによく言われているんです。こころ辺、実はきょう文部大臣に来ていただきまして、今の教育改革の中で、橋本行革の六つ目の課題として、これは六番目というのは決して一番最後という意味じゃなくて、きつと重要な

役割なんだろうと思いますが、そのあたりはどのような改革が今考えられているのか、少しお話をいただきたいと思います。

○国務大臣(小杉隆君) 教育改革プログラムの中身を要約して申し上げますと、教育改革は二つの視点と三つの手法に集約できると思っています。

二つの視点とは、まず一つは、今お話しのとおり、現在国際化とか経済の高度化、グローバル化、さらには情報化、高齢化、少子化、こういう時代の変化の中で、そういう新しい時代の変化に対応できる人材育成、こういう面が一つ。

それからもう一つの視点は、先日来いろいろ金融スキヤンダル等もありまして、また公務員の不祥事もありました。オウム事件とかその他昨今の世相にみまいて、いかにすぐれた偏狭価値とか知識を持つていたとしても、豊かな人間性を育てなければいけない、こういう視点、正義感とか倫理観とかそういうものを持った豊かな人間性の育成、この二つの視点に立つております。

それを進めるに当たって、三つの手法というのが大事だと思えます。

一つは、オープンで柔軟性を持つて、そして実行を第一にということを考えております。オープンというのは、学校と社会とがもう少し交流をする、学校がオープンな運営をされなければいけないというふうなことで、きょうの峰崎委員の主題である金融問題に關しまして、例えば最近は大大学の学部等で経済学部、経営学部等で第一線の金融業界で働いている方を講師に招いて呼ぶ、その講義が物すごい人気を博しているというふうなケースもありますし、逆にまた社会人がリフレックスの意味で学校へ来て、もう一度磨きをかけていただく、こういうふうなことも行われております。

それから、大学院段階では、最近のマクロ金融リスク論とか証券投資論あるいは経営情報分析というふうな非常に高度な専門科目についても、大学院の経済学研究科とか経営学研究科等を通じてやっております、これからの非常に激化する国

際競争の中にも勝ち得る人材を育てよう、こういうことではないか。

そのために、柔軟性のある教育制度ということ、過去の過度の平等主義という点で、形式的な平等主義ではなくて、本当にすぐれた者を伸ばすという観点から、例えば大学の入学年齢を十七歳から、希有な才能を持つ者を十七歳でも大学に入学を許可するとか、あるいは大学、高校の入学試験でも単なるペーパーテストの成績だけでなく、いろいろな論文とか、あるいはボランティア活動とか、特技を持っているかどうかとか、そういう選択方法の多様化というようにも考えております。

申し上げればたくさんありますけれども、特徴的なところは大体そんなところでございます。

○峰崎直樹君 文部大臣、ありがとうございます。時間があれば本日はもう聞きたいところではございますが、もしお時間がなければ結構でございます。

今、文部大臣からずっとお聞きをしております、これは日本人の中で、あるいは世界的にもそうなのかもしれませんが、教育の水準がどこまでいったかによってその後のその人の所得とかそういうものに非常に格差が出てくるというふうに言われている。その意味で、これからはそういう非常にすぐれた人材も育成しなきゃいけない、倫理的にも豊かな人材をつくっていかなくちゃいけないという意味で大いにやっていただきたいと思うのであります。

そこで、実は先ほど聞こうと思っていたわけですが、先ほどちょっとローラ・タイソン氏の話の中で所得格差が非常に拡大しているという話をしました。パブルの始まりの一九八五年から今日までの間で結構でございまして、この日本においては今所得格差が縮小しているのか拡大しているのか、大蔵省当局にぜひその点を数字上明らかにしていただければと思います。

○政府委員(武蔵敏郎君) 所得格差を比較する際の指標といたしましては、ちょっと専門的になつ

て恐縮でございますけれども、ジニ係数というのがございます。要するにジニ係数というのはゼロに近いければ平等、一に近ければ近いほど不平等ということでございます。

一九八五年、昭和六十一年、我が国のジニ係数が〇・二七八五という数字でございました。最近時点では一九九一年の数字が入手可能でございますけれども、〇・二九〇三という数字で数字が上昇しております。言いかえれば、このジニ係数で見ると所得格差が拡大しているということが言えるかと思っております。

○峰崎直樹君 それは所得ですか、資産ですか。

○政府委員(武蔵敏郎君) これは所得でございます。

○峰崎直樹君 資産の方は、これは最近になって総務庁が出したもので、平成元年、一九八九年が一番古い数字でございますけれども、貯蓄につきましては一九八九年が〇・五六三、一九九四年が〇・五三八、それから住宅宅地につきましては八九年が〇・六八〇、九四年が〇・六四一ということ、特に住宅宅地につきましてはパブル崩壊後の地価低下等によって改善されているということが言えるかと思っております。

○峰崎直樹君 資産の始まりのところが八九年なんという数字だとパブルの真ん中ですから、今の統計データだけではなかなかわかりにくいのですが、一般論として言いますと、所得税の税率をぐっと引き下げてきましたね、今まだ五段階で高いということはあるけれども、しかし、直間比率は、今消費税を入れたために、三%から五%入れて、直接税である所得税、住民税は減税をしたわけですから、そうすると、これは一般的には当然のことながら高所得者には有利になるというふうにも私は理解をしております。

これは今後所得でもって把握しようという努力を恐らくされるだろうと思うんですが、しかしビッグバンが起きて、来年の四月一日からたしか外為法が改正になりますね。一生懸命情報をつかま

えるとか何とかおっしゃっているんですが、ますます所得の把握、きょう金融問題をやっておりますが、とりわけ資産性所得の把握というのは非常に難しくなります。そうすると、当然のことながら、これは所得よりも消費を重視してそこにウェイトをかけていった方がいいのではないかと、この点、きょう主税局長お見えになっておりますが、少しビッグバンに対応した税制のあり方について、特に所得が上がつたり下がつたり、この格差が拡大するんじゃないかと、この点でどのようにお考えになりますか。

○政府委員(薄井信明君) 確かにここ十年ほどの税制の改正といえますのは、六十三年の抜本改革、そして六年の税制改革、いずれも消費税率な消費課税をふやし所得課税を減らす方向で改正をいたしておりますから、そういう意味では委員の御指摘のとおり方向にあるかと思っております。ただ、その趣旨というのは、少子・高齢化が進んでいく中で勤労世代が人口に占める割合が小さくなる。そうしますと、勤労世代に限らずより多くの人々に社会を支えていただく、こういう観点からの今回あるいはこれまでの改革であったのが趣旨でございまして、そのことが結果的には委員御指摘のような方向に働いていることは否めな

いと思っております。世界的に見ましても流れとしてはそういう状況にあるのかなと。少々長くなって申しわけございせんが、この点は、日本におきましても高齢者がふえるということ、高齢者で所得がそこそこの人がふえていくということによって、たゞいま総務審議官の話がありまして、同じ人口構成でない中でジニ係数を比較していただきますとこれは正確だと思

うんです。同じ人口構成であれば不公平になつていくということもありませんけれども、高齢者がふえてそこそこの所得を持ち資産をたくさん持つていらつしやる方がいる、そういう方々を含めて二つの時点で比較しますとジニ係数は悪い方向に行つていくということですが、それはそれほど

ではないと思っております。ただ、税に關して言つて、おっしゃる方向での改正が行われてきています。

それからもう一点の御指摘の、これから足の速い所得といえますか課税標準といえますか、そういうものがとらえにくくなつてくるという中で日本あるいは世界の課税制度がどっちに行くんだらうかということに關しては、このままほつておけば、多分、我々は一生懸命税制を完備しようとしても労働とか消費の課税にシフトしていかないと必要な税収を確保できない事態は想定できると思

います。これは近々という意味じゃなくて、長い目で見るとそうなるかと思っております。これがいいのか悪いのかということについては世界各國悩んでおります、一つは消費課税の方にウェイトを移していった方が自然であるという考え方もあります。しかし一方で、所得課税を国際的に、特にOECDなどの場を含めてお互いにきちっとしていけば今の状況を維持していけるし、それがいいんだという方向と二つござい

ます。我が国の場合、私どもは所得課税を中心にしつつ消費課税を補充するというスタンスを今とつておりまして、これを変えていくという考え方はございせんけれども、委員御指摘のように、今分岐点といえますか悩ましいところに来ているという自覚は持つております。

○峰崎直樹君 きょうは金融監督庁の議論ですからあれなんです、こういう改革がなされていっただけで、こういう社会ができるかという意味での大きな将来像の議論だと思つて少し議論しているわけ

であります。私も議論していると、北風と太陽という例えをよく出しますね。所得税というのは、要するに汗を垂らして稼いだ所得、資産性の所得ももちろんありますが、その所得をいかにきつと厳密に把握をして、そしてそこから税をいゆる超過累進課税で今取つてい

によって自分が遊ぶ、レジャーをやる、あるいは生活をする、そういう消費の中から新しい税源を見つけて出した方が、ある意味では、いわゆる超過累進税率で所得をしつかりがっちり把握しようとする、そこからいかに逃れようとするかという、北風でマントをはがそうとしたら、いや、はがれたくないという圧力を実は増してくるのかなど。

となると、もちろん所得税が基本的な税の中心になるということについての考え方は我々も持っているわけですが、今申し上げたように、金融ビッグバンであるとか国際的なハーモナイゼーションの問題も、いわゆるOECDの税の部会で果たして所得税の税率や税体系まで本心に調和とか統一してできるかどうか。せいぜいタックスヘイブンの国に対してどうするかとかそういうところまでが、今のところ私は、基本的にいつて今はむしろ所得税の税率の引き下げだとかあるいは法人税の税率も下げていくとかそういう形で、国境をグローバルに動いている企業活動などの作業を、ある意味では税が余りそこを規制しないようにしようというふうに向かっているのではないかと。

とすれば、所得というよりもある意味では消費ということ、しかもこれから将来、外国人などもどんどんかかるとは別に入ってくると思うんです。そうしたときに、所得の捕捉ということよりも、二十一世紀になれば消費という問題について、これは消費税がいい悪いの議論以前に、そういう方向で物が進むと実は超過累進課税全体も下がってまいりますから、必然的に日本の国内における所得の上下格差、少子・高齢化社会ですから、資産のいわゆる上下格差というのは必然的に拡大してくるんじゃないかというふうに見ておられるのですが、これは課税当局といえますか、主税局あたりではどのように考えておられますか。

○政府委員(薄井信明君) 資産の格差に関しましては、土地の値段の持つ影響の方が非常に大きく

て、今のところ資産格差はむしろ是正されている方向にありますけれども、これは地価が安定化してきているというところを反映してきているのかと思います。

税制だけを取り出してみたときにどう考えるかといったときに、例えば日本の相続税が重いのか軽いかということも議論しますと、率直に申し上げて決して軽くないと私は思います。ただ、所得課税との関係で、所得課税を残したところをお亡くなりになったときに最終的に調整させていただくという意味の機能も持っておりますので、所得課税の最高税率が六五%の現在、相続税を七〇%に維持せざるを得ないと、そういう関係にあるということでも委員御指摘のように所得課税をどうするかということが全体に影響してくると思います。

仮に、所得課税が今世界の潮流であるフラット化の方に進んでいくならば、これは消費課税とある意味では似てくるといえることはそのとおりだと思います。そうしていかないという国際的に交流の激しい中でやっていけないという状況になっていくことも考えられるわけですが、それがいいか悪いかに関しては議論はしないといけないかと思っております。

ただし、とめようがない話であるならば必要な税収をどこで求めるかという議論もしていかなければいけない、そういう意味で非常に悩ましいところに来ていて、累進構造が急なほど公平だということではなくてきているというふうに私は思っております。

○峰崎直樹君 こつちから言おうと思ったことをもう言われてしまいましたけれども、実は結果的に消費といった場合に、消費をしないで貯蓄をしていったものあるいは資産をため込んだもの、だから最終的に相続の段階あるいは譲与の段階、この段階で実は最終消費が行われたという形です。私は主税局長と違って今の相続税というのは決して重くない。もう亡くなられた先輩の渡辺ミツチーさんが、日本の相続税は世界で最高だなん

てよくおっしゃっていましたが、実は大変なげたがはかされておりましたけれども高くない。むしろ、今非常にアンバランスになっていると思うのは、東京とかそういうところの相続税と、私も札幌に住んでおりますけれども、地方の熊本とか札幌とかそういうところの相続税のアンバランスがあつて、これを同じ税目で見てもいいのかどうかということについての議論もあります。

いずれにせよ、日本の社会の一つの大きなよきであつた社会的な公平性、さつきジニ係数をおっしゃいましたけれども、その公平性あるいは平等性といえますか、結果としてそのことを担保するのは贈与税あるいはこの相続税、そして先ほど、もうお帰になりましたけれども、教育に対する、子供を大学にやる、大学院にやる、あるいはアメリカの大学に留学させる、そのときに親がこれを援助するというのは形を変えた贈与税じゃないかというふうによく言われるわけでありまして、しかし、その点についてこれを捕捉するというのは税制上なかなか大変なことだろうと思ひます。

いずれにせよ、そういう意味で我々はこれからビッグバンのもとにおける金融あるいは所得、日本の社会の将来像を考えたときには、私はやはりそういう方向へ向かわざるを得ないのではないかとこの意見を述べていることだけ申し上げておきたいというふうに思ひます。

さて、きょうは金融監督の問題でございます。実はきょうは農水省から農林大臣にお越しをいただきました。なぜお越しをいただいたのかというのと、私ども民主党の場合はこの金融監督は一元的にやるべきじゃないかというふうに思っておりますのでございませう。農水省と今度共管になるということでございます。そうすると、どうしてこれは一元化にならなかつたのか。

と申しますのは、あの住専問題があるときに、農協系の金融機関というのは、もう住専のときだけはなくてそれ以前の段階でよくちよこ

問題を起こしておつた。例えばこの県の信連とは申し上げませんが、これが証券投資に大変大きな失敗を起こして、そういう御指摘を受けたことのあるだろうと思ひます。

私も実は前回の総括的な質問のときにもお話をしたんですが、どうも一九七〇年代半ばから日本の経済はお金が足りない時代から余り始めた時代だ。そうすると、余つたそのお金をどのようにリスクをとりながらもうけていくのか、与信をしていくのか、そういう能力あるいは技術、テクニクというものが、きのう、きょう以来ずっと議論になっているように重要な問題だと思ひますが、果たしてそういう点において農協系金融機関はどのような技術とか優秀な人材をお持ちになつておられたのかどうか。

あるいは、今までの検査の中で住専以前の段階から同じような問題が起きている、住専のときにもいろんな経過があつたのかもしれないが、そういう問題を起してきたというのを一体どのような農水省としてはお考えになつて、なぜ今回そのような検査業務を、労働省もそうでありますが、いずれにせよ一元化をするという方向に行かれないのか、その点を大臣にお答えいただければと思うのであります。

○国務大臣(藤本孝雄君) 委員御指摘の点につきましては、まさに非常に重要な問題でございまして、この金融監督の一元化の議論の過程におきましていろいろ議論がございましたことは御承知のとおりでございます。

ただ、私どもといたしましては、農政上の事情で信用事業につきましては私どもが監督をするという必要性はあります。農協系統は御承知のように、いろいろな事業があるわけでございまして、その事業の中からこの信用事業については農政上の見地からやはり農水省が監督すべきであらうと。金融庁の監督は金融秩序のそういう観点からでございます。私どもといたしましては、この農政上の観点から信用事業については監督をする

きょうは時間の拘束もこれ以上結構でございますので、よろしくお願いいたします。

さてそこで、実は今農業のことをお話ししたわけでありまして、もう一つ、今度は大蔵省の方に聞いてみたいんです。

今回の金融監督庁の検査の内容に入っていないのでありますが、財政投融資というのは一体金融なのであるまいでしょうか、財政なのであるまいでしょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。

私も、財政投融資は、財政政策上の目的を実現する上で有償資金で行うことがふさわしい分野につきまして、投資とか融資とかいう手法を用いる仕組みであるといっておるわけでございます。

例えば具体的に道路整備ということを考えていただきますと、一般道路と有料道路がございます。一つはそれを現世代の税金ですべてつくるやり方、それから公債を発行いたしまして予算でやるやり方、それから有償資金を活用して財政投融資でやる三つのやり方、またその組み合わせがあるわけでございます。

そこで考えていただきますと、例えば全部税金でやるということになりますと、これは現世代の税金の負担が上がつてくるわけでございます。公債を発行して予算でやるということになりますと、確かに便益効用は次の世代に及ぶんですが、今度は次の世代の税負担が上がるということがございます。

そこで、例えば有料道路でございますと、これは料金というところで収益性もありますし、また受益者負担ということで求めることができるわけです。そうしますと、そういう有料道路のような受益者負担を求める分野は、有償資金でやれば国民全員で負担する税負担が軽減されるということがあるわけでございます。

そういう意味で、結論的に申し上げますと、財政投融資は国による資源配分機能を果たす財政政策の一手法でございます。したがって、毎年度の財政投融資計画は一般会計予算と一体として編成

されまして、原資ごとに予算の一部として国会で審議、議決されているものでございます。その意味では、財政投融資は財政であると考えております。

○峰崎直樹君 財政投融資は財政だ、財政政策上やっているんだということなんですね。しかし、財政投融資の財源の基本になっているのは、御存じのように郵貯であり年金の資金です。これは利率を保証しているわけですね。郵貯の利子であり、それから厚生年金の資金であればそれも何%という、この間ちよつと利率を下げたとか下げないとかとありますが、それは保証しているんですね。

そうすると、その利率そのものも実はかなり金利と連動し始めています。中には高いのを押しつけ過ぎて将来不安だということももちろんあるけれども、しかししつこくせよ、そうするとその財源は、やがて理財局長のところへ貸し付けるとき、それぞれの公的金融機関なのであるが今申し上げたさまざまな財源なのか、そこに貸し付けるときには当然利息をつけますね。その利息をつけるときには、多分いわずの長期資金が多いんだろうと思いますが、必ず返す、すなわちやがては返しますよという約束事で済んだらたらこの理屈は金融の論理じゃないんですか。

つまり、もちろん長期的に民間がやれないようなところをやっているんだということはそうかも知れないけれども、今は民間がやらないようなところだつて大いにやっているんじゃないですか、住宅公団だ何だということところは、いずれにしても、そういうところとどこぞ出しているんじゃないですか。そうすると、そこはリスクというものがどのように保たれるかということは、財政の段階だつて出口の段階であればなおさらそこはいわゆるリスク問題というのは不可欠であつて、そこは金融の論理が必ず入ってくるんじゃないですか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。今、先生も言われましたように、まさに財政政策

策上やらなければならぬ、その目的を実現する上で有償資金を活用するわけでございますが、そのときに投資とか融資とかいう手法を用いるわけですが、したがって、もちろん郵便貯金とか年金積立金など国の制度とか信用に基いて集められた資金を原資としているわけで、そこは例えば郵便貯金ですと当然利息があるわけでございますので、利率というものはあります。

これは預託金利ということになっておりますが、その意味では、例えば財政政策を公債という財源でやる場合、これは資金調達するときには利率があるわけでございます。したがって、預託金利は現在国債の利率を基礎として、国といえども有償資金を預かるときには借りるわけでございまして、なるべく国債の利率を基本としている。そういう意味では利率の概念はございまして。しかしながら、あくまでもそれは財政政策の国による資源配分を投資とか融資とかいう手法を用いているわけでございまして、目的は財政政策にあると考えております。

○峰崎直樹君 どうしてもそこところが、確かにそれは国の資源配分を進めていくときに当たって利率が加わるということなんでしょうが、しかしそこに必ずや入り口の段階における郵貯や年金の保証している利率とそれからそれを必ず保証できるだけのリスク管理をやっておかなきゃいかぬのじゃないですか、そこは。

だから、今問題にされようとしているのは、どうも財政投融資そのものが危ないんじゃないのか、あるいは財政投融資そのものがもうこういふ入り口のものとは外して、民間の市場から財政投融資を何かを出しても、その財政投融資にたいする評価をしてもらつてそこで資金調達をしないか、ここは危ない状態が続いているんじゃないか、将来返せない問題が起きるんじゃないか。

私は、日産生命の問題、先ほど民主党の目下部さんがもうあれだけ聞かれましたから余り聞かないつもりなんです、日産生命だけの問題じゃない、生命保険の問題も、かつて五・五%ぐらいの

高い利率を保証しますということと何年間にわたって募集していた期間がありますね。その募集していた期間の問題が、含み益を十分持たない体力の弱いところがまず飛び出て、その段階における保証した問題がまだ残っているんじゃないのかということが実は構造的な問題としてあるんです。

そしたら、同じことが片や厚生年金、年金基金と、出口のところがこれがかかり長期の問題であるという点は似た構造ができてきているんじゃないか。もちろん、背後には政府が控えているわけですから倒産することはないだろうという気持ちにはあるんですが、そのところを金融監督庁というのは本当はきちんと見るようにしていかないと、いやそれは国会の役割だというふうに言われるのかもしれないが、そこを見ないと金融全体としては完結しないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) 先ほど委員の言われました話でいいますと、資源配分を有償資金を活用してやるにふさわしい分野がある。その場合に、じゃその原資をどうやって調達するかというときに、委員が言われましたように、市場から財政投融資という形でとか、またそれぞれの機関が機関債という形で調達してはどうかという御議論があることはもちろん承知しております。

ただ、今言いました有償資金が資源配分上ふさわしい分野、まさに有料道路なんかを考えていただきますと、これは現世代ですべて税金で負担するよりは、やはり有料道路を通る人に金利も含めて将来料金を払っていただいて負担していただくということは理にかなっていると思います。

ただ、委員がおっしゃるように、そこで一体リスクはどうなるんだらうということでございまして、これはまさに九年度の編成でも心がけており、これからますます重要になると思っております。償還確実性の問題かと思っております。

いずれにいたしましても、収益性のある分野は有償資金がふさわしいという意味では、先進各国

どこにでもこの有償資金を活用する制度はございます。その点は御理解いただきたいと思ひます。もちろん、償還確実性はこれからもきちっと見守つていかなきゃいけない点だと考えております。

○峰崎直樹君 言いたいことは、有償資金を活用する以上は、その有償の資金に対する責任はあるんでしようということなんです。その点は恐らく違ひはないんだと思うんですが、財政なのか金融なのかというふうに申し上げましたので、いや、それは財政だということにおっしゃつてゐるのかもしれないんですが、私は、財政というところが、なかなか民間では手をつけられないところとか、なかなか民間では手をつけられない超長期にわたるものとか、それは本当に限られたものだらうと思うんです。その点が非常に幅広くなつちやうて、今や、財投を進めておられる問題について、本当にそれは将来大丈夫なのかという声が民間の市場関係者から出てきてゐるということにやはり我々も目を向けておく必要があるのではないかなというふうに思つてゐるところで、本来であればこの問題も含めて金融監督庁が、そのありようについてそういう検査をし監督をしていくということが私は必要なんではないかというふうな思つてゐたところでございますが、きょうは全く議論になつておりませんので、ぜひその点はしたいと思ひます。

さて、もう大分時間がなくなつてまいりました。もうあと一、二問ぐらいしかなくなりました。本当はもっと質問を予定しておりましたので、もしかすると質問なしで終わつてしまふ可能性があると思ひますが、今金融のビッグバンあるいは金融制度調査会の中でのいろいろ議論がずつと進んできておるのではありませんが、銀行、証券、信託、保険という、いわゆる業分分野の本格的な撤廃の問題とかあるいは金融持ち株会社の解禁の問題、いろいろ出てきてゐるわけでありまして、こういうものについて、金融持ち株会社の場合はまだできておりませんが、できていないのに検査監督をどうするんだというふうな話はなかなか答えにくいのかも知れませんが、しかしいづれにせよ金融持ち株会社というものが大体いつになつたら解禁するんだらうか、できるんだらうか、そういう場合には、これは自分で持ち株を持つてゐるだけでありまして、そこに証券を持つてゐたり、銀行を持つてゐたり、保険会社を持つてゐたりする。傘下に持つていくわけでありまして、こういうところは、だれがどこをどのように検査しなさいのか、税でいへば連結納税がいろいろ悪いのという議論はありますが、決算の問題は連結決算の問題を含めてこの検査監督は将来どのように考へておられるのか、ひとつお聞きをして、時間が参つておりますが、まずお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 金融持ち株会社の解禁の時期でございますが、預金者、保険契約者、投資家の保護のための規制も別途必要であるとの観点から、金融関係業法の整備を待つて別途法律により定められる時期というふうな独禁法の改正法ではなつております。したがつて、独占禁止法の改正をお認めいただきますと、金融関係の業法を早急に整備しまして、金融持ち株会社制度を解禁したいと思つております。

そこで、お尋ねの、銀行を保有する持ち株会社に対する検査監督、あるいは証券を持つてゐる持ち株会社の検査監督、あるいは保険を持つてゐる場合はどうかと、いろいろ御議論があると思ひます。またその点については金融制度調査会、保険審議会、証取審等でも御議論いただいております。

全部同じかというのと、少しずつ違ふのかなという感じもいたします。例えば銀行の場合は、預金者保護あるいは信用秩序の維持というのがありまして、証券の場合はちよつと違ふのかなという感じがいたします。したがつて、その形態、親と子供、どういふ監督体制がいいのかというのはいくらも早急に御議論を賜つて早く結論を出していただく、それをまた具体化していきたいと思ひます。

それから、連結の話につきましては、開示する必要があると証取法上なつております会社は、これは当然連結決算が適用されるのではないかと思つております。

○峰崎直樹君 最後に一つ。先ほど日産生命のところでも私ちよつと申し上げた、かつて高い利率で保証をしてゐた商品というのをかなり長い期間出しておりましたですね。それは恐らく大蔵省が認可してゐたんだと思ひます。そういう商品を、そうすると、その後こういう高い利率を保証した商品は、これはなかなか大変です。という監督検査、こういつたものについての責任はどうなつてゐたのか、その点だけ明らかにしていただきたいということを述べて、私の質問をきようは終わりたいと思ひます。

○政府委員(福田誠君) 監督の方についてお答えいたします。

御指摘のように、商品とか利率は最終的には大蔵省が認可しておりますが、この認可の立場と申しますと、保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものかどうか、保険料率の算出方法が保険数理に基き合理的かつ妥当なものであるかどうか等の観点から認可してゐるわけでございます。したがつて、これらの商品の予定利率につきましては、市場金利水準、株価等を参考にしながら、将来の金利情勢の予測等、長期的視野に立つて各社において運用能力を勘案しながら決定してゐるわけでございます。

当時の予定利率としては、当時の金利水準から判断しますと決して異常に高いものではなかつたと存じますが、そのような商品そのものが問題というよりは、そういう商品をどれくらい販売するか、各社が自己の体力に合せてどのくらい販売するかが問題でございます。その辺は将来の金利情勢の予想等とあわせて各社がそれぞれ経営判断で行つておられたものと考へております。

○峰崎直樹君 時間が来ましたので終わります。○笠井亮君 週末から週明けにかけて、野村、第

一勸銀の不正事件をめぐつて、日本を代表する金融、証券大手のやみの勢力との絶ちがたい癒着の構図がいよいよ明らかになる、そういう事態が日々進展してゐると思つてゐるわけですが、その中で庶民は怒り心頭ということだと思つてゐます。そこで、まず大蔵大臣と官房長官に改めて確認をさせていただきたいと思つてゐるわけですが、先週、私がいわゆる天上がり、第一勸銀から大蔵省への職員受け入れ状況を伺つたところ、総会屋融資の発端となつた一九八九年から現在までに、第一勸銀から十九人、そして今も一人受け入れてゐるということで、大蔵大臣は、事態を説明して万全を期して、起きているならない体制をつくるということ全体として答弁されたというふうな思ひます。

事態は日々進展しておりますし、大蔵省の指導監督責任にも世間が厳しい目を向けてゐると思つてゐるわけですが、あのとき検査部門には出向者はいないということを言われましたが、それはいつても国民の疑いの目は晴れないと。

昨年、当時の久保大蔵大臣が新たに当分中止と言われたのは、漏れていないという明確な確認ができていなかったからだったはずであります。また、漏れた疑いが今回も濃厚でありますからあるいはそういう疑いがあるわけですから、大蔵大臣、当然直ちに手を打つていらつしやうと思つてゐるんですが、第一勸銀からの職員は引き揚げさせることにされたんでしやうね、そのことを一つ。

それからもう一つは、現在十人いる、それを含めた銀行からの出向者は引き揚げさせて、今後の新たな金融機関からの任用は、当分中止ではなくて今後はもう永久にやらないということにしたんでしやうねというのを確認をしたいんですが、いかがでしやうか。

○大蔵大臣(三塚博君) 本件につきましては、従前、大蔵省として、民間の発想、知識を受け入れて業務を行うことが重要という観点から採用しておつたところでございます。若手の職員を二年度受け入れるということの慣行でございました。

しかしながら、これまで当省が職員を受け入れてまいりました民間企業のほとんどが民間金融機関であったことから、官民癒着との誤解を招く面もこれあり、昨年の人事異動期以降、新たに民間金融機関からの受け入れを行うことを当分停止することとしたところであります。これによりまして、来年、平成十年四月には民間金融機関からの受け入れ者はゼロとなる予定であります。

ただ、民間企業から受け入れた者については、柔軟で幅広い視野を持った人材の育成に有効であるとともに、相互理解や専門的知識の相互活用に資するものでございまして、今後とも拡充していきたいと考えておるところであります。

○笠井亮君 そんなことでは今回の事件に対する大蔵省の真剣さが厳しく問われると思うんですよ。今後ともそういう交流についてはいろいろ拡充していくんかという話だと、これはもう一体どういうことなのかと。今、癒着の誤解を招くというふうに言われまして、誤解を招かれるだけでもこれはもう大蔵省にとっては重大問題だと思ふんです。

大蔵大臣、今回の問題についてもああいう隠ぺい工作ということも言われたわけですが、本当に漏れていないということを絶対に断言できるかというのを伺いたいので、今第一勧銀から出向してきている人は、来月七月でちょうど二年の期間が来るはずなんです。そういう点でいいますと、こういう問題もあつたんだから、あと一カ月足らずということですから直ちにやるということで、別にそんなややこしくなくてもできるはずであります。そんなこともしないで再発防止だということをする一般的な言われても国民は納得しないと思うんですけれども、再度きちんとした答弁をお願いしたいんですが、どうですか。

○国務大臣(三塚博君) 委員の御指摘は、漏れておるのではないかと疑念を持たれておると思いますが、研究機関等に配置いたしておるわけでございまして、金融機関の諸君でございましてから金融行政の関連業務には一切これを入れてお

ない、こういうことであります。

また、先ほど申し上げました民間企業からの受け入れについて柔軟で幅広い視野というのは、金融機関はこれでストップでございしますが、一般民間企業から、ノウハウ、弾力的な物の考え方、要すれば民間の研究機関、また事業現場において行つておるエンジニアの皆さん、こういう観点で行つてまいりますことが、行政の弾力性、民間のノウハウの吸収という意味で正しいのではないかと、そういうことの基本であります。

○笠井亮君 金融機関からはこれでストップ、要するに来年四月以降はもう永久にないんだということは一つ言われた。しかし、来年四月まではいるというところはこれはまだ問題があると思うんです。私もうここで繰り返しません、これは大蔵省としても厳しく受けとめて、世間が厳しい批判を癒着の問題に向けているわけですから、来年四月を待たずに第一勧銀から直ちに、そしてそれ以外の銀行からも引き揚げさせるということをしなかつたら本当に政府としての姿勢が問われるということを重ねて申し上げて、これはきちつとやつていただきたい、検討いただきたいと思うわけでありです。

ここで梶山官房長官に伺つておきたいんですが、今の問題の関連なんですけれども、今度の法案で金融監督庁設置を考えておられるということなんです。それ自体大蔵省の中じゃだめだというのはこの前議論もしましたが、そういうことを言われているんですから、そして官房長官御自身、金融監督庁によつて緊張感と透明性ということも特に強調されているという中でありますから、銀行からの職員の金融監督庁への受け入れというのはまさないかと思うんですけれども、もちろん予定してない、絶対あり得ないということでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 人事権は新たに金融監督庁長官が選任をされてからあるわけでございしますから、そのことを拘束するような発言は私自身

がいたすべき立場にございせん。

ただ私は、前の質問者に対してお答えをしたのは、どういう方が金融監督庁長官に御就任になるかどうかは別といたしまして、そのまますトレートに今のいわば銀行局にある検査監督部門をそっくり持つてきてそれだけで事足りるかどうかということを考えますと、私はその金融監督庁長官のもとに、望まれるならば、顧問が参加かは別として、あるいは常勤か非常勤かは別として、金融や証券あるいは私法あるいは公法あるいは国際金融、そういう監督をすべきあるいはまたその状況判断をすべきスタッフを置いてあげなくて、ただ単に民間の金融機関と遮断すれば金融監督庁の責任が果たせるなどとは思っておりません。これは、これから人事が決定した後には思いを新たに選任をさるべきことだと思ひます。

○笠井亮君 今、大蔵省の方はもう来年四月以降はやらないかというのを言われたんですが、今、人事は長官が新たに選任されてからということでありましたけれども、しかしそのもとのスタッフというところは一般的にいろいろんなスタッフということとは当然あり得ると思ひます。しかし、現職の銀行関係者、職員が出向という形でやるということになると、これはさきさんその疑念も含めて問題になつたわけですからそういうことはあつてはならないというふうに思ふんですが、その点はよろしいですね。

○国務大臣(梶山静六君) 金融監督庁の使命を果たすために、必要であれば、職員であるか退職者であるかは別として、金融のエキスパートをスタッフに持つことは当然であります。スタッフ自身は金融監督庁長官に対して責任を負う立場でございまして、私は、厳正公平な意見具申をしてもらつて、行政そのものにストレートにタッチをするわけではなく機関になろうかと思ひます。そういうことまで拘束をしまして私は新たな金融監督庁長官を迎える気はございませんので、それは総理の判断によりましようけれども、そういう監督庁長官が必要とするスタッフを今から制限的に考え

てはならない、このように思ひます。

○笠井亮君 もうこれはこれ以上やりませんけれども、検査監督部門に直接銀行の職員が出向していることというのが、それは大蔵省であつてさういふことはしていないんだということがあつたわけですから、新しくつくろうということが提案されている金融監督庁に、検査監督部門を銀行から直接職員が来てやつているなんというこになつたらまた漏れるんじゃないか、一体検査監督をできるのかというところになるわけでありです。これはまた新たな癒着を生む余地がある重大な問題になるというのを私指摘申し上げて、くれぐれもそういうことのないようにきちつと官房長官御自身もこの問題の中でお考えをいただきたいというのを申し上げておきます。これは重大な問題だと思ふんです。

きょう、私はその上で特に伺いたいことがありますのでこちらに移りますが、先ほどの質疑でもございましたが、金融商品における消費者保護との関係であります。それとの関係で本法案について幾つか伺いたいと思ふわけであります。

先週の本会議での私の質問に対して梶山官房長官は「金融監督庁は、預金者等の保護を図ることを任務としており、「消費者等の保護に機能を発揮していく」という答弁をされましたが、果たしてそうなのかということの問題提起をし、伺いたいわけでありです。

まず、大蔵省に伺うわけですが、バブル期以降、変額保険の問題それから不動産の共同投資を初めとして新たな金融商品が販売をされて、被害が多発をして、そして大変な社会問題化して国会でも繰り返して取り上げられてきました。

例えば変額保険の問題ですけれども、どれだけの被害を消費者に与えているかと大蔵省は実態を把握しているのか。私の言い方をさせてもらえば、いわばリスクを承知で欠陥商品を買取した行政サイドの責任あるいは総括をどういうふうにするのか、導き出しているのか、端的にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

被害者数がどれくらいかということにつきましては、ちよつとそのような数は承知しております。変額保険につきましては、多数の訴訟が提起されていることは事実でございます。大変遺憾でございます。

大蔵省におきましては、直近で申しますと、当時の大蔵大臣の指示もございまして、昨年の十月と十一月に、個別の生命保険会社及び銀行に対しまして、契約者及び債務者から相談、苦情が寄せられた場合には適切な対応を行うよう指導してございます。

さらに、個別の対応でございますが、体制整備という意味で、生命保険協会及び銀行協会、並びに個別社に対して、相談、苦情処理の体制を強化するように要請する通達を發出してございます。

保険会社、銀行とも免許企業でございますので、公共的側面にかんがみまして、いやくも信頼が損なわれることのないように、業務運営につきましては一層適切に指導してまいりたいと思っております。

○笠井亮君 被害者の方には本当に深刻な死活問題だと思ふんです。裁判になつていくということもありまして、これもほんの一部で、泣き寝入りのケースも多いというふうに向つております。

変額保険の加入件数といふと百二十万件にも上るといふ大変な数になつていまして、実際の被害はもつと大規模だと思ふんです。そして、自殺者の方も出られたというところであります。

被害者の会の方はこういうふうな訴えられていふんで、被害者には年金生活のお年寄りも多くて、大手銀行相手に裁判で争うのは大変だ、これほど社会問題になつていふのに大蔵省は被害の実情把握もしないで、来てくれないで、電話にも出ないというところで、血も涙もない態度をとつていふ、ですから国民に訴えるしかないんだというところを言われているわけなんです。今、実態の把握ができていないというところを言われましたが、

まともな実態調査もしないでいふば通達を出している、あとは当事者の間でということでは、金融行政の責任が厳しく問われると思ふんです。

大蔵大臣、少なくとも被害の全容の正確な把握抜きに今後の金融行政のあり方も語れないんじゃないかと思ふんですけれども、この問題は実態の調査から始まると思ふんです。いつまでに、どのような実態調査をするのか、またその教訓から迅速な解決策を講じるべきではないかと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 本件につきましては、御指摘のとおり多数の訴訟が提起されておることを承知いたしております。

大蔵省としては、行政機関としてのおのずと課せられております制約の中で、昨年十月及び十一月に、個別の生命保険会社、銀行に対しまして、契約者及び債務者から相談、苦情が寄せられた場合には適切な対応を行うよう指導してまいつたところであります。

さらに、生命保険協会、銀行協会及び個別生命保会社、個別銀行に対して、相談、苦情処理体制の強化について要請するよう通達も發出をいたしましたところでございます。

保険会社、銀行は、保険業法、銀行法に基づく免許企業であり、その公共的側面にかんがみ、業務の適切な運営による経営の健全性の確保が強く期待されております。当局として、保険会社及び銀行に対する国民の信頼が損なわれることのないよう、業務運営につきまして一層指導してまいりつもりでございます。

○笠井亮君 実態調査をどうするかと伺つても、先ほどから調査はできていない、それからそのことについてもお答えがない、そしていろいろまた同じ説明をされた。行政の制約があるということと通達を出したけれども、よく伺つていふと、依然としていふば当事者任せということ行政としての反省が見られないんじゃないかと、私、率直に申し上げなさいかと思ふんです。それどころか、去年九月十八日に大蔵省のプロ

ジェクトチームの文書が出ておりますが、私、見

まして、この中でこういうのがありました。「預金者・契約者・投資者保護の必要性」ということで「行政としても一定の役割を担う必要がある。」というところを一方で言っているんですけれども、他方、「保険行政」というところで「従来の行政に

おいては、保険会社間の競争促進による効率化よりも、保険会社の経営の健全性の確保を通じた契約者保護により高い比重が置かれる傾向があったことは否めない。」、こうした反省に立つて、この秋から云々とありまして、今後とも、契約者保護等の面に留意しつつ、規制緩和を着実に進める必要がある。」と。契約者保護に重点を置いてきたのを反省して、規制緩和にシフトを置いていくんだという方向さへ出しているというので私は大変に驚いたわけでありまして。まさに契約者よりも金融機関の利益重視と、先ほどは官房長官が被害者よりも加害者が守られるということも言われましたが、私はこの問題を通じてもそういうことがあるんじゃないかと思ふんです。

そういうことを通じながら、私は、こういうことで責任をきちつとらないうて、よくビッグバンということがあると思うんです。ビッグバンを進めていくと、銀行や証券、保険が複合したさらに高度で多様な金融商品が出現すると、先ほどもありました。そして、千二百兆円という個人資産を活用して、そういうハイリスクの商品に個人が接することになれば、当然個人の顧客と金融機関の間でこれまでのトラブルを含めていろいろあつたわけですから、もつとそういうことも予想される事態になるということは大蔵省も認められているところだと思ふんです。

そういう点で、政府がグローバルスタンダードというところを言われます。そういうことをおつしやるならば、先ほど消費者の全般にわたる保護ということ質疑もありましたが、特に金融消費者の保護のために、一つは法の整備と、それからもう一つは被害救済の体制の確立を、十分なディスクロージャーとともにまさに世界標準に持つて

いくべきだというふうに向ふわけでありまして、

これ抜きに規制緩和とか個人責任、自己責任というところで振り回しても、金融機関のそういう勝手な振る舞いを横行させるだけだといふふうに向ふわけでありまして。そこで、具体的に今二つ問題を上げましたが、その問題について伺いたいと思ひます。

まず、消費者保護の金融機関の利用者、消費者保護の入り口と言つたらいいんでしょうか、法整備の問題であります。

我が国には割賦販売法とかあるいは貸金業規制法、それから証券法、保険法には行為規制があると思ふんですけれども、銀行法にはそれがありません。銀行融資をめぐるこういう法制上の不備がとりわけバブル危機以降、過剰融資問題、こういうことを通じてさまざまな問題を起こして厳しく問われている状況だと思ふんです。この点では、欧米と比べても銀行融資に関する法的な規制がないことが銀行のいわば野方図を許してきたと思ふんですけれども、そのことは大蔵省はお認めになりますね。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。消費者の保護に関して各業態によつていろいろ法規制のやり方が違つております。例えば証券取引に関しては、適合性の原則の遵守義務、あるいは発行体のディスクロージャー義務というようにことが細かく書かれております。保険につきましても、特に保険募集に關しまして細かい規定、例えば虚偽を告げると重要な事項を告げない行為等が禁止されております。貸金業におきましては、過剰貸し付けの禁止、契約締結時の書面交付であります……

○笠井亮君 それは知つていますから、銀行法のことを言つてください。

○政府委員(山口公生君) それに對しまして銀行の場合はどうかといふと、銀行は免許業種であり、その健全な活動を通じ消費者の保護にも資するよう活動するという前提に立つております。したがらしまして、銀行に關してはその業務の健全

性及び適切な運営を期するというところで細かい通達を出し、そこで規制をしている、それをまた検査等で見ていこうという法の形式でございます。その法が不備であるからそういうことが起きているということではないというところでございます。

○笠井亮君 明らかに法の不備だと思ふんです。今説明されました、免許業種だと、そして検査監督だと、だから大丈夫だと。私はそういういわゆる銀行性善説というか、あるいはその上に立つた検査監督があるんだから、何かあったらきちっとチェックできるんだというシステムがあるから大丈夫だと言われますが、まさにそれが働かなかったことが今回の第一勧銀事件でも明らかになったと思うんですよ。銀行の行為に対して法的規制をしなければならぬということが今の問題を通じて明らかになっていく。だから、そういう不備がないんだというところは全然問題にならないような答弁だと私は思ふんです。

昨年の日弁連の人権擁護大会でも、現行法制に銀行融資における行為規制が欠落しているということ指摘して融資者責任の確立と立法措置を求めています。銀行の貸し手責任を問う会、こういう会があります。これもそういう点で提言を出しています。衆議院での本法案審議の中でもこの問題が議論になりました。私答弁読みましたら大蔵省が、将来的には統一的な消費者の保護法制というものはやはり検討に値する。検討に値するということは、今それがなければ検討をするわけであり。そういうことがきちっと答弁されているのも知っております。

やるべきことをやらずに、いわば法律上の穴から大変な被害が起った。だから、ビッグバン対応で中長期的とか将来的というんじやなくて、直ちに緊急課題として法整備実現に踏み出すべきだと思ふわけであり。大蔵大臣、銀行の借り手保護の法整備は、中長期とか将来的にいうんじやなくてまさに喫緊の課題だと思ふ。いつまでに具体化されるおつもりか。また、その中にいわゆる貸し手責任、レンダーブライアビリ

ティーも明確に盛り込むべきだと思ふますが、その点も合わせて御答弁いただきたいと思ふ。○政府委員(山口公生君) お尋ねの消費者の保護につきましても、投資家としての立場に立つ場合と、それから借り手側、つまり信用を受ける場合とがございます。今、後段おっしゃいましたのは消費者信用保護の方だというふうに理解いたしました。

信用保護のケースですと、貸金業規制法で過剰な融資等の防止等の措置がございます。それは、銀行については先ほど申し述べたような法形式になつております。最近、金融制度調査会におきましても、この金融システム改革の一環として、もう御議論をいたしておられます。法形式がいろいろ違つていていいのという問題意識ももちろんございます。それぞれの歴史的な産業の経緯もござい。統一した考え方、先ほど御質問もあつた。統一した法制度のあり方というところも含めて検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○国務大臣(三塚博君) ただいま銀行局長言われましたとおり、事柄の大事なことは理解をいたしておるところでございます。研究、検討が行われておるところでありますので、対応を誤らず取り進めていきたい、こう思つております。

○笠井亮君 金融制度調査会でもこの問題を含めて統一的な法整備問題が考えられていると私は承知しております。そして、銀行法については先ほどの体系があるというところで言われたんですが、先ほどの御説明では要するにこの部分にはないというところだと思ふんです。その上に立つて、統一的な法整備というんじやないかと思ふんですが、将来のことなのか、いつやるのかという、これはこれだけ緊急の問題、しかも今後の金融市場の自由化を進めるというところで、政府のやられることを進めていくとします。この問題が問題になつてくるわけで、これはまさに将来のことにする

ことはやっぱり反省が足りないことのあらわれじやないかというところを申し上げ、かつ貸し手責任の問題も明確にすべきだということを強く指摘しておきたいと思ふわけでございます。

もう一つきょう伺いたいのは、消費者保護のいわば出口の問題でございますが、被害救済の体制の問題であります。この問題も我が国では全く未整備だと言わざるを得ないと思ふんです。金融被害の相談窓口あるいは仲裁機構の整備等の問題は、関係者含めて今切実に求めている問題だというふうに思ふんです。

私いろいろ勉強してみました。アメリカでは、銀行の監督機関は消費者との窓口を必ず持つてい。そして、その一つである連邦準備制度の消費者窓口は、銀行取引における消費者の苦情を受け付けて、監督下の銀行の法令違反の有無を調査して消費者に書面で回答をする。もしも法律違反があれば銀行に改善命令を出すということが言われておりました。イギリスでもオンブズマン制度があるというところであります。大蔵大臣、グローパー

ルスタンダードということを言われるならば、我が国でもこうした体制の問題でも世界標準並みのものをつくる必要性をお認めになるかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 先ほどお尋ねのございました消費者保護の法的な整備の問題とは別に、紛争等が起きたときにその民事上の解決を裁判所に持つていくか、あるいは持つていく前に、あるいは持つていくと同時に行政的に解決できるかという問題だと思ふのでございます。

ところが、司法と行政との関係からいいますと、そこは行政には一定の限界があるというふうに思ひます。そうした場合にはやはり業界団体等と、先ほど御紹介いたしましたように、親身になつて相談相手になるというように、現実の姿としてあるわけでございます。もし行政的にもそういうことを仮にシステムとしてやるとすれば、司法の分野に一部入るわけでござい。その場合には相当な人員と体制というものを必要

とするわけでございます。その点の非常に難しい問題があり、いろいろ金融制度調査会等でも御議論がありますけれども、歴史的なそれぞれの国の経緯があり、また司法制度がそれぞれ違ひます。ただ、こういった紛争処理の問題というものは大変大きな問題であるという意識は持つておりますので、将来の重大な検討課題だというふうに思つております。

○笠井亮君 みんな将来の問題、重要検討課題というところで先送りということでは、これは現実にいろいろ問題が起つていっているわけ。そして、ビッグバンというところでさらに問題が広がるという中で将来の検討課題と。それぞれシステムも違う、法体制も違うということでは、これでは一体国民はどう考えたらいのか、被害者の方々も本当にどう考えたらいのかということだと思ふんです。

変額保険問題も最初に申し上げましたが、この問題でも昨年の四月十一日の本院の大蔵委員会での当時の久保大蔵大臣が我が党の吉岡吉典議員の質問に対して、「現在の大蔵行政機構の中でどのような方法が可能か、どのような部門でやたらそういうことが可能になるのか、少し検討させていたきたい」ということで、踏み込んだ答弁で検討を約束して、その結果ということで先ほど説明があつたような通達も出して、各銀行、各保険会社、協会を通じて処理の体制に万全を尽くすように要請したというところがあるわけですから、その程度のことではないのかどうか。

それから、陣容を割かなきゃいけないと言われましたけれども、被害がどんどんあつたときに、行政として認可した商品についてどういうふうになつて、それがどういふ被害をもたらしたのか、これは司法の問題は別として、行政として金融機関に対して、銀行に対してどういふふうな態度をとるのか、このことも含めて被害救済の体制をきちつとどういふことを考えていかなきゃいけないというふうに思ふわけであります。

金融制度調査会で検討しているということであ

りますけれども、やはり私は現在の被害救済という点からも、被害救済の体制づくりが早急に、まさに将来にやなくて早急に進める必要があるし、そしてその体制がどういう立場で相談を処理するのかがまさに問われていると思うわけであります。私、思うんですけれども、現状の金融消費者被害の救済を出発点にして、消費者保護体制をいかに確立するかという観点からやはり体制づくりも本当に真剣にやるべきだというふうに思うわけであります。

今、司法の問題も言われました。そして、いろいろ複雑な問題を研究しなきゃいけないと思うんです。しかし、現実には、今の日本の制度のもとでは、言ってしまうと訴訟に訴えて裁判をやるということが被害者にとっては手だてがないということがあると思うんです。そうなりまして訴訟になりますと、一方は金融のプロだ、片やアマチュアの一個人という形になるわけであります。持つてくる資金力も情報量も違う。相手は銀行だと契約書類も差し入れ方式で銀行だけが持つていて個人の手元には残らない。そういう力関係のもとで裁判をしなきゃいけない。こういうことでありまして、たとえ一審で被害者が勝訴しても、金融機関側は控訴、上告する。決着が着くまでに何年もかかる。だから裁判以外の道で、行政もかわって金融商品について専門的知識を持つ人々で構成された問題解決の体制づくりをするとか、そういうことも含めてやはり消費者の視点に立った保護行政が求められると思うわけでござい

ます。時間が参りますので、官房長官にその上に立つて伺いたいんですが、官房長官、先ほどの委員の質疑に対して抽象論ではいけないと。そして、繰り返しますが、被害者よりも加害者が保護されるというところが問題だということも言われたと思うんです。これだけやはり金融被害というところが問題になってきたわけですから、消費者等の保護に機能を発揮していくと言っている金融監督庁の設置を提案するに当たって被害者救済あるい

は被害救済の問題も当然検討されたと思うんですけれども、そういう議論が実際にあったのか、そしてこの問題を今後どういうふうな扱っていくか、意あるいは方針でいらつしやるのか、最後にそのことを伺いたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) ストレートにこの問題に答える用意をいたしております。

ただ、金融監督庁を設ける第一の理由は、前々から申し上げておりますように、一昨年来のいわば住専問題に端を発して大蔵省の銀行局の中で二つの使命を同時に果たすことの混在が大きく災いしている、その反省に立つて今回分離をしたわけでありまして、その中の緊張感の中で金融行政に対する検査監督が十分にいくであろう。その検査監督というのは、今までのいわばゆるゆる金融の信用やあるいは消費者保護、そういうものを目的としたわけでありまして、それが個々の者を詳細に済できるかという点に関しては残念ながら詳細規定をまだつくることもできませんし、またそのことに至っておりません。

しかし、今までの慣行からいいますと、このパブルの崩壊もそうでありまして、私たちがどの銀行に預けてもどの保険屋に預けても結果としては間違いない、しかし全部金利も何も決まってい。ですから、勧誘者の顔に従ってやってやろう、それがパブルの崩壊と同時にそういうものでなくなったという現実。ですから、これは大変な反面教師で、国民一人一人は決して知識がないわけじゃございません。この問題を契機にして大変な私は勉強をしていると思ひますし、こういうことが二度も三度も、ごまかす方もうまくなるかもしれないが、そんなに二度も三度もだまされるものかということになるわけであります。

先ほど話したような、例えば変額保険の問題でも、どんなふうな間ならばその利益を吸収しますと言ったんですが、がたつと下がつてみればそんなはずじゃなかったと言われども、虫眼鏡で見ればわかるような約款とか定款には全部そういうことが書き込まれていて、今までは勧誘者が

信用してやっただんですが、残念ながらそうでなかった。こういうことを考えれば、私は大半のものはこれから消費者あるいは預金者それぞれが懸命になつて解決がでる問題。しかし、どうしても救われない問題は、先ほど言ったように、例えば日産生命の問題で私はまだ答えを出すことができてなくて実は返答に窮している場合もござい。いずれにしても、これから大きな意味で預金者保護、これは銀行に対してはおよそなされております。しかし、何となくこの保険というのはあやふやなもので、二遍目、三遍目の更新のとき相当だまされるということがよく、だますという言葉を使っているのかどうか分かりませんが、条件が違つてきて、私は郵貯派ではございせんが、簡保が一番安全で確実だと一般の市民は言っていることもあります。安全確実な道を望む人は望むし、多少ハイリスク・ハイリターン、そういうものを望む人は望む、それなりの私は選択の権限があるはずであらうと思ひます。

○笠井亮君 続きはまたやります。終わります。

○田村公平君 金曜日、大蔵省にうそをつかれたというところで、その後の質問とりに私は質問通告をしておりません。しかし、今までの大蔵省の担当の方の私に対する俗に言う取材といはしうか、そのやりとりだけで、ある意味では質問通告してあったも同然だと理解をしておりますので、その中から質問をさせていただきます。

私は社会人になって二十八年になります。その間に銀行に関する、自分自身の身に起きたことを二、三申し上げます。

一つは、第一勧業銀行麹町支店の私の普通預金口座から私自身が印鑑と通帳を持ってお金を引き出したに行ったのににもかかわらず、そのお金がなかったというところであります。

それはたまたま第一勧業銀行麹町支店の当座預金を持っておるお得意さん、そして普通預金口座を持っておる同一人物のお得意さん、私の普通預金口座から、その当座預金を持っておられるAという方の口座が赤なものですから私の口座から勝

手に引いてくれたわけです。窓口で当然私のお金が出てきません。それで、困りました。そうしたら、あなたは金をついたんじゃないかと。僕はここに通帳と印鑑を持っているのにどうして引けるんです。銀行はしらを切りました。

結果として、これはコンピュータでやっておるから、本店とのやりとりがあるから一週間以上かかりますと言つて、当時のお金で大金でありました六万何千のお金が返ってくるのに一週間かかりました。これはその間僕のお金を盗んでいたわけです。

私は、当時、国会議員の第一秘書でありましたので、そのことを大蔵省銀行局の第一勧業銀行担当の検査をやつておる方に申し上げました。何のリアクションもなければ、何もありませんでした。まずそれが第一点。

第二点は、私、昭和三十八年ごろからこのかわいいうろろしておりますけれども、学生時分を入れます。どういうわけか、大和銀行の支店がこの中にあります。

当時、第一秘書として百万円の古いお札を選挙区でお祝儀用に使つたのですからピン札にかえに行きました。参議院の地下一階にある大和銀行支店がありました。そして、ピン札ですから間違いないだろうと。窓口で数えればよかったんですが、衆議院の第二議員会館にそのまま帰つてきて、おやじに渡すときに、祝儀袋に入れないといかぬわけです。選挙区に帰るわけですから、一枚足りませんでした。で、大和銀行の参議院支店に行きました。知らぬふりでありました。私は別におやじの金を盗まないといかぬほどの悪人ではないと思つておりますけれども、こういうことを経験したことがあります。もしあのときに総会屋になつていたら今ごろかなりの僕は玉になれたんじゃないかなという気もしておりますが、そういうことがありません。

そして、生保に関して言わせていただきますけれども、選挙をやる人間ですから選挙の間際になりますと、いろんないゆる生保のおぼちゃん

というんでしょか、もう保険にいつぱい入らないといかぬわけですか。で、選挙が終わるとすぐ解約をしよう。これが自分のおやじの代からの体験であります。特に生保、損保関係のそういう勧誘の仕方、人の弱みと言っちゃあれですけども、選挙が近くなると、固有な名詞を挙げていいと思ひますけれども、日本生命とかそうそうたる生保会社が、私は顔が広いから保険に入れた、一種の強要に近いような思いをしたんです。そういうお金の集め方をしている実態を大蔵省は承知しておるんでしょうか。

あるいはパブルがはじけてからかどうか知りませんが、歴史と伝統のある某私立大学の新入生に対して、いかにもその大学と関係があるような形で、催眠商法とは言いませんけれども、保険に入りなさいという勧誘の文書が大量に配られております。

そして、たまたまきのう選挙区から上がつてくるときに、これはもうある程度名前も知れていますから固有な名詞を挙げますが、ノンフィクション作家で塩田潮君という方がいます。いわゆる変動相場制に移る「電気が関を震えた日」という本で第五回ノンフィクション賞をとった男であります。彼とは中学、高校と同級生で、たまたま飛行機の席が隣だったのですから、銀行の話がはじかれて、今第一勧業銀行に幾らの口座があるかは知りませんが、女子行員の皆さん方がそれぞれの支店で十円玉をいっぱい使って、十円玉というのは銀行の電話ですから銀行の電話がかかってくるわけですから、預金者に申しわけないという電話作戦をしております。

私はたまたま不快感を持って自分の第一勧業銀行の口座をもう今やめたものですから直接電話はかかってくるではないんですが、そのうちかかってくるかも知れませんが、そうすると、これは例えば第一勧業銀行の預金口座が百万円口座あったら、掛ける十円というのは一千万円になるんですか、それが三分で終わらなければもつとものとなってくる。中には、電話をすれば獲っている

子を起こしたりすることもあるだろうし、申しわけないからというおわびの電話をするというわけですから大変な経費にもなるし、また経営のトツプならまだしもいわゆる女子行員の方々ですからも、その不正な融資、無担保に近いことでの融資のデシジョンメーカーではないわけですから、意思決定をしたわけじゃないから、そういう実態について大蔵省は承知しておるんでしょうか。ちよつと七分ぐらいの時間があるから、今申し上げたことを全部答えるとは言いませんけれども、お答えがいただければ幸いです。

○政府委員(山口公生君) 幾つかの先生が御経験された実例をお挙げいただきましたが、例えば最初におっしゃった別人との関係で、窓口でかなりのミスがあつて長く待たされたという話は実は私も以前にある方から聞きまして、都銀の担当者の集まりがありました。そこで早速都銀ともあるところがあるというところ、その担当者自身もそればかりで考えておられないというようにことを言っていました。現実にあるんだということに注意は喚起しておいたわけでございます。

それからピン札の話は、ちよつと私はそういう例は今まで聞いたことがありませんが、現実としてあつたとすればそれは大変な間違いだろうと思つておられます。それから、生保とか損保の話は、保険部長がいますから詳しくは彼からも話をさせますけれども、かなり無理して勧誘というものが行われているというのには常々よく言われておりまして、やはり無理してとつてもすぐ解約になるということでありまして、何のための勧誘かわからなくなる、ただ成績を上げるための勧誘であれば何ら会社にとつてはプラスにならないということでありまして、そういうことは注意しております。それから、勧誘員についてもくるくるかわつてしまふというような事態があるということがありまして、そういうことはやはり業界としてもいいことではないんだということに注意をし

た経験もございまして、今、先生から改めてそういった御注意がありましたので、また業界の方によく申し伝える所存でございます。

○田村公平君 十一月が保険の月だとか、この月が保険の月だ。実は、僕は高知にいますので、今いるから何と入れとか、入れなかつたら人を紹介しろとか、僕の同級生が鹿児島支店だと鹿児島からしかかってくるんです。それぐらいさまでいい。しかも、それは保険のおばさんじゃなくてですよ。

保険のおばさんのやり方というのは、何々生命の社長が高知へ来る、いいホテルを借りて、そこで高知県なら高知県の有力者がいっぱい来ますから、あなたも選挙に出る人から顔を売って、私が紹介したあげるといふのでそこへばつとはまつたらえらい目に遭うように大体なつておられます。もうそこへ行つただけで、祝儀を一万円包んでいふたらもう私が……(選挙違反じゃないか)と呼ぶ者あり。選挙違反にならないで、だつて会費相当ですから、それはちゃんと調べていくんですけれども、それで、私の取引先の社長さんを紹介してあげるし選挙の票にも結びつけてあげる、そういうやり方をするんですよ、政治の世界の人間には。

なぜそんなことを言つたかという、本当はやつぱり大蔵省のいわゆる監督検査の部分に完全にシェアリング、分けても、今でもたかだか二十八年生きてきた中で、大企業をやっているとか何かいっぱいお金を持っているというレベルじゃない人間にそういうことが起きているわけですから、業界を指導するとか注意するというよりも、癒着という言葉は余り使いたくないんですけども、もともとと本場の意味での検査監督ができていない、だからこそ金融監督庁をつくらうとしておると思ひます。

そういう意味での、僕は梶山官房長官に質問はしたくないのでありますけれども、おっかないです。新しい役所がもってきて長官の人事権

云々の話がありますけれども、願わくば大蔵省本省の出先機関のなものをじゃなく大蔵省の検査監督部門がすばつと平行移動して、そこがやつぱり総理大臣の直屬であつて、協議とかいふものもいろいろありますけれども、金融監督庁なるものが新しくできる、その人が二、三年たつてまた大蔵省に帰るというところは、私は避けてもらいたいなと思ひます。

と申しますのは、白川自治大臣が地方、つまり都道府県、県庁のことです。県庁に連綿して自治省から総務部長が行くとよくないということ、全部やめると、私はそれについては異論があるんですけれども、大臣はそういうふうにおつしやつて、自治省対地方自治体、都道府県の関係、それと大蔵省対金融監督庁の関係、どちらの方がより力関係でいうと厳しいのかな、身内意識が強いのか、その自治省対県のレベルの総務部長をやめようという大臣がおられる中で、同じ大蔵省からスタートして派生する金融監督庁との人事交流、つまりノリリターンという話で、大蔵大臣は本会議で引込んだというかあいまいといひました。ようかちよつとばかした御答弁をなさつていました。

そういう観点から見ると、私は今度できる新しい組織が、今までのいろいろな起きてきた、たまたま大きな事件になつたものもあれば私のように小さくて事件にもなつていない、そういうことが万に一つでも今後起きたら本場にこの国はだめになつていくと思ひます。なぜかという、みんながもしたんと預金をし始めたならもう日本の金融はおしまひじゃないですか、経済は。

そういう意味で、本会議場で大蔵大臣がノリターンについて、ちよつと僕にとつて明確な部分を明確に、でき得ればリターンはないと言つていただきたんと言ふことは、これは強制になりまして、それからそんなことは申し上げませんが、大蔵大臣の御所見をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(三塚博君) 田村議員の言わんとする

金融監督庁新長官が出まして、立派な人が出る
と私は期待をいたしておるわけでございますが、
国会議論の基本を踏まえて、ノーリターンとい
うことについて人事権の方針を明示することであ
れ、ばそういうことになるだろうと思います。要す
れば、一点、本会議で申し上げました私の真意は、
全く硬直状態に置くことが果たして職員の士氣を

向上することになるんだろうか。エキスパート専門官という人はそういうこと。いわゆる軍隊の位で言う特務曹長というすべてに精通をしておるが専門官が育っていかなければなりません。それが将校になり佐官になりと、こういうことでいくの論が人事だと私は思っております。これだけの論議を進めている中で、ノリリターンを党派を超えて言われる理由はしかと受けとめて取り組んでいかなければならないと。しかし、人事権がございませんで、それぞれの場面場面でお伝えを申し上げる、こういうことでその悲願にこたえる状態が出るのが一番大事だと思っております。

○田村公平君 堀山長官に何で答弁をと僕が言いましたのは、人間というのは妙なものでございまして、昭和五十一年当時に実は堀山長官の事務所のお茶くみの手伝いをしたことがあります。人間というのは、そういうつき合があるとなかなかかと言いたいことがあっても言えなくなってくる、それでノーリターンということを。人間というのはそういう関係が出てくるということもありまして、ちよつと余計なことを、蛇足でございまして。

終わります。
○山口哲夫君 住専の処理問題についてお尋ねをいたします。

中坊社長は、新聞報道によりますと、身の危険を感じながら大変な努力をしている。SPまでつづいているそうです。心労で一カ月も入院をしてしまった。そのくらい頑張っているわけです。それで、その社長のおっしゃることに、国民に住専の二次損失の負担はかけない、そういう考えで努力をしているんだということです。

そういう大変な苦勞をして頑張っている中坊社長（中坊社長）の、一月二十七日の記者会見によりますと、管理機構が資産を引き継ぐ前に発生した損失のうち、一時損失として処理されていないものがあることを明らかにしている。その処理を中心として、政府並びに預金保険機構に要望書を提出したたと報道されております。その要望書の具体的な内容について説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今お尋ねの中坊社長の方から、昨年十月の財産譲り受け以前の時点で既に生じていた収益返済不能状態等については金融安定化拠出基金の運用益を活用して穴埋めを行ってほしいとの意向を昨年の十二月に私どもに対して要望書という形で出しました。ただ、これにつきましては、その後中坊社長より要望自体にまだ流動的な側面があるとの話があつて、また、対象となる内容も固まつておられないの、というお話がございました。

したかいまして、当局としては現時点で見解を申し上げる段階ではないということを御理解いたさきたいと思います。

○山口哲夫君　その辺がどうもはつきりしないんで、本来であれば中坊社長に直接おいでをいたただいて、いろいろと質問をしたかったですけれども、残念ながらそういう機会がとれませんでした。

大蔵省の担当の方といろいろ話をしておるんですけれども、例えば要望書を見せていただけないかと言つても、それはちよつと出せませんという話も聞きます。どうしてですかと言つと、今言つたようなお話があると。具体的なそのときの内容とは言つてもなかなか教えてもらえない。どうしてそういうふうになるのかなと思つてゐるんです。

具体的にちよつとお聞きしたいんですが、今もお話があったように、昨年の十月一日以前に事実上発生した損失のうち、一次損失として処理されなかった分は金融安定化拠出基金の運用で穴埋めをするよう大蔵省と預金保険機構に要望したと、

そこで、管理機構から要望のあつた金額は一体、幾らなんでしょうか。そして、その金額はいつ、どのように処理されるのかを含めて、透明性の高い処理を行う必要があると思いますので、その要望についての政府の見解を示していただきたいと思ひます。

○政府委員（山口公生君） 社長からの要望書につきましても額は一切入っておりません。それは考え方の問題としての御指摘でございます。また、具体的な財産を精査してみる必要があるわけでございます。

なお、先ほども申し上げましたように、社長自身より、要望自体にまだ流動的な側面があるから、これはまた追って相談しようというなお話でございましたので、今の段階ではそれを明らかにすることは差し控えていただきたいと思います。

○山口哲夫君　要望された内容については私も理解ができるんで、そういう立場でお聞きしたいと思うんですが、この新聞報道によりますと、要望書の提出は昨年十二月で、これに対して大蔵省それから預金保険機構とも理解を示して関係機関への説明を進めているというふうに書いています。

ですから、内容については、金額は明らかにさ

れていないというんですけれども、そういう基本的な考え方に立つて大蔵省自身がやっぱり理解を示したということですから、そういう内容、基本的な考え方については、その方向でこれからも努力をするというふうに解釈してよろしいんではないか。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。
まず一番大切な点と考えますのは、法律上それが読めるかということがあろうかと思うわけでございませう。

住専処理法第十条におきましては、預金保険機構は住宅金融債権管理機構の円滑な業務の遂行のため必要があると認めるときは、金融安定化拠出

交付できるとされております。

ただ、その当否につきましては、一義的にはこの法律に基づきまして、本基金の拠出者から成る預金保険機構の運営委員会において判断をするという形になっておりますから、具体的な形になつてきた段階で運営委員会等の御意見を伺ひながら判断していくということになるかと思ひます。

○山口哲夫君　それではもう少し立ち入ってお聞きしますけれども、この報道の中には、担保物件の査定をしたのは大蔵省だと書いているわけですね。担保物件にはまだ調査できていないものがあり、今後も大蔵省の査定を下回るケースが予想されると。大蔵省がいろいろと今まで査定した金額を出しているんでしようけれども、それを下回るケースが相当出てくるだろうと、そう書いております。

管理機構は五月の末までに調査して金額を確定すると言っておりますけれども、五月末をもう過ぎていらっしゃるんですけれども、まだ確定していないんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今のお尋ねの件につきましては作業中でございます。

○山口哲夫君 いずれ金額が出てくるんでしょ
けれど、当然これは査定をした大蔵省の方に責
任があるんであって、住専管理機構の方に責任が
あるとは到底思えないわけです。それは、中紡社
長が言っているのが当然のことだと私は思うんで
すけれども、そういうふうに解釈してよろしいで
すね。

○政府委員(山口公生君) 平成七年八月の立入調査による住専七社の貸付債権の査定ということが問題であります。そこが原則として債務者の財産状況、収益力等による返済能力に加えまして、担保、保証の状況を総合的に判断して行ったところでございます。このような査定基準についてはさきの国会においてもお答えしているわけでございますが、このように担保だけではなくて、債務

者の状況を総合的に判断した上で査定を行うという事は一般的に認められるわけでございますので、今の御指摘の点について、担保以外の部分の扱いということとは、やはり総合的に全体を見ながら判断していくということだろうと思うわけでございます。

○山口哲夫君 いずれにしても、この住専問題というのは、指導してきた大蔵省の責任は大きいと私は思うし、それともう一つはやっぱり母体行なり一般行なりの直接あるいは貸し出しの執行をしてきた責任というのは免れないと私は思うんです。そういうことで、これから起きるいろいろな問題について、住専管理機構の責任ということではないという立場で、大蔵省が責任を持つて、その点解決できるようにぜひしていただきたい、そのことを強く要望しておきたいと思えます。

なお、この問題については後日またいろいろと要望書が出てくると思いますので、そういうときに改めて質問をすることにしていきたいと思えます。

次に、金融庁の關係で、規則の制定権というのは、やっぱりこれは金融監督庁に私は与えるべきだろうと思っております。金融監督庁のこの法案では、肝心の市場監視についての規則制定権は大蔵省に残しているわけですね。これは野球に例えれば、プレーヤー、コーチあるいはアンパイア、みんな大蔵省という一人の選手が全部やっているようなもので、常識で考えてもちょっとおかしいんではないかというふうに私は思います。一つの組織というものは、一つの目的で動かなければならぬ。本来的な目的というのは達成できないんではないだろうかと思うからであります。

それで、こういうようなこの法案の考えでやっていると、大蔵省はまたまあまたというふうな調子で、国民に見えないところで内部調整してしまう。結局は護送船団方式というものがなくなってしまうではないだろうか、こう思います。アメリカでもイギリスでも、大蔵省以外の組織がこの規

則制定権をちゃんと持っているわけですから、私はやっぱりこの際、規則制定権というものを金融監督庁に移すべきだと、そういうふうな考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(白須光義君) お答え申し上げます。まず、現在の銀行法等における省令でございますが、この御指摘の点からいいますと、一点は銀行法等に、あるいは証券会社等に関する省令、これらについて共同省令になっているという点。第二点は、証券取引法等におきまして、市場ルールに係る部分が、大蔵省令であるということかと理解いたしました。それで、お答えをさせていただきますと、第一点といたしまして、銀行法等におきまして、省令につきましては、銀行等に対します検査監督、こういう個別具体的な行政措置ではなくて、銀行法等の法令、政令の範囲内でこれを補充するルールを定めるいわゆる行政立法ということでございます。基本的には企画立案としての性格を有するかと考えられますが、その制定、改廃に当たりましては執行面の機能を的確に発揮させる観点からの検討を行うことが必要である、こういうふうな考え方をしております。

今般の金融行政機構改革につきましては、金融監督庁と大蔵省が相互に独立した行政機関としたしまして明確な機能分担と適切な連携を図ることとして、現在、銀行法等の金融関係法には法律、政令の委任に基づきまして多数の省令が定められる。金融監督庁におきましてはこれらの省令も含めて法令に基づいて検査監督という執行面の機能を担うことになるということかと存じます。

その銀行法におきまして省令の制定、改廃に当たりまして、明確な機能分担のもと、金融の検査監督という執行面の機能の確かな発揮という観点から十分踏まえつつ、法体系制度上の整合性等を図ることが重要でございます。これらにつきましては総理府と大蔵省の共同省令ということにいたしておるところでございます。

これは、省令の制定に関与するということを通じまして大蔵省が銀行等に対する個別の監督権限の行使に関与するということがあってはならないことは当然かと存じますし、また実際の制定、改廃に当たりましては、検査監督のための手続等、その必要性に応じて定められるものについては総理府が指導することになるかと考えております。

この点につきまして、英米というふうなお話がございましたけれども、この場合は一方で行政組織そのものも若干異なる面もございますし、議会との関係等々の変更もあるかと存じますので、今般の金融行政機構改革のもとにおいては企画立案、それと検査監督ということで区分をいたしているというところでございます。

次に、証券取引等の市場関係、市場ルールという点でございますが、これに関するものにつきましては、まさに金融機関等の検査監督という機能ではなくて、市場そのもののファンダメンタルズあるいは体系といったようなものを規定するという市場の構造というふうなことに關しますものというところでございますので、これらについては大蔵省令ということにいたしているというところでございます。

○山口哲夫君 それでは関連して聞きますけれども、これは午前中からの審議でも随分意見が出されましたけれども、いわゆる金融監督庁の企画立案の問題なんですけれども、行政改革の一環として二〇〇一年には省庁再編成を行うことになっているわけですね。当然その際に、金融行政の企画立案部門は金融監督庁に移るものと判断しているんですけれども、そういう考え方でよろしいですか。

○國務大臣(梶山静六君) これからこの行政改革全般についてのいわば思想、そういうものを統合してどういう形になるかわかりませんが、少なくとも現時点で考えられますことは、金融行政の中で企画立案の分野と検査監督の分野が一緒になっていることに実は疑義あり、問題ありということ

でございますから、これ以降分けたものをもう一つ全く同じものに組み合わせるということを私は考えるべきではない。その中でも、どういう機関に譲るかは別として、当分の間分けられることが望ましい。

そして、今、委員の言われるあれば、財政と金融の分離というところからいえば、金融は一緒にたにもうまとめればいいんだと、そうなってしまうと今までの金融行政のようにならざる形になつておかしくなつてしまふ。ですから、その背景というのか、よつて生まれてきた背景、これはこの一年半我々が検討した結果に出てまいったわけでありまして、この思想は生かされるべきものと考えております。

○山口哲夫君 それはちょっと違うんでないんでしょうか。

金融監督庁を独立させるということは、やはりそこに独立権を与えていこう、独立性、透明性をきちんと与えていこうということと分離するわけでしょう。それが今度、大蔵省で企画立案をやると、実施の方は監督庁だ。そうすると、計画はおれが立てるから、あとこの計画に従つて具体的なものをとおまえがやれという感じが受けますよね。これは上下関係ではないですか。そうすると、どうしても大蔵省の意思というものが必ずそこへ伝わっていく、何のために分離したかわからないということになるので、私はやっぱり独立性を確保することになるので、私はやっぱり独立性を確保するのはその金融監督庁に渡さなければいけないと思ひます。再度いかがでしょうか。

○國務大臣(梶山静六君) 今の形態は、間違ひなく委員が御指摘のように、いわば企画立案と検査監督は一つの銀行局の中にあるわけでありますから、あなたの思想からいえば今の形が一番理想的だと、こういうことになるわけであります。私が申し上げるのは、この企画立案と検査監督というのは峻別をさるべきもの、それが上下の関係とかなんとかというのではないはずであります。むしろ緊張感があつて相対峙をする。果たしてこ

の企画立案がよかつたのかどうか、それが時勢に合つていたかどうかというものはちゃんとした検査監督を行うことによつて立証される、そういうふうな理解をいたしませんと、今日のこの金融監督庁設立の体制にはならないという思いがいたします。

○山口哲夫君 全然考え方が違いますけれども、時間ですので終わります。

○委員長(遠藤要君) 明日は午前九時三十分に関会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税五%の撤回に関する請願(第一八三四号)(第一八三五号)(第一九二〇号)(第一九四号)(第二〇四一号)

第一八三四号 平成九年五月二十七日受理

消費税五%の撤回に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西一ノ一ノ二

ノ二〇七 小笠原正仁 外千四百七十六名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第一八三五号 平成九年五月二十七日受理

消費税五%の撤回に関する請願

請願者 静岡市中島四六ノ三 瀬川美江

子 外千四百七十六名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第一九二〇号 平成九年五月二十八日受理

消費税五%の撤回に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡西中三ノ二ノ

一〇五 桐畑慎司 外千三百一名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第一九四号 平成九年五月二十八日受理

消費税五%の撤回に関する請願

請願者 大阪府八尾市宮町一ノ二ノ一七

西川智津子 外四千五百七十五名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第二〇四一号 平成九年五月二十九日受理

消費税五%の撤回に関する請願

請願者 岩手県盛岡市黒石野一ノ三ノ一

七 吉田幸蔵 外一万九百二十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

平成九年七月二日印刷

平成九年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K